



\* 0 0 0 1 1 4 0 0 0 0 \*

0001140-000

特 2 6 4 - 2 4 5

政治・経済新語解説

菅順之助・著

同文館

昭和 1 3

AAA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月2日  
けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです

政治新語解  
経済

日本世界経済研究所員

経済學士

菅順之助 著

特 2 6 4

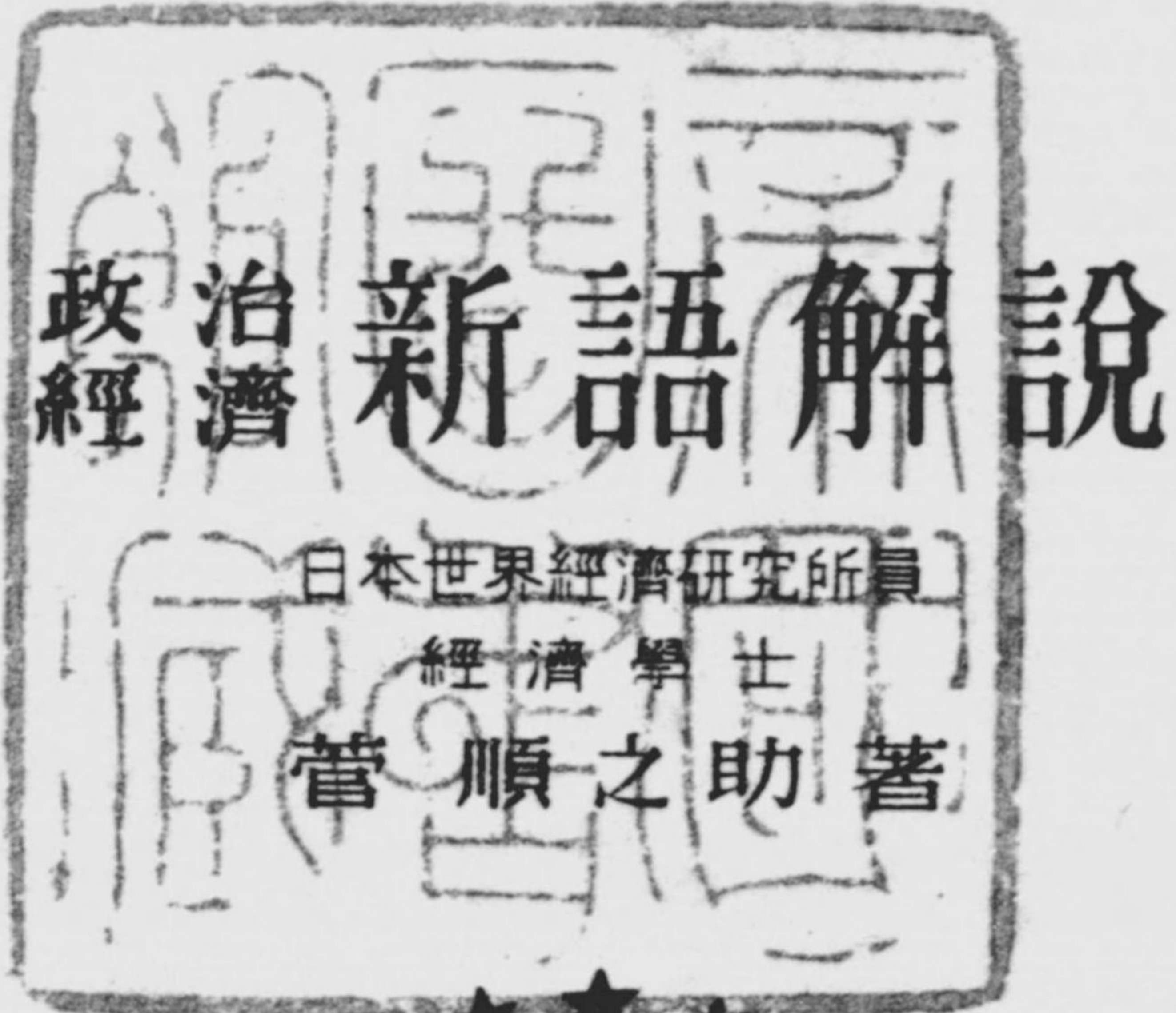
245

同文館

470



特 264  
245



同文館

## 序 文

新語は時代の變化と共に生れる。故に時代の變化が急なれば急なるにつれ、新語の生誕も亦多い。

新語を解することは新時代を解し、新時代の尖端に立つ所以である。

本書は右の趣意から時代の新語を集めたものである。何人も最も手つとり早く時代を知り時代を探らんと思はば先づ本書を繙くべきである。

菅學士は篤學にして博識の人。いま茲に本書を著はさる。敢て本書を江湖諸賢に推奨する次第である。

昭和十三年一月

經濟學博士 高木友三郎

自序

現代は實に目まぐるしい時代である。それだけ一方から言へば成長の早い時である。曾ては日本と言つても支那の屬國位にしか思はれなかつたものが、堂々と世界列國の中に立つて一步も主張をまげないといふ勇しい國となつた。

み民われ生けるしるしあり。實に現代に生をうけた者は、光榮を感じべきであると同時に責任の重大を思ふべきである。

本書はこれ單に一小冊子に過ぎない。されど大いなる熱意をもつて新語の解説をとほして時代の趨勢を語らんとしたものである。私は本書の普及によつて數千萬の數十萬の人が時代にめざめ時代に興味を起し且つ時代の理解を正確にせられんことを希ふ。自ら省みて不備、不満の點は鮮少に非ざるも、追々に訂正増補するところあるべし。記して大方諸賢の叱正を待つ。

昭和十三年一月

著者

目次

ア行

アスキ・マルク	一	アンチ・エヴリシング・ポリティシアン	四
赤字公債	一	青田賣買	四
アルバイト・ベシヤフングス・ヴェヒゼル	一	アクセプタンス・レート	四
アルバイト・フロント	二	アウトルキー	四
アルバイト・デインスト	二	アウト・サイダー	五
アグレッサー	二	アーケード	五
アグレマン	二	アービトレーション	五
アコ債権	三	アール・エフ・シー	五
アイ・ヂー・エー	三	インアクティヴ・ゴールド	五
アイ・ダヴリユウ・ダヴリユウ	三	伊國戰時體勢	五
アイドル・システム	三	インターナショナル・シルク・ギルド	六
アンチ・デフレーション	三	インフレーション	六
アメリカニズム	四	一般會計	六

移出・移入……………六  
 印綿相場……………七  
 上長(賣買)……………七  
 ウォータリング・ストック……………七  
 打歩……………七  
 エー・エー・エー……………八  
 エム・エス・エー……………八  
 圓爲替の磅リンク……………九  
 エフ・ディー・アイ・シー……………九  
 エス・エー・ビー……………九  
 エフ・オー・ビー……………一〇  
 エフ・エー・キュー……………一〇  
 遠洋航路……………一〇  
 エフ・エス・アール・シー……………一〇  
 エフ・シー・オー・ティー……………一〇  
 エキステンション・ロード……………一〇  
 オッタワ協定……………一一  
 オープン・エンド・モーゲージ……………一一  
 オープン・マーケット・オペレーション……………一二  
 親會社……………一三  
 オープン・ショップ……………一三

カ行

爲替平衡資金……………一三  
 管理通貨……………一三  
 カルテル……………一三  
 爲替銀行……………一四  
 關稅……………一四  
 カンパニー・ユニオン……………一五

爲替管理法……………一五  
 カンパニヤ……………一五  
 カラー・スクリーン……………一六  
 外國貿易……………一六  
 華僑(クワケウ)……………一七  
 貨幣制度……………一七  
 間接稅……………一八  
 爲替相場……………一八  
 金融評議會……………一八  
 キイ・インダストリー……………一九  
 金資金特別會計法案……………一九  
 金銀跛行本位制度……………一九  
 金本位制度……………一九  
 金ブロックの瓦解と金本位制の終焉……………二〇  
 協同組合運動……………二二  
 銀行預金保險會社……………二二  
 銀本位制度……………二二  
 銀行……………二二  
 銀行の種類……………二三  
 企劃院……………二三  
 義和團議定書……………二三  
 緊急事業と不急の業種……………二三  
 軍需工業動員法……………二六  
 軍備品……………二七  
 クラフト・デュルヒ・フロイド……………二七  
 クロスト・ショップ……………二七  
 クリーク……………二七  
 クーデター……………二七  
 九箇國條約……………二八  
 軍事扶助法……………二八  
 經濟軍縮……………二九  
 源泉課稅……………二九  
 計畫經濟……………二九  
 ゲリラ戰術……………三〇

國際商業會議所……………三〇  
 國際砂糖會議……………三三  
 コンツェルン……………三三  
 コーオペレーティヴ・ムーヴメント……………三三  
 國際聯盟資源特別委員會……………三三  
 五大麥酒會社……………三三  
 五大電力會社……………三三  
 五大紡績會社……………三三  
 五大生命保險會社……………三三  
 ゴス・プラン……………三三  
 ゴールド・カヴァー・ポリシイ……………三三  
 工部局……………三三

サ行

財政經濟三原則……………三六  
 三大通貨ブロックの成立と解消……………三七

紅軍……………三四  
 工業立地……………三四  
 國民戰線……………三四  
 互惠條約關係……………三五  
 國際的短期資金……………三五  
 互惠協定關稅制度……………三五  
 工人會(工會)……………三五  
 紅槍會……………三五  
 コミンテルン……………三五  
 コルホーズ……………三六  
 コムソモール……………三六

三大國策……………三七  
 產業組合……………三六

產金法案……………三九  
 三中全會……………三九  
 サンディカリズム……………三九  
 最惠國條約……………四〇  
 財政……………四〇  
 三民主義……………四一  
 支那の幣制改革……………四一  
 支那の對日三原則……………四一  
 支那軍の組織編成……………四一  
 支那の豫算案……………四二  
 人民戰線……………四二  
 商工組合中央金庫……………四二  
 シー・シー・シー……………四三  
 自衛權……………四三  
 シー・アイ・オー……………四四  
 シー・エス・ビー……………四四  
 シンジケート……………四四

從價稅・從量稅……………四五  
 治安維持會……………四五  
 新生活運動……………四五  
 支那事變費……………四六  
 授產手形……………四六  
 ショー・ケース……………四六  
 眞色燈……………四六  
 照明用語一束……………四六  
 重要工産品……………四六  
 十大會社……………四六  
 シュペア・マルク……………四六  
 シー・テー・オー……………四六  
 シット・ダウン・ストライキ……………四六  
 十九路軍……………四九  
 自給肥料……………四九  
 スタハーノフ運動……………四九  
 スペイン革命……………四九

スポット・ライト	五〇	錢 莊	五〇
スチール株	五〇	正貨輸送點	五〇
ステープル・ファイバー	五〇	浙江財閥	五〇
樞密院改正問題	五二	世界の武器貿易主要國	五二
綏東事件	五三	ソシアル・ダンピング	五三
全體主義	五三	ソヴェート社會主義共和國聯邦	五三
戰時經濟體制の眼目	五三	ソ支密約不可侵協定	五三
戰時法案	五三	ソヴェート新憲法	五三
生産制限	五三	租 界	五七
世界各國の經濟ブロック	五三	租 稅	五八
稅警團	五四	綜合課稅	五八

夕行

對支三原則	五九	ダンピング	六〇
兌換券	五九	ダルトン・プラン	六〇
對支貿易四大國狀況	五九	貨銀平衡資金案	六一

中央銀行	六一	デモクラシー	六一
朝鮮産業の優越的地位	六一	デパートメント・ストア	六一
地方稅課率の不均衡一覽	六三	統制經濟	六七
直接稅	六四	トラスト	六七
チェーン・ストア	六四	特別議會と臨時議會	六六
地方財政調整交付金	六四	特惠國條約	六六
通 州	六五	土地收用法	六六
通 貨	六五	特別手形	六六
電力聯盟	六五	トロッキー主義	六九
低利資金	六五	トーチカ	六九
デフレーション	六六	トハチエフスキー事件	六九

十行

ナチス	七〇	内 閣	七三
内閣參議制	七〇	ニラ	七三
ナチスの經濟統制	七二	ニュー・ディール	七三



日獨防共協定……………七四  
 日ソ漁業暫定協定……………七四  
 日本の世界的人絹生産高……………七五  
 燃料國策……………七五

ネオ・ネップ……………七五  
 農村負債整理組合法……………七六  
 農村に關する戰時立法……………七六

ハ行

缺狀價格差……………七七  
 反産運動……………七七  
 バーゲニング・タリフ……………七六  
 パルチザン……………七六  
 パーター・システム……………七六  
 幫(パン)……………七六  
 ヒューラー・プリンツィプ……………七六  
 比例税……………七六  
 ピケット……………七六  
 ピー・ダヴルユー・エー……………七六

ファシズム……………八〇  
 複本位制度……………八〇  
 封鎖マルク……………八一  
 ブロックト・マルク……………八一  
 物價指數……………八一  
 複合税……………八一  
 フット・ライト……………八一  
 浮動工場……………八一  
 プラフ外交……………八一  
 ヴォランタリー・チェーン……………八一

物産税……………八三  
 平 價……………八三  
 平價切下げ……………八三  
 併行本部事件……………八四  
 米國中立法……………八四  
 ベビー・ストック、ベビーポンド……………八五  
 ホット・マネー……………八五  
 ホールディング・コンパニー……………八五

暴利取締品……………八六  
 北支事件……………八六  
 北支事件特別税……………八六  
 保 險……………八七  
 保安隊……………八七  
 北 平……………八八  
 貿 易……………八八  
 貿易外勘定……………八八

マ行

滿洲帝國……………八八  
 滿洲國經濟建設要綱……………八九  
 滿洲國行政組織……………九〇  
 滿洲國豫算……………九〇  
 滿洲國産業統制法……………九一  
 マジノー・ライン……………九一

民族主義……………九一  
 民主主義……………九二  
 物の豫算……………九二  
 物の豫算の重要物資品……………九三  
 特殊會社……………九三

ヤ  
ラ  
ワ  
行  
行  
行

ヤング案	九三	釐金(リン金)	九七
ユー・エス・エス・アール	九四	リフレーション	九七
四大織物纖維の世界生産高	九四	累進税	九七
預金部	九四	列國空軍兵力	九七
四中全會	九四	列國航空機製造會社數	九七
ラヂオ・ビーコン	九五	六大銀行	九八
藍衣社	九五	蘆溝橋	九八
臨時資金調整法	九五	割引手形	九八
臨時船舶管理法案	九五	腕力相場	九八
臨時軍事費特別會計法	九六	ワグナー勞働法	九八

補  
遺

愛國公債	一〇一	中華民國臨時政府	一〇四
支那海關	一〇一	パネー號事件	一〇五
大本營令	一〇一	共同計算制	一〇六
臨時金融參與制度—金融顧問	一〇三	日獨伊防共協定議定書	一〇六
フランコ政權	一〇三	滿洲國關稅改正	一〇七
パリツラ國民運動	一〇三	厚生省	一〇七
五色旗	一〇四		

— 目次終 —

## ア行

**アスキ・マルク** アスキは (Ausländer sonder Konten für Inlandszahlung) の略稱である。ドイツの爲替銀行に於て中南米濠洲等の銀行の外國人特別口座を設置し、獨逸の輸出製品代價と此等の國からの巨額輸入原料代價とを相殺清算し、以て獨逸製品の輸出を増大せんと企圖する爲替による貿易政策である。アスキ・マルクが封鎖マルク(シュベア、マルクの項参照)になつたのは一九三六年獨逸政府が米國の關稅引上げに對する報復手段として八月一日對米輸出の支拂禁止令を出したのに端を發してゐる。更に旬日を出でずしてレヂスターマルクの禁止令も出

## ア行

でた。從來獨米間の貿易決済はその五〇%迄はアスキ・マルクにより、他の二五%は物々交換、レヂスターマルク、残りの二五%は若干の現金支拂であつたからアスキ・マルクを封鎖マルクにした影響は大であつた。

**赤字公債** 歳入補填公債である。鐵道建設とか其他の特定目的がなく單に支出不足の爲に已むなく發行する公債であるから、財政上は好ましくない。吾國では昭和七年豫算で時の大藏大臣高橋是清氏により一億六千五百十萬圓發行したのが最初で、連年數億の公債が發行されてゐる。

**アルバイト・ベシヤフングス・ヴェルゼル** (Arbeitbeschaffungswechsel) 授産手形、特別手形 (ゾンデルヴェルゼル Sonderwechsel) と云はる。ナチス・ドイツノ財政々策の一である。これは政府自ら、又は政府の注文

を引受ける事業會社が政府の裏書の下に一種の商業手形を發行する、この振出された手形が授産手形である。通常期間は六ヶ月とされるが五年間の切替へを認め廣く資金の融通に供されてゐる。この手形により政府は一時であるが事業財源となし、或は公債募集に代る役割を演ぜしめ、更に物價昂騰を抑止する手段となしたのである。

**アルバイト・フロント**(Arbeit Front) 労働戦線と譯す。一九三三年従來の労働組合、事業主團體を解散し、新たに兩者を合併して作つた團體である。ドイツ全體の労働者が福利増進團體として活動してゐるもので、労働條件の設定或は工場衛生、労資間の紛争に對する裁判を下す等々アルバイト・デインストと共に、最も偉大なる労働問題の解決機關となつてゐる。

**アルバイト・デインスト**(Arbeit Dienst) 労働奉仕と譯さる。十八歳から廿五歳までの青年を二十萬づつ徴集して、(一)強制労働(未開墾地の開拓)(二)教育(労働の神聖と身體の練磨)(三)社會生活の訓練(貴賤を問はず同一の生活により階級觀念をなくする)を爲さしめる團體である。

**アグレッサ**(Aggressor) 普通は侵掠者、攻撃者と譯されるが、今日の國際用語としては國際聯盟規約を犯して他國領土に侵掠戦を爲す國家を云ふ。アグレッサと戦端を交へる事をパブリック・ウォーア(Public war)と稱し、プライベート・ウォーア(Private war)と區別する。アグレッサの制裁としては、聯盟加盟國が一齊に經濟封鎖を爲す事である。

**アグレマン**(Agreement) 英語のアグリーメン

ト、即ち一致、協定、承諾の意。外交官派遣の時、駐劄國の承諾を求むる意味で外交用語なる故此のフランス語が常用されるのである。

**アコ債權**(AKO Bond) アコは露語の「アクチオネルノエ・カムチャスコエ・オブチュストヴォ」(Aksionerhoe Kamchatskoe Obchestvo)の頭文字を集めた略稱である。ソヴェート聯邦ロシアのカムチャッカ株式會社が生産企業發達の資金調達を行ふ爲一九三一年發行した社債である。先年ソ聯政府が朝鮮銀行ウラジオ支店の閉鎖を命じ、その結果わが漁業家がソ聯への納付金に不便を生じ、諸種折衝の極、アコ社債を一ルーブル三十二錢五厘で買ひとり、之をソ聯政府へは額面で納めて漸く纏つた事がある。

**アイチーデー**(I.G.A.) 米國の Independent

**Grocers' Alliance** の頭文字をとつた略稱。小賣商店の同業者並に食料品卸賣商の同業者は各々團結して同盟し、この兩團體が更に聯合して作られたものを總稱する。従てその勢力は強大である。

**アイダヴリウ・ダヴリウ**(I.W.W.) Industrial Workers of the World の頭文字を集めた略稱。一九〇五年アメリカのシカゴに創立された、サンディカリズムを奉ずる労働團體。(サンディカリズムの項参照)

**アイドル・システム**(Idle system) 工場に仕事のない時でも職工を解雇せずに賃銀の幾割か(最低七〇%)を支給して、労働者の生活と地位を保障してやる制度。無割振制度とも云はれ法律的に強制々度になつてゐる。

**アンチ・デフレーション**(Antideflation) 一九三二年アメリカのフーヴァー政府が多年採

り来たつたデフレーションを廢棄してインフレ政策に移らんとせる際之を「インフレ」と云はずして「アンチ、デフレ」と呼んだ。即ち釣瓶落しに下落する物價を一定水準に迄引上げる「一定限界を目標とせるインフレ」である。リフレーション(再インフレ)と同義に解される。

**アメリカニズム** (Americanism) アメリカ主義と譯す。意味はドルの國、産業合理化の國、ジャーナリズムの國、メカニズム(機械主義)の國、世界一を誇示する國、映畫の國等々凡てアメリカの雜然、混然たる姿から發する米國的雰圍氣、若くは精神を指す。

**アンチ・エヴリシング・ポリティシアン** (Anti-everything Politician) 何事にも反對して見せる政治家。一言居士。

**青田賣買** 田のまだ青い、米の收穫前に半作

稻を賣買する事である。今日窮乏に喘ぐ東北地方では白田賣買(雪の降り積つた田)、黒田賣買(稻の植付を全然なさない田)迄もなされてゐる。この賣買には一定基準の相場により金錢の受授を爲し、秋の收穫米受渡の際、もし相場が上つて居れば賣つた農家の損、下落の場合は買受人の損となる。

**アクセプタンス・レート** (Acceptance rate) 輸入商が國外から商品輸入の際には外貨輸入手形が送附される。この手形は振出地では邦貨手形であり利付手形である。期限到來するや輸入商は外貨で支拂ふのであるが、それ迄のこの手形の決済相場がアクセプタン・スレート即ち手形引受率である。

**アウトアルキー** (Autarkie) 自給自足主義の意で結果は國內市場本位の經濟政策、ナチスドイツのアウトアルキーは代表的である。だが

世界經濟のアウトアルキー化と云ふ場合は各國が商品貿易や資本の輸出入其他に就いて相互依存を排し、専ら自國本位で進む方針を云ふ。アウトローは自分、アルキーは支配の意の合成語。

**アウト・サイダー** (Outsider) 外側の人、即ち門外漢、仲間外れ若くは局外者。經濟的には生産・販賣・賃銀など諸種の同一業者間に設けられてゐる協定に加はらず独自の行動をとる組合外の個人又は會社を云ふ。

**アーケード** (Arcade) 家屋内に設けられた聯合百貨店式店舗街を云ふ。丸ビル・海上ビルの一階にあるもの。

**アービトレーション** (Arbitration) 仲裁々判、裁定爲替の意(Arbitration of exchange)、直接に取組むよりは寧ろ第三國の爲替相場を通じ間接に取組むのが利益ある場合に選ば

れるものである。

**アール・エフ・シー** (R. F. C.) Reconstruction Finance Corporation の頭文字を以て呼ばれる復興金融會社。一九二九年後の米國恐慌に際し財界救済の爲に資本金五億佛、全部政府の出資で設立せられたもので、國家金融機關として世界に主なるものであらう。

**インアクティブ・ゴールド** (Inactive Gold) 不活動金と云はれ米國が一九三六年から採用せる制度である。大藏省が外國流入金其他の金を買ひ集め、その代償として大藏省券を渡すのである。之は紙幣を渡すのと異なりインフレとならぬからインフレ防止策であるが、渡した證券の利拂が負擔となる缺陷がある。之を金の不妊化或は不胎化とも云ふ。金が紙幣化しないからである。

**伊國戰時體勢** エチオピア征服をモメントと

して伊國は政治的に立法的機能を地方的利益代表の機關から職能的利益代表機關に移して下院の權限縮少の反對に全國組合會議の重要視となり、經濟的には自給自足經濟の強化となつた。かくて基本工業の國有化・銀行の國家統制・對外貿易の統制から延いて物價の調節・消費の統制にまで及んで經濟自由主義は次第に狹隘化してきた。

**インターナショナル・シルク・ギルド** (International Silk guild) 一九三六年八月生絲並びに絹製品の需要促進を目的として米國に設定されたギルドである。一般事業としては(一)絹製品指導と講演、(二)衣裝展の開催、(三)公告・宣傳、(四)シルク・レビューの催し等を主とする。このギルドの主唱者は米國生絲業の巨商ジャーリーで、米國の輸入商が一團となり、支那の生絲業者も加つてゐる。吾

國では中央蠶絲會が中心となつて聯絡をとり、國內の業者を統一して活動してゐる。

**インフレーション** (Inflation) 通貨膨脹であつて物價騰貴をまねくもの。月末・年末に通貨は膨脹するが之は決濟の爲めで一時的現象に過ぎず、物價騰貴をまねかぬ。之に對しインフレとは物價の供給量と不釣合ひに急激に通貨が購買力として増加する結果紙幣價值が下落し物貨が暴騰するのである。

**一般會計** 國家の基礎的・普遍的會計の歳入入であつて税金・官業・官有財産の收入に對し、各省の支出を指す。一般會計の傍系又は派生に特別會計として鐵道省或は造幣局の如き、臺灣朝鮮の如き、或は帝國大學等の特別會計がある。

**移出・移入** 輸出・輸入が外國貿易を指すのに對して、移出入は朝鮮・臺灣・南洋諸島・樺太

等の内地植民間の貿易を指す。

**印綿相場** 印度棉花の相場を云ふ。元來印綿は米綿に次ぐ世界第二の産額で一年四百五十萬俵。吾國は毎年百五十萬俵見當(二億圓から四億圓)を輸入してゐる。米綿に比し粗悪ではあるが吾國の紡績は混棉技術の發達せるため不可缺の利用品である。普通相場の場合は百斤につき何圓と云ふが、これはキャンデー建即ち七百八十四封度重量のもの幾留比(一ルーピーは英國の貨幣十六ペンス)のボンベイ市場相場を時の我が爲替相場並に百斤量に換算したものである。

**上長(賣長)** 株式商品取引市場の術語である。株式は商品の賣買取組高或は喰合高を取引所が作つて示す場合に賣方を上に書き買方を下に書く。故にこの場合賣方の店數

が買方の店數より多い場合を上長と云ひ、その反對の場合を下長(買長)と云ふ。上長の場合は將來の財界を悲觀して賣る人が多く、下長の場合は將來の好況を樂觀して買ふ人が多いから斯る現象を生ずる。然し相場はその反對に萬人が萬人將來を悲觀して賣過ぎてゐるから反て高くなり、下長の場合は買はれ竭してゐるから聽てその裏の暴落が來るのである。昭和九年三月や昭和十二年三月は買ふ人のみで株價暴騰し買長下長が甚しく、その爲に其後大暴落した。

**ウォーターリング・ストック** (Watering Stock) 水増し株と云はれる。増資の爲にその株式が増大して會社の實質が之に伴はざる株式である。増資中は往々賣買人氣の中心となる事がある。

**打歩** (Premium) 凡て割増價格を指す。例へ

ば紙幣を濫發してその價值が低落し金貨と紙幣の間に同じ十圓でも値開きを生じ金貨が十圓以上となつた時、或は爲替相場に於て一方が平價よりも高くなつた場合、或は株式がその拂込金額より高く、公社債がその額面金額より高い場合、その高い部分をプレミアム(打歩、權利金・割増金)と云ふ。人生の定命を五十年とせば六十七迄生きてゐる人は二十年のプレミアムを儲けてゐるわけである。

**エー・エー・エー (A. A. A.) Agricultural Adjustment Administration** の頭文字の略稱であつて農業調節局を云ふ。ルーズヴェルト大統領のニラ N.R.A. 政策の一部門農業救済機關で、農村の収入増加を計らんが爲めに設けられたものである。初代指導者は農務長官ヘンリー・アガード・ウォレス

(Henry Agurd Wallace)。棉麥其他の重要農産物を原料とせる工産品に對して農産物加工税を課し、之に由て得た財源を農村に補助して農村金融の便を圖り、以て農産物の出荷及び配給を調節して市價の公正を保たんとしたものである。その結果は農産物價格を高めて工業産物價格と均衡を得せしめ謂ゆる兩者の缺狀價格(シエーレー)を是正して米國景氣の回復に貢獻した。一九三六年からは之が爲に農産物が昂騰し過ぎて工業家は原料高に悩まされ、一九三七年下半年米國景氣轉落の原因、世界農産物増産の原因になつてゐる。

**エム・エス・エー (M. S. A.)** イタリアの愛國詩人ダヌンチオの名付けた伊國海軍戰闘飛行機隊である。「忘るる勿れ、常に大膽であれ」と云ふ意味の頭文字である。エム・エ

ス・エーが有名になつたのは一九三五年秋十月伊エ戦争に際し、世界最大を誇る英國海軍軍艦が、威風堂々地中海に出動して伊の牽制を爲した時、時速二百五十哩、三百箇の海樁を持つ無敵空軍エム・エス・エーの示威に畏縮して英本國へ引揚げてしまつたからである。爾來、決死隊士官の乗り込むエム・エス・エーは一躍世界に英雄化されたのである。

**圓爲替の磅リンク** 日本の圓が外國貨幣で換算せられる場合、昭和六年以前は英及び米國の磅と弗であつたが、同年即ち一九三一年秋英の金本位離脱から主として日米爲替相場で表はされた。それが一九三三年即ち昭和八年四月米國が金本位を停止するに至り、弗の對外價值が不安となり英の磅が反つて安定してきた。で、わが正金銀行は

再び對英爲替に規準を置き一圓に對し一シルリング二ペンス、百圓に付五磅十六シル、之を動かさない様に努力してゐる。之を圓が磅にリンク(Link 結合)されたと云ふ。現在の國際收支適合問題もこのリンクが狂はない事を目標とする。けだし爲替の動搖は物價變動其他を起して財政上・生活安定上好ましくないからである。

**エフ・ディー・アイ・シー (F. D. I. C.) Federal Deposit Insurance Corporation** の略。銀行預金保險會社を云ふ。一九三三年アメリカに於ける銀行恐慌に鑑み預金者の保護と銀行取付防止を目的とす。かくて又一九三四年一月から預金保險制が實施せられた。

**エス・シー・ユー (S. A. B.) The Science Advisory Board** の略。米國ルーズヴェルト大

統領の復興計畫を科學的に研究統一せしめる機關である。

**エフ・オー・ボー**(F. O. B.) Free on Boardの略である。甲板渡しの後は無關係のものである。賣主が約定品を本船の積込迄に要する経費を負担する事を云ふ。故に船渡値段と呼ばれる。

**エフ・イー・キュー**(F. A. Q.) Fair Average Qualityの略。ム取引に際し主要なる銘柄(商品の平均的品質を代表し取引の標準物)となつてゐる。支那人或は土人達の工場から市場に集つて来た雑多な燻烟シートを集めたものを云ふ。

**遠洋航路**(Ocean Line) ヨーロッパ・南米・北米・濠洲の航路を云ふ。帝國臣民を以て組織する商事會社には、この航路に對し政府は補助金を與へる。

**エフ・エス・アール・シー**(F. S. R. C.) Federal Surplus Relief Corporationの略。米國に於て農産物その他の過剰品を買ひ上げ、之を失業困窮者に施し他面農産品と他物資の値開きを調節する爲に設けられてゐる局である。

**エフ・シー・オー・ティー**(F. C. O. T.) Federal Coordinator of Transportationの略。一九三三年米國大統領の發意により、中央政府自ら全國鐵道の管理をなし、競争を避けしめ更に合理的經營を研究せしめる爲にこの局を設けたのである。

**エキステンション・ローズ**(Extension road) 租界越境路と云はれ、租界道路の擴張道路を云ふ。元來、支那租界は外國の管理に屬し、所謂支那國內の外國であるから、ここは支那人並に軍隊の出入は許されない。不

安定な支那では唯一の安定な平和地帯でもある。故に租界は獨り外人のみならず、支那富豪は固より支那大衆までも租界に來住し、外人の支配管理下に日常生活を送つて居る。その結果限られたる租界地區は租界道路の擴張を餘儀なくせられ、一八六六年上海租界土地章程以後の規定並びに慣行により、擴張地區も租界同様の取扱ひを受けるに至つた。之をエキステンション・ロードと云ふ。昭和十二年支那事變に於ける上海戰の導火線となつた大山事件により之が問題化して著名になつた。

**オッタワ協定** 一九三二年八月カナダの首府オッタワ(Ottawa)に於て英本國と自治領間に結ばれた經濟恐慌打破の試案であると同時にブロック經濟、大英帝國自給自足を建前とした經濟會議である。通商・通貨・財

政等に互り殊に英國と殖民地間に特惠關稅を設けて、全英帝國内の産業を保護して外國品に當る事を目的とした。其後英本國産業家間に同協定は自治領の保護に偏傾し、本國の産業家は犠牲が多いから自治領からの輸入無稅品にも適當の輸入稅を賦課すべしとの主張も生じた。之に對し自治領は「本國は製造工業に、自治領は原料及び食糧の生産に」と云ふ協定の第一義的原則が、本國の自國農業保護本位により自治領農産物の輸入を制限する如きは堪へがたしと唱へ同協定の修正を要望するに至つてゐる。然しオッタワ協定が英帝國の景氣回復に貢獻した所は可なり大であつた。

**オープン・エンド・モーゲージ**(Open and Mortgage) 平等擔保亦是社債分割發行制度とも稱せらる。米國で行はれてゐる擔保



付社債發行の一制度である。元來社債發行は擔保價值如何に關せず一回しか發行（例へば百萬圓の工場財團の會社とせば第一順位の抵當權は三十五萬圓の發行を承認するが如き）が出来なかつた。（この制度をクロード・モーゲージ Closed Mortgage と云ふ。）この金融的不便を除去する爲に、一定の擔保に對し社債發行の總額を定め、その金額に達する迄は幾回でも分割發行が出來、然も第一回目であらうと第四回目であらうと、同一順位である様に發行方法が定められてゐる方法を云ふのである。吾國では昭和八年三月擔保付社債信託法が一部改正せられて今日この制度が採擇せられてゐる。

オープン・マーケット・オペレーション (Open market operation) 中央銀行が自ら普通

銀行と同じ資格で一般市場に出て、手形及び證券の賣買を爲す事を云ふのである。けだし中央銀行は「銀行の銀行」として從來は直接自ら市場に出なかつたからである。通貨の需給状態を調節するにある「公開市場操作」と譯されてゐる。例へば市場の資金が膨脹して物價や證券相場が不當に騰貴して經濟界が不健全な歩みを爲す場合、中央銀行が自己所有の證券類、手形等を賣却して市場資金を吸収し、通貨を收縮して上述の如き不健全な投機的弊害を除くのである。反對に金融が過度に梗塞し、之につれて物價や證券類が暴落する際には市場から證券や手形類を買集めて、之に對し通貨を市場に散布して金融を緩和し、以て金融市場を統御し財界を常に健全化する作用を云ふ。

親會社 ホールディング・コンパニーの項参照。  
オープン・ショップ (Open-shop) 全然勞働組合を持たない工場、即ち未組織工場の事を云ふ。

### カ行

爲替平衡資金 爲替相場を安定平衡する爲に大藏省が特別の資金を設置するものである。英米佛等の各國ではそれ／＼巨額の資金が設定され、米は廿億弗、英は三億五千萬磅を用意してゐると云はれてゐる。金本位離脱後に爲替統制對策として登場してきた。

この資金が最大限の機能を發揮するには自國通貨や短期證券、或は金或は外國貨幣

を手持し之を自由に使ひわけして、自國爲替の低落する際は他國貨幣を賣るとか自國貨幣を買ふとか、反對に自國爲替の昂騰する場合は自國通貨を賣出すとか、金を以て外國通貨を買ふとかしてその爲替相場の高低を調節するものである。

管理通貨 (Managed currency) 貨幣價値の維持を目的として、その伸縮に對し管理統制を受ける通貨を云ふ。通貨が本位の金・銀等で成立せる場合はその必要はないが、通貨が補助硬貨の銀や銅或は紙幣等のみからなる場合は、名は金本位制でも實は之に伴はぬ事あり、即ち管理通貨を行はざるを得ない。金本位離脱後の世界各國が之である。尙管理通貨の問題に付いては各國の經濟學者・實踐家の間に金本位制を中心として論争が展開されてゐる。その語の提唱者

英のケインズを筆頭に米のフィッシャー・ワ  
ーレン、瑞典のカッセル等それである。

**カルテル**(Kartell cartel) 企業聯合と譯され  
る。同一産業の各會社が無益の競争を避け  
て製品の生産量とか價格の維持に就いて協  
定する聯合會である。結果は一定利潤の維  
持増大ともなる。企業聯合はその加盟各社  
が各本來の經營・計算の獨立性を失はない  
のが特長である。カルテルはその目的によ  
り(イ)共同販賣カルテル(カルテル中央部を  
通じて販賣を行ふ。)(ロ)生産カルテル(加盟  
者各自の生産高・供給高を制限し價格の低  
落を防ぐ。)(ハ)販賣カルテル(販路を協定し  
て競争を避ける。)(ニ)價格カルテル(最低の  
販賣價格を協定する。)等々がある。吾國の  
著名なるものは、日本人絹聯合會・日本羊  
毛工業會・日本製紙聯合會・大日本紡績聯

合會・セメント・石炭鑛業・銑鐵共販・糖  
業聯合會等々其他數十のカルテルがあり、  
範圍も地方・全國・國際のカルテルがある。

**爲替銀行** 外國爲替を取扱ふ銀行であつて輸  
出入貿易手形の賣買・送金爲替の取組・爲  
替裁定等を取扱ふ。吾國では横濱正金銀  
行・臺灣銀行・朝鮮銀行、民間側では三井・  
三菱・安田・第一・住友・川崎第百等があ  
り、同じく米國のナショナル・シチー、英國  
の香港上海銀行等は世界的に著名である。  
爲替手形の賣買にはその下受人としてプロ  
ーカー即ち爲替仲買人が介在するものであ  
る。

**關稅**(Custom Duty) 一國の貨物が國境を通  
過する際に賦課せられる租稅である。目的  
は他國貨物に高稅を課して、その價格を昂  
めその進入を防止し以て自國産業を保護す

るものにして國庫の收入増加を主とし、更  
に外國品のダンピング(安値投賣)を禁止す  
るにある。尙ほ關稅には斯る目的の輸入稅  
の外に輸出稅・通過稅もあるが現行はれ  
るは輸入稅が多い。支那・滿洲國には自國  
品の輸出にも課稅する輸出稅が一部商品に  
殘存してゐる。

**カンパニー・ユニオン**(Company Union) ア

メリカに於ける資本家が労働者の自主的勞  
働組合に對立して作らしてゐる御都合勞働  
組合所謂御用組合である。(ワグナー勞働法  
参照)

**爲替管理法** 昭和八年五月一日から實施せら

れたもので、目的は資本逃避の防止、國際  
貸借關係の均衡維持、爲替相場の安定、或  
は輸出産業の保護と云ふ點にある。故に禁  
止又は制限を受ける取引及び行爲の範圍は

極めて廣く、(一)外國正貨または外國爲替の  
取得、または處分、(二)通貨・金地金・金の合金  
若くは金を主たる材料とする物の輸出また  
は金貨幣の鑄造または毀傷、(三)外國に對す  
る送金にして前二號に包含する方法によら  
ざるもの、(四)外國爲替相場の取極、(五)外國  
證券・債權または債務の取得または處分、  
(六)信用狀發行または取得、(七)外國居住者に  
信用を與ふる行爲、(八)證券の輸出または輸  
入、(九)價額の一部または全部に外國爲替を  
取組まざる貨物の輸出(無爲替輸出)等で、  
大藏大臣の權限によつて左右せられる屈伸  
性ある法案であり、且又官民合同の爲替管  
理委員會に附議して重要な事柄は決定され  
てゐたが、昭和十二年には一層強化された。  
**カンパニヤ**(Kampagne) 階級闘争用語の一  
つで闘争組織と譯される。指導部の指令に

よる組織的大衆闘争形態でストライキ・サボタージユ・デモンストレーション・職場大會・演説會等がある。

カラー・スクリーン 照用語一束の項参照。  
**外國貿易 (Foreign Trade) 及びその用語一覽**

外國貿易とは或る一國と他の國との間に行はれる商取引にして、主なるものは輸出と輸入とであるが、貨物が甲國から乙國に行く際に、自國を通過するだけの場合を仲繼貿易・通過貿易がある。又自國商人が直接貿易をなす場合・積極的貿易・直接貿易(直輸出・直輸入)等と云ひ、在留外國商人がなす場合を間接貿易・消極的貿易・被働貿易・商館貿易等とよばれてゐる。

(一)公認差違 (Latitude) は見本と實物商品との或程度の差異を公に認める事である。  
 (二)總量 (Gross Weight) 包装材料を含めた

風袋込めの重量を云ひ、總量より風袋を控除した中味のみの重量を純量 (Net Weight) といふ。

(三)サーキュラー・レター (Circular Letter) とは取引の申込みをなす勸誘状で普通、商品の宣傳と自己の信用照會先・營業品目の明細・使用電信暗號・取引條件等々を内容とする。

(四)現場渡値段 (Loco) 商品を現にある場所受渡する。随つて引受に用する一切の費用は買手の負擔となる。

(五)埠頭渡値段 (Ex quay) 商品を輸出港の波止場で受渡する。船積以後の費用を買手が負擔する。

(六)輸出港船側渡値段 (Free Alongside; F. A. S.) 本船舷側で受渡する。荷積以後の費用は買手の負擔となる。

甲板渡値段 (Free on Board; F. O. B.)

輸出港の本船甲板で受渡する。買手はそれ以後に生ずる費用を負擔するのであるが、米國ではこれを本船甲板だけに限らず、一切の運送機關に積渡する場合にも用ひてゐる。

運賃込値段 (C. & F.)・商品の原價 (Cost) と運賃 (Freight) とを買手が負擔する。故に買手は保険料と輸入港沖着以後の費用を負擔する。

運賃保険料及手数料込値段 (C. I. F. & C.)・運賃保険料の外に輸入先の仲介商人に渡す手数料を含めて賣主が負擔する。

諸掛濟値段 (Franco) 買主店渡値段と稱せられ、一切合切を賣手が負擔する。

(四)證券引替拂 (Cash against Documents) 船荷證券・倉庫證券・貨物引換證等の證券

と引替に支拂ふ。

引受渡 (Documents against Acceptance; D/A) 荷受人が荷爲替手形の引受をなしたとき、船積書類(船荷證券・貨物引換證等)を荷受人に引渡す。

**華僑** 支那の海外移民を總稱するが、日本では主として南洋・インド方面の支那移民を指す。支那人の世界各地に分散する數は八九百萬人と云はれ、インドに二百萬人、交趾支那に百八十萬人、シヤムに二百萬人と云ふ風に存在し、彼等移民によつて支那に送られる金は、一年多きは三億少なきも一億圓を超え、入超國支那の國際貸借の上に一大貢獻をなしてゐる。

**貨幣制度** 法律を以て定められた流通貨幣の制度を云ふ。その主なるものは、金銀本位制度とか圓とか弗とかの單位制度、發行方

法等をきめた法律である。

**間接税** 本人が直接國家に納める所得税・營業稅等の直接税に對するもので、酒稅・清涼飲料水・砂糖消費稅・織物消費稅・カルタ稅・關稅等の如くその品物を購買使用する事によりて、何人も間接に知らぬ間に納める稅である。これ一名大衆稅と稱せられる所以である。

**爲替相場 (Rate of Exchange)** 一國貨幣と他國貨幣との換算價格即ち交換比率を云ふ。爲替の高低、騰落原因は根本的に見ると國際貸借の關係、即ち受取勘定が多い時は外貨供給が増加して其國の爲替は騰貴し、支拂超過の場合は低落する。國際貸借は(イ)時の金利の高低によつて支配せられる。A國の金利がB國に比して高い場合は資金はB國からA國に移つてゆく。従つてA國貨幣

の需要が増し爲替相場は上がる。(ロ)物價の影響。物價が高ければ輸出減少し支拂超過となりて相場は下がる。(ハ)其他貿易外の勘定例へば外人の觀光客や船賃等の收支勘定の如何。(ニ)政治問題・外交問題の複雑多岐をきはめ、憂慮される事態に在る時は、その國の貨幣は賣られ、資金は安全なる國の貨幣にかへられる故に相場は下落する。尙爲替相場變動の單位たるポイントには日英爲替十六分の一ベニー、日米爲替は八分の一ドルである。

**金融評議會** 昭和二年の金融恐慌後、銀行法・無盡業法の改正のため閣議決定で出來た金融制度調査會、其後に出來た特別金融調査會の機能を更に擴大したもので、委員は大藏大臣の各種金融制度その他金融に關する重要制度に對する諮問に答申するのであ

る。しかし今や時代の變化で斯る委員會も無用化して仕舞つた。

**キー・インダストリー (Key-Industry)** 基本産業を云ひ一般生活部門に對してその活殺の鍵を握つてゐる産業を指す。製鐵・製鋼・造船及び機械製作などの所謂生産手段を生産する産業を主とする。

**金資金特別會計法案** 金準備評價法案によつて得た七億四千七百餘萬圓の資金運用方針を定めた法案である。即ちその資金の一部は現送金に當て、次に國內産金の諸施設費に當て、更らに公債消化費に充てる。

**金銀跛行本位制度 (跛行本位制度)** 金・銀複本位制から單本位たる金本位に移る過渡的形態として、金の自由鑄造のみを許して銀の方は禁止する。然し流通に對しては金銀とも制限しない。従つて銀は名目的には貨

幣であつても實際上は商品化してしまふ。人民が自由に貨幣としての鑄造をして貰へぬからである。並行本位制と同じく複本位制の變態的なものと見做さるべきものである。

**金本位制度** 金貨を貨幣の中心としその無制限流通と自由鑄造を認める制度であるが、ヨーロッパ大戰から各國が金輸出禁止を行つて諸種の變態制が現はれた。金塊本位制などは是である。即ち法律では金貨本位制だが、實質的には金貨は流通しない制度で、(イ)金塊本位(金地金本位とも云ふ)と(ロ)金爲替本位に別れてゐる。(イ)金塊本位は、金塊は全て定められた價格で買上げ、金兌換を中止して、國內の金を中央銀行に收集してしまふ。只例外として對外の支拂は金塊によつてなされる。金本位離脱前の英國・佛

國はこの制度を採用した。(四)金爲替本位は國內流通を銀貨と紙幣に限定し、外國支拂にのみ金を用ゆる。在外正貨もこの爲である。かくて國內通貨の銀等と金地金との間に一定の相場をたて、而して金貨拂爲替を賣却し決済するもので、この制度は英領印度で行はれてゐた。然しヨーロッパ戦後は、可成り意味が違つてきて金から離れる手段として採用せられる様になり、昔の銀本位制から金本位制に移る過渡的本位制とは全く別である。

**金ブロックの瓦解と金本位制の終焉** 金本位

國ブロックとはフランスを主體として結ばれたもので、イタリー・オランダ・ベルギー・スイス・ポーランドが之れに従ひ、一九三三年七月八日成立したのであつたが三年後の一九三六年もろくも瓦解してしまつ

た。その直接的原因は金本位主體國たるフランスが平價切下を行つたに始まり、追隨國であつたスイス・オランダも遂に金本位離脱をよぎなくせられた。然も既にイタリー・ポーランドの如きは爲替管理を行つてゐたし、ベルギーも平價切下が行はれて居つたので、金ブロックは跡方もなく消え去つたのである。何故このブロック國が成立したのかと云へば、それは各國の金本位復歸を要望し、爲替安定を圖つて世界經濟を常道に復さしめんとするのが、本來の使命だつたのであるが、事實はこの六ヶ國の國內事情によつて、餘儀なく金ブロックを死守したと云ふ事になる。要するにフランス國民は貨幣蓄積國で物價暴騰を好まないから、貨幣價值低落を意味するが如き平價切下には反對な譯であつた。スイスも之れと

同様であり、オランダの如きは世界有數の

恩給生活者が多い國であり、その上植民地收入のある國柄であるから平價切下に反對であるのは自明の理と云はねばならぬ。他のイタリー・ポーランド・ベルギーは前述の如く只體面上ブロックに加入した事になつてゐるのみで、さしたブロック維持の中心にはなつてゐなかつた。然し流石のフランスも金本位維持の爲に英米其他の爲替低落國とは貿易上不利となり延いて國內も不景氣となり、こゝに止むなく屈服して平價切下げとなつた。思へば金本位制の瓦解は一九三一年夏ドイツを中心とする中歐の金融恐慌が導火線であつて、同年九月英離脱し、同年十二月日本も之に加はり、二年後の三月に米が参加するに至り、三五年三月末にベルギーの平價切下が行はれて、遂に

大風一過金本位の終焉となつた譯である。

(三)大通貨ブロックの項参照)

**協同組合運動** コーオベレーティヴ・ムーヴメントの項参照。

**銀行預金保險會社** エフ・ディー・アイ・シーの項参照。

**銀本位制度** 銀貨を本位貨幣とする制度で、支那・ベルシヤ・中央アフリカあるのみと云はれる。故に本制度は貨幣制度としては既に過去のものであるが、その支那も今や一シルニペンスにリンクしてゐるので純粹の銀貨本位とは云へない。金銀外國爲替を正貨準備とする管理通貨國である。

**銀行** 預金の受入れ、金錢の貸付又は手形の割引を爲し、爲替取引の業務等を營むものを銀行と云ふ。その中主要業務は、(イ)預金(當座・特別當座・定期・通知・別段・預金手形

預金)と(ロ)貸出——貸付(手形貸付・證書貸付・當座貸越・コール、ローン)、手形割引、荷爲替——(ハ)爲替——内國爲替(送金爲替・代金取立)、外國爲替(賣爲替・買爲替)等で附隨業務は、(イ)保護預り(開封・封緘預り・貸金庫)と(ロ)證券(公社債株式の賣買・公社債元利金・株式配當金の代理支拂・證券の募集取扱及引受募集)。(ハ)保證(手形支拂・借入金支拂・貨物假受取)。(ニ)擔保附社債信託業務などである。

**銀行の種類** その種類は(一)法律的、(二)資金の受入方法、(三)資金の運用上、(四)は地域關係により四つに大別される。(一)は普通銀行(預金業務を主としてゐるもので吾國銀行の大部分が之である)と特別銀行——特殊・特設銀行とも呼ばれてゐる——即ち公益を計る特別任務を有する銀行で國家か

ら保護されてゐる。日本銀行・横濱正金・日本勸業・日本興業・朝鮮・臺灣・朝鮮殖産・北海道拓殖・農工等の九銀行を云ふ。——更に貯蓄銀行(一般庶民を取引の對照とし、複利の方法により小額の貯金を取扱ふ)の三種があり、(二)は、預金・發券・債權(日本勸業・日本興業・北海道拓殖・朝鮮殖産・農工の諸銀行)の三種あり、(三)は、商業・貿易(爲替資金の供給に當るもので、横濱正金・朝鮮・臺灣の三銀行)農業(不動産抵當の長期貸付を主たる業務とする銀行で、日本勸業・農工・朝鮮殖産・北海道拓殖等々の諸行)工業(日本興業銀行)の諸銀行あり、(四)は、中央銀行(一國金融の中心をなすもので、日本銀行)と市中銀行(金融上の重要都市にある銀行)と地方銀行がある。

**企劃院** 平時國策のブレイン・トラストたる

企劃廳・中央經濟會議を排して戰時統制及び動員の中樞機關として、内閣資源局と企劃廳を統合した新機關にして、平時には國內の統一に資し、綜合國力の擴充運用に關し立案し、尙閣議に提出する重要案件の大綱を審査し總理大臣に上申、更に其豫算の統制に關しては總理大臣を経て内閣に具申し、然も以上の内容に對し必要なる事項の調査をなし、國家總動員計畫の樹立と遂行上の調整をなす事を目的として、昭和十二年九月一日の閣議にて決定、法制局に於て官制案が起草されてゐる。尙院には、總務・勞務・社會施設・産業・交通・土木・動力・財政・金融・調査等々の數部門が置かれる事となつてゐる。

**義和團議定書** 明治三十三年山東省匪賊が北京に亂入、獨逸公使・日本公使館員を虐殺

するに及び、日本及び列國は聯合軍を組織し鎮壓し、翌三十四年九月講和成立、調印したのが義和團議定書である。この議定書の中に列國公使館所在區域内の護衛兵常置權と北京と海濱間の交通自由確保の權などが取極められてゐる。はからずも支那事變に際し新しく外交舞臺に登場して來た約文書である。

**緊急事業と不急の業種** 臨時資金調整法案の

主要眼目となつてゐる資金使用の重要産業順序は大體次の通りである。

- (1) 金・銅・鉛・錫・アンチモン・水銀・亞鉛・鐵・硫化鐵・クロム鐵・マンガン鐵・重石鐵・水鉛・ニッケル・コバルト・燐の原鑛・石炭・石油・砂金・砂鐵・砂錫・雲母・石棉の採鑛業。
- (2) 明礬石・礬土夏岩・耐火粘土・アルミニウム原料用粘土・硅石・螢石の採取業。

- (3) 人造纖維製造業。
- (4) 製鐵事業特殊銑及び特殊鋼の製造業・  
亞鉛・鉛・アルミニウム・マグネシウム・  
ニッケルの製鍊業・白金水銀・錫・タングステ  
ン・アンチモンの製鍊業及びその代用品製  
造業・合金製造業・可鍛鐵及び鋼の鑄物業・  
蹄釘鑄造業。
- (5) 自動車用ガス發生裝置製造業・ガソリ  
ン機關及び重油機關製造業。
- (6) 採鑛選鑛及び製鍊機械器具製造業・工  
作機械器具の中金屬工機械・工具及び力具  
製造業・パルプ機械製造業・化學工業用機械  
裝置製造業・氣體壓縮機械製造業。
- (7) 銃砲・彈丸・兵器及び兵器部分品製造  
業。
- (8) 自動車及びその部分品製造業・機關車  
及び貨車製造業。

- (9) 鋼船製造業。
- (10) ボールベアリング製造業。
- (11) 光學ガラス製造業・耐火煉瓦製造業。
- (12) 硫酸・硝酸・壓縮アンモニアガス・石炭  
酸・メタノール・グリセリン・硝酸アンモニ  
ア・カーバイト・人造クリオリット製造業・染  
料中間物製造業・カーボンブラックの製造業  
・火藥・爆藥導火索製造業。
- (13) 石油業・人造石油製造業・コイルタール  
及びコールドタール分餾物製造業・アルコー  
ル・ベンゼン・トルエンの製造業。
- (14) 飛行機・自動車・自動自転車用のタイヤ  
及びその附屬品製造業・防毒マスク製造業。
- (15) パルプ製造業。
- (16) 磷酸アンモニア・硫酸アンモニア・硫酸  
加里製造業。
- (17) 研磨材料製造業。

- (18) 電氣用カーボン・活性炭製造業。
  - (19) コークス製造業。
  - (20) 發電及び送電業。
  - (21) 石油輸入業。
- △設備の新設等を差控へしむるを可とする  
業種。
- (1) 長石・ドロマイド・火山灰滑石の採取  
業。
  - (2) 人造絹絲製造業（アセチルセルローズ  
絹絲を除く）・絹絲紡績業・綿絲紡績業・人絹  
織物・絹織物・毛織物・綿織物製造業・網・網  
類製造業・刺繡業。
  - (3) リベット（鐵を除く）・鐵丸釘針類（ミシ  
ン針及びメリヤス針を除く）・金鋼板製品  
（ドラム罐を除く）・製造業建築用及び家具  
用金物・建具・家具及び什器の製造業・建築  
鐵塔の建築材料製造業。

- (4) 金・白金及び銀器等の貴金屬細工品製  
造業。
- (5) アンチモン器・ペン先・食卓用ナイフ・  
フォーク及びスプーン・洋傘の骨・金屬性玩  
具の製造業。
- (6) 紡績機械器具の製造業・食品品製造加  
工用機械器具製造業・製紙機械器具製造業・  
エレベーター製造業・度量衡器製造業・時計  
製造業・計算器・タイプライター等の事務用  
機械製造業・寫眞機・幻燈器・活動寫眞機製  
造業。
- (7) 眼鏡製造業・樂器類・蓄音器レコード製  
造業。
- (8) 金庫製造業。
- (9) 陶磁器製造業（特殊品を除く）・屋根瓦  
製造業・セメント及びセメント製品製造業・  
珐瑯鐵器製造業（特殊品を除く）。

- (10) 賣藥及び賣藥類似品製造業。
- (11) 壓縮ガス(アンモニア及び鹽素を除く)製造業・醋酸製造業。
- (12) 塗料及び飲料(特殊品を除く)製造業・石鹼及び化粧品製造業。
- (13) 木蠟燭製造業・フェノールレジン製造業・セルロイド製造業。
- (14) 精製毛皮製造業。
- (15) 糊料製造業。
- (16) 醸造業・清涼飲料製造業・ソース・ケチヤップ類製造業・製菓業・製氷及び冷凍業・製麵業。
- (17) 百貨店・旅館・下宿・娯樂及び興行關係事業・料理飲食店業。

第二條以下第七條迄が軍需品及び軍需品工場の戦時動員規定、第八・九條は戦時勞務規定、第十條以下は軍需關係品或は軍需關係工場に關し所要事項の報告を徴し得る規定、軍需工場に對する利益保證獎勵金下付の規定、軍需評議會の規定罰則がある。そもく動員法の眼目とする所は戦時に際し軍需品の生産または修理のため必要ある時は、軍需品の生産又は修理をなす工場及び事業場並びにそれ等の工場及び事業場に於て要する原料若くは燃料を生産し亦は電力・動力を發生する工場及び事業場、更にそれ等の工場に轉用する事の出来る工場——に對し政府は何時にても上述の工場、事業場並びに附屬設備の全部又は一部を管理し使用し收用する事が出来ること云ふ法律である。尙附加すべき事は以上の「物的動員」

のみならず政府は兵役の有無に關係なく徵發令とは別個に、必要に應じ國民を動員して軍事輸送機關や政府の管理する工場、事業場の事務に従事せしめる事が出来ること云ふ「人的動員」の規定も明確に記載されてゐる事である。

**軍需品** 軍需工業動員法によれば、兵器・艦艇・航空機・彈丸並びに軍用器具機械及び物品類、其他軍用に供し得べき船舶・海陸連絡輸送設備・鐵道軌道及びその他の輸送用物品・燃料・被服・糧秣・衛生材料・獸醫材料・通信用物件、その他、以上の物件を生産又は修理に要する材料・原料・器具機械・設備及び建築材料を含む。この外必要に應じて勅令によつて指定し追加されたる物を云ふ。

**クラフト・デュルツヒ・フロイド** (Kraft durch

French) 「勞働は喜びより」と譯される。アルバイト・フロントの分身同體である。組織はドイツを三十二地方に分け、その下に七百七十一のクライス、又その下に多くのオルツ・グループを置く。目的は勞働者に精神的慰安を與へる爲に、音樂會・芝居・旅行或はスポーツの獎勵、他方勞働の美化運動として、工場内部の裝飾とか、芝生を作る等の活動をなし、教育の爲には圖書館の經營、講演會の開催等をなしてドイツの復興と産業の隆昌に盡してゐる。

**クローズト・ショップ** (Closed shop) 封鎖工場又は締付工場と譯さる。即ち従業員の殆ど全部が勞働組合員である工場を云ふ。嚴密に云へば勞働組合員でなければ雇入れないと云ふ協約を結んでゐる工場を云ふ。

**クリーク** (Creek) 堀割のことである。支那事



變、特に上海戦に於て支那軍が皇軍の進撃を阻止する爲にクリークに架けられてゐる木橋・鐵橋・石橋等の橋を切り落してしまつた等とあるが、上海市外には無數にある。勿論自然に出来上つたものもあれば又人工的に造られたものもあつて、廣さも區々たるものであり、廣大なるは洋々たる流れをなし、狭きは數間にも及ばぬものもある。本來の目的は交通と灌漑とを兼ねたものである。

**クーデター**(Coup d'Etat) 合法手段によらず奇襲を以て國家權力を掌握するをいふ。即ち權力を持てる者が彼自身の野望を満たす爲めに武力を以て民衆の自由を極度に抑壓する非合法行動を云ふ。

**九箇國條約** 一九二二年ワシントン會議に於て米の主唱により、日英米佛伊白蘭葡支の

九箇國が支那の利害關係に關し協約した條約。即ち支那の領土保全と門戶開放機會均等の二つの原則を規定したものである。

**軍事扶助法** 兵役に服する者をして後顧の憂なく安心して兵務に服せしめる目的で大正六年制定、昭和十二年七月一日大改正をなして今日に至つたものである。従つて軍事扶助適用を受け得るの資格は生活に困難なる傷病兵、その家族若くは遺族又は兵役に服したため生活が困難となつた下士官の家族若くは遺族等である。更に扶助の種類には、生活扶助・醫療・助産・生業扶助・埋葬等がある。

尙今回の支那事變に際しては陸軍省は戦死者——軍人・軍屬・囑託員及び工員——の遺族に對し特別賜金賜與規程を制定し、昭和十二年十月一日付告示を發表した。同

内容は十二箇條よりなり、主要なる點は支那事變に際し、戦死又は戦傷を受け、その日から三年以内に死歿した時には特別賜金を與ふと云ふ事となつてゐる。

**經濟軍縮** 現在の國際情勢下に於ける國際危機の緩和には軍縮によるのが最も早道であるが、その實現は到底望まれない。其故に各國では之れに代る機關を設けて軍縮の目的を達しようとする計畫をたて、戦争の防止と國際平和の二を目標として、その實現に向つてゐる。其れが、即ち經濟軍縮案である。要約すれば世界の強大國家が國際經濟會議を開催して相互の經濟協調をなし、間接的に軍縮の効果を上げようとするのである。該運動には米國大統領ルーズヴェルトも積極的に乗り出す意志を持つてゐると云はれ、英國・佛國・獨逸の諸國家も、それ

く各國家の代表を動かして國際經濟會議の機運を促進してゐる。

**源泉課税** 所得の源泉を辿つて課税するもので、所得の内容を區分して各々異なる税率によつて課税するもので、一名個別的所得税とも云はれてゐる。第二種所得税たる公債・社債・銀行預金利子・貸付信託の利益等に課するもので、利子は利子支拂人が天引して利子の受取人に支拂ひ、更に便宜上利子支拂人から直接政府に納入する方法を採擇してゐるのである。

**計畫經濟** ソ聯に行はれる計畫的經濟政策である。それは國家權力の最高度の支配を以て爲されるものにして、資本主義國家の統制經濟とは本質的に其の内容を異にす。即ちソ聯の經濟は完全なる計畫經濟でゴス・プランによつて聯邦豫算の編成から各種產

業の計畫・統制を行つてゐる。(ゴス・プラ  
ンの項参照)

**ゲリラ戦術**(Tactics of Guerilla) ゲリラはス  
ペイン語で小戦闘と云ふ言葉。由來スペイ  
ンの地勢は、起伏重疊たる山・谷・河で圍ま  
れ大軍が正攻法で堂々と戦ふ事が出来ず、  
變則的戦法を採らざるを得ないのである。  
嘗てフランスのナポレオンすらスペイン攻  
撃には一方ならず苦戦を續けざるを得なかつた  
と云ふ。最近ではエチオピアとイタリ  
アの戦ひにエチオピア軍のゲリラ戦法が興  
味ある話題を提供したが、それは奇襲戦の  
代表詞として使はれてゐるもので、今日で  
は完全に世界語となつてしまつた。

**國際商業會議所** 一九二〇年パリに於て創立  
されたもので、大戰後米國際商業會議所が率  
先して出来上つたので、參加國は英・佛・獨・

伊・オーストリア・オランダ・ポーランド・ベ  
ルギー・支那・日本・チッコソロバキヤ等々  
數十箇國の商業會議所が協力してゐる。そ  
の目的とされてゐるのは、國際貿易の助長、  
隨つて貿易障礙の排除、金融並びに産業上  
の國際問題に對する各國の協調的行動の確  
保、更に各國の實業家及びその團體の協力  
による國民間の平和と友好關係の促進等  
である。

總會は隔年一回開催される。第一回はロ  
ンドンに於て催され、一九三七年は第九回  
目でベルリンで開催され、會期は一週間内  
外であるのを常とするが、その主要問題の  
討議或は決議などは極めて權威あるものと  
して、各國の經濟界の視聽を集めてゐる。

會員は全て各國を代表する實業界の有力者  
並びに著名なる經濟學者が多い。第十回總

會は一九三九年吾が東京に於て開催される  
豫定である。

**國際砂糖會議** 國際聯盟世界通貨會議長であ  
つた故ラムゼー・マクドナルの名を以て招  
請狀發せられ、一九三七年四月五日よりロ  
ンドンにて開催。參加國は廿二を數へ、加  
盟各國の輸出割當數量問題、自由市場の需  
要量基礎數字問題が中心議題であつた。同  
協定の目的とする所は自由市場を維持する  
と同時に砂糖消費を増進せしめ、更に自由  
市場を擴大せしめるにあるが、この自由市  
場の需要に對し各國が調整された輸出割當  
制を守る事が協定の主眼であつた。この協  
定成立によつて五箇年間、世界糖價は安定  
を保障されたやうである。

**コンツェルン**(Konzern) 財閥と譯されてゐる  
が、本質的な事は企業經營の獨立的地位に

ある各種の重要産業が巨大なる資本を擁す  
る一箇の投資會社によつて、生産から販賣  
に至る迄指揮統制を受けるものである。ヨ  
ーロッパ大戰でインフレで巨富を得た獨逸  
のステンネスが代表的企劃者である。わが  
三井・三菱・住友の如き最近に於ては鮎川氏  
の統括する日産の如きは世界有數のコン  
ツェルンとなつてゐる。モルガン・ロックフェ  
ラー等の財閥は云ふ迄もなう。

**コーオペレーティヴ・ムーヴメント**(Co-opera-  
tive Movement) 協同組合(相互出資によ  
る生産組合と消費組合を包含す)運動を云  
ふ。

**國際聯盟資源特別委員會** 世界列強間では資  
源或は殖民地分配問題等が何時も争ひの基  
本問題とされてゐる。即ち廣い領土と海外  
に殖民地を持つ資源の豊富な國、「持つ國」

Have 米・佛・英・露と、それとは反對の「持たぬ國」Have not 獨・伊(エチオピア征服以來は持つ國となつた)・日本(滿洲國を支配してゐるから持つ國になつたと世界では云ふが)の如き強國が、あらぬ争ひ(?)を續けるのは世界平和の上から憂ふべきだとして、國際聯盟では「資源特別委員會」を開いて原料資源に不足する國に、之を獲得せしめるに好意ある援助と了解の會を催した。この會議に日本は參加したが、獨・伊の不参加でさしたる功績を擧げる事は出来なかつた。同委員會には英國からはリースロス氏、日本から首藤商務官、ソ聯からはローゼンブルム氏、米國からはグレディ氏、其他佛國からはシャルル・リスト氏等が出席した。

**五大麥酒會社** 大日本麥酒・麒麟麥酒・櫻麥

酒・朝鮮麥酒・滿洲麥酒、この中で大日本ビールは日本全ビール産額の過半を占めるからトラスト(合同)會社と云はれ、製紙の王子會社と共に日本の二大トラストである。

**五大電力會社** その資本金に於て、亦社債借入金・發送配電設備の上に他又供給區域の上から云つて他の電力會社よりも壓倒的地位を有する次の五大會社を云ふ。東京電燈・日本電力・大同電力・東邦電力・宇治川電氣——本社は日本電力・宇治川電氣の大阪を除き他は東京にある。尙資本金は東電が四億餘萬圓、他は二億萬圓内外である。

**五大紡績會社** 我國總紡績資本金は六億六百萬圓と稱され、その中二億五千五百萬圓を次の五大會社が占め、収益額は總紡績會社の五割、されば精紡機設備も大で四割五分

である。(一)鐘淵紡績、(二)東洋紡、(三)大日本紡、(四)富士瓦斯紡、(五)日清紡。

**五大生命保險會社** 三十二の生保中規模の大と契約成績の上からみてビッグ・ファイヴを擧ぐれば、(イ)明治、(ロ)帝國、(ハ)第一、(ニ)日本、(ホ)千代田である。

**ゴスプラン**(Gosplan) ソ聯國家計畫委員會の略稱。一九二〇年レーニンが經濟の専門家を集めて諸種意見の交換を行つたのに始まり、勞働國防委員會の諮問機關として設立(一九二二年)されたもので、國民經濟全般の調節や計畫を立案し審議する。然もその内部は次の四部門に分れてゐる。(イ)産業組織の改善を圖る組織改正部、(ロ)各種生産の助長調節を研究する生産部、(ハ)各産業の相互調節と貿易關係の研究と國家豫算を司る經濟部、(ニ)國防と財政産業の關係を研究

する國防部の以上四部門で之を約言すればソ聯經濟參謀本部である。一九三〇年中央統計局を合し人民委員部となつた。

**ゴールド・カバー・ポリシー**(Gold cover policy) 米國に次ぐ金貯藏國であつたフランスが、弱少國に金借款をなし、ヨーロッパの經濟上・政治上の覇權を握らうとする計畫で、金掩護政策と呼ばれる。

**工部局** 上海共同租界の行政を掌る役所。共同租界は英人が開發したもので、道路を拓き橋梁を設置し、諸文化的設備をなし來たつた所に工部局と云ふ名の由來がある。今日では永久租借權の權益を有し、然も治安は工部局警察によつて保持されてゐる。工部局の最高機關は上海市參事會であり、參事會員は納稅會大會で選舉され、不文律的慣行により英五、米二、日二の割合で九名

が選ばれる事になつてゐる。亦工部局警視總監は米人、副總監は日本人と云ふ事に定まつてゐる。

**紅軍** 一九二八年朱德毛澤東の組織した支那共産軍正規軍を云ひ、國民政府が共匪と呼んでゐたのはこの軍團である。

**工業立地 (Der Standort der Industrien)** 工業生産過程、即ち工業生産活動の営まれる場所を云ふ。この言葉の使用は最近工業經營の科學的研究が叫ばれるに至つた事に基因する。即ち工業建設は如何にしてなされるれば最も合理的であるか、亦、如何なる土地・場所を選び、それに適合した工業は何か等々を研究するにある。然も工業生産の主體的條件は場所にある。この場所(工業立地)には如何なる工業が適切であるかを土地の地理的・地誌的・地域的研究を科學

的(氣候——溫度・濕潤度・乾燥度・風速度——から地質の關係等)に研究して立體的の大規模工場、例へば麥酒・人絹等の單製品工業とするか、平面的の工業、例へば機械工業の如き複製品工業となすかを定める基準となる。又他面、工業を主として如何なる土地を選ぶかを研究する方法もある。地方的分業の科學的研究が發達して生れた工業經營理論である。

**國民戰線** 反ボルシェヴィズムの共同戰線を張るグループをかう名付けてゐる。共産主義を込めての人民戰線の反語である。所謂國家主義の立場を採る右翼戰線の國際的結合によつて、同じく國際的左翼戰線の擴大に進む人民戰線に對峙するフアッシ戰線であるとも云へる。今日、南歐イタリーと北歐ドイツの共産主義打倒撲滅の共同戰線が堅

く結ばれてゐる。吾日本も反ボルシェヴィズムの運動に對しては一役を買つてゐる。日獨防共協定がそれである。

**互惠條約關稅 (Bargaining Tariff)** 通商條約を結ぶ二國間で、お互に或商品を限つて相互有利な條約の取極をなす事を云ふ。例へば甲國の輸出品を乙國では無税にする代りに乙國の輸出品をも甲國では無税にすると云つたやり方を云ふ。最近の世界經濟界の傾向は恩惠の一般的均霑力ある最惠國約款を廢止して關稅取扱ひの如きは全て互惠主義で取結ぶと云ふ風に進んでゐる。

**國際的短期資金** ホット・マネーの項参照。

**互惠協定關稅制度** バイゲニング・タリフの項参照。

**工人會(工會)** 支那の労働組合を云ふ。幣の組織と類似點があるが、幣は傳統的に相互

扶助の建前で組織されてゐるが、工會は階級的な立場にあると云ふ點で本質的な相違が生ずる。

**紅槍會** 支那の軍閥又は匪賊の壓迫に對し自治的に武装自衛の團體を組織せる特殊な自衛團で、河南方面には黒黃白槍會がある。その名のよつて來たる所は各自の長槍の根首に紅の房を付けた事による。

**コミンテルン (Kominintern)** 共産黨インターナショナル (Kommunistische Internationale) の略稱。國際共産黨第三インターナショナルの事。一九一九年三月ロシヤ共産黨が組織の中心となつてモスコ(レニングラード)に於て創立。十七ヶ國の共産黨が参加し、マルクス主義により、全世界の共産主義革命を企圖し、プロレタリア獨裁を主張してゐる。共産主義思想陣營の王城である。故

レニンが創立當時の最大なる指導者であつたが、今日はスターリンが、その地位にある。吾日本に於ては國體上より緊く共産黨の結社を禁止してゐる。支那に於ては支那事變直前、國民政府と中國共産黨(領袖、毛澤東、朱德)との提携がなされ、「容共抗日」即ち共産黨の主義主張を許し、思想的に反對の立場にある日本に對し、思想と實力を以て反撥し來つたのである。それ故に支那事變は一面共産主義撲滅の思想戦だとも云はれるのである。

**コルホーズ (Kolkhos)** 露語・ソヴェート聯邦の國營農場。地主から收用した土地に對して國家が直接經營者となつて、耕作機械を備へ、人を備つて耕作せしめる農場。

**コムソモール (Komsomol)** 露語、ソ聯の共産青年同盟員の略。コミンテルンの統制下

にある青年労働者の前衛組織である。女子共産青年同盟員をコムソモルカ (Komsomorka) と云ふ。

サ  
行

**財政經濟三原則** 昭和十二年近衛内閣の成立後賀屋藏相、吉野商相が共同聲明をした財政經濟の根本方針であつて、(一)生産力の擴充、(二)國際收支の適合、(三)物資需給の調整の三基本則を指す。この三原則は賀屋藏相の聲明によれば、手段であつて目的ではない。目的は國防の充實、國民生活の安定にある。この二大國策を達成する手段が三原則で、國防の充實には軍需品生産力の擴張を必要とし、必然資源の少ない我國は大量

輸入の途を採らざるを得ぬ。其處で國際收支適合を圖る手段を講じなければならぬ。即ち國際收支のバランス維持のため貿易統制、爲替管理の方法によつて合理化をなし他方國際收支の適合は物資需給の上に矛盾を生ずるに至るから、この矛盾を除去するため消費統制をなして物資需給の調整を圖らなければならぬ所まで擴大される。

**三大通貨ブロックの成立と解消** 一九三三年夏ロンドンに開催せられた世界經濟會議の爲替比率協定が失敗してから世界は三つの通貨ブロックに分かれた。米國を中心のドル・ブロック(アメリカと中南米諸國)と、英國を中心の磅貨即ちスターリング・ブロック(英を中心として屬領・アルゼンチン・丁抹・スカンヂナビヤ諸國・日本・エジプト)及び佛國中心の金ブロック(フランス・ベルギー・

イタリー・オランダ・スイス・ポーランド)である。しかし一九三六年にはフランス中心の金ブロックが崩潰した爲ここに、英・米・佛三國間に爲替協定が成立したが、佛の通貨的地位は一九三七年を通じて尙ほ安定してゐない。因に日本はこの三國間の爲替協定には参加せざるも英のポンドにリンクしてゐる。

**三大國策** 特に狹義國防時代から廣義國防時代に當り、指導國策となる第一は國防の充實であり、第二は國民生活の安定、第三は貿易・産業の振興でなければならぬ。之を三大國策と云ふ。政黨で「兵農財三全主義」と呼んだのも略々これに當るが之は兵は國防、農は救農施設、財は國家財政の三者であつて、現在よりも意味が狭い。三大國策は之の兵農財三全主義より一步前進した包

括的意義を包蔵してゐる。尙ほこの三大國策のどれが優先的であるかにより、指導國策は其一が最高のものとなるが、それは時代や國狀により異なる。日・獨・伊は現在の所は國防第一、米國は國民生活の安定、英國は産業増進が指導國策であらう。

**産業組合** 農工商に互り中小生産者の組織せる組合であるが、實際は農業に發達してきた。資金の融通・原料の廉價購入・製品販賣生産設備の共同使用・消耗品の廉價購入等々を目的として生れ、所得税・營業稅・營業收益稅・資本利子稅等々の租稅は免除せられ、且つ政府からは、補助金・助成金・獎勵金が與へられて居り、今や同組合は、明治三十七年、組合法が公布されてから三十幾星霜を経過したにすぎぬが、今日では組合總數千五百を數へ、農村に基礎を持つ

た一大勢力を形成してゐる。然も同組合の統一機關は産業組合中央會であり、全國購買組合聯合會・産業組合中央金庫・大日本生絲販賣組合聯合會・全國米穀販賣購買組合聯合會等を包含してゐる。之等の内最も發達せるは産組中央金庫で、出資金は政府出資千五百萬圓・組合出資千五百七十萬圓と云はれ半官半民の非營利法人で、利用者即ち經營者であり、農村金融の一大調節機關となつてゐる。尙産業組合の理想實現の爲の純眞にして創意性に富む青年による「産青聯」なる前衛部隊がある。

**産金法案** 昭和十二年第七十一特別議會に提出せられた經濟立法の一である。準戰時體勢下におかれる吾國々防の充實と生産力擴充の政策が急激に展開して驚くべき外資輸入の入超を示し、ために國際收支不均衡を

招來したので國際借貸は惡化し、やゝもすれば爲替低落の恐れあり、之に對し爲替水準維持の必要から金現送の已むなきに至つた。そこで産金増産の必要が生じ、産金法案が生れたわけである。その要約は、(一)産金を總て政府の手に集める事、(二)産金業者を統一管理する事、(三)産金増加を圖り且つ獎勵する事、(四)金の消費部面を統制する事の十四箇條よりなる。金増産及び政府集中政策である。

**三中全会** 國民政府の第三次中央執監全體會議の略稱である。全國各地から選出の黨員代表である全國代表者大會と共に國民黨の最高機關である。中央執監は中央執行委員並びに中央監察委員を指し、何れも全國代表者會議で選出される。中央執監全體會議はこの兩委員會の合同會議であつて、會議

は年に二回開かれ代表者會議に代つて國策を討議せられ、それが國民政府の政策を反映する。一九三七年の全會は二月十五日から一週間開かれ、王兆銘以下五名の起草委員によつて宣言書が作られた。要旨は「對外的には領土主權の擁護、對内的には和平統一の進歩」の原則たる五全大會の方針を體して進み、日支國交の調整、冀東冀察の行政主權回復の短期實現を期し、對内方針としては赤禍の根絶、民生主義に基く經濟建設を劃する等の決議をなしてゐる。

**サンディカリズム (Syndicalism)** 組合主義と譯さる。十九世紀末葉フランスの赤色労働組合の主張となつたもので、ソレルベルトによつて理論付けされた。所謂一切の政治運動を否定し、ジュネラル・ストライキ或は其他の直接的經濟闘争以外には労働者階級

の解放はないと云ふ。建設せられるサンデカリズムの社會に於ては組合組織のみを以て生産消費の統制をなし、更に社會的利益の共同管理をなして徹底的に國家權力を否定する事にあつた。かくして組合組織を闘争の武器として完成するのみならず、未來社會の準備として組織せねばならぬと主張する。アメリカのアイ・ダヴリウ・ダヴリウ (I.W.W.) もこの主義に於て組織せられたのであるが、理論上の矛盾が實踐上に觀面に現はれ、今日では跡形もなく凋落するに至つた。

**最惠國條款** 最惠國約款とも云はれ、二國間が通商條約を結ぶ際に、若し何れかの一國が第三國と關稅其他で有利な條約を結ぶと、それが當然二國間にも均霑するといふ條項である。この場合に第三國を最惠國と

稱してゐる。該條款は自由主義貿易時代に廣く結ばれた條約であるが、最近のプロック時代には各國個々間の互助「與へて取る」(Give and take) 政策が主となり最惠國條款は各國とも廢棄の運命にある。(バーゲニング・タリフの項参照)

**財政** 國家の經濟活動(法律・政治・經濟・教育等々)の爲めに必要とする貨幣の收入・支出管理等を爲す國家作用を云ひ、その運用には常に二の場合がへ考られる。一は必要なる經費は積極的に支出して各種の施積經營を爲す方針即ち積極財政であり、他は經費節約を主眼とする財政方針即ち消極財政である。尙今日赤字財政・健全財政等の言葉が使用せられるが、赤字財政とは尨大なる歳入豫算を公債で賄つてゆく財政方針を云ひ(赤字公債参照)、健全財政とは歳出を最

少限に切詰めて公債發行を手控へ、租稅收入を以て國費を賄ふ方針を云ふ。

**三民主義** 民國十二年(一九二三年)孫文によつて發表されたもので、國民黨々綱の根幹となつてゐる。三民主義は民族(漢民族の統一強化)・民權(デモクラシー政治)・民生(生活安定政策)の各主義の實現完成を目標とする。

**支那の幣制改革** 一九三五年十一月三日中國は劃期的幣制改革案を財政部布告として發表し翌四日より實施するに至つた。これは畢竟するに銀を民間から引上げて國有となし、之に對し紙幣の強制的流通を目的とした。布告の要旨、(一)中央・中國・交通三銀行の發行する銀行券を無制限法貨とし公私一切の受拂ひは法貨に限る。(二)銀貨の使用隱匿を嚴禁する。(三)公私所有の銀貨・銀塊を

國有とし發行準備監理委員會に提供せしめる。(四)法貨の發行及び回收並に準備金保管の事務は全部發行準備委員會に提供せしめる。(五)法貨の對外價值安定の爲前記三銀行をして無制限に爲替賣買を行はしめる。以上の法案實施により一年たらずして中國の經濟界は、稀有の豐作と相俟つて著しく立ち直るに至つたのである。立案者は英國のリース・ロス、政策の支持者は上海の英系金融資本である。

**支那の對日三原則** 支那が日支親善上必要な原則として掲げてゐた方針であつて、(一)支那の國際上完全なる獨立を尊重すること、(二)支那の行政的統一を阻礙せざること、(三)支那の經濟的統一を妨害せざる事である。

**支那軍の組織編成** 中央軍・地方軍・雜軍等頗

る雑多ではあるが、やはりその組織編成に一定の規準がある。即ち軍・師・旅・團・營・連・班より成り、班は小隊、連は中隊、營は大隊となり、團が三つよつて旅となり、二旅で師となる。而して二師團を以て軍と呼ぶのである。一師は數に現はせば約二萬、一軍は少く共四萬以上の軍隊より成つてゐる。

**支那の豫算案** 民國二十六年度國民政府一般會計歳入歳出總豫算は、立法院で審査し、立法院の財政・經濟・法制・外交・軍事の五委員會聯席會議で決定、一九三八年七月一日より實施する事となつた。之れによれば、總豫算は十億六十四萬九千元で、歳入豫算の主位を占めるものは、關稅の三億六千九百二十六萬七千元、第二位は鹽稅の二億二千八百六十二萬五千元、統稅の一億七千五

百六十一萬七千元、第四位の所得稅は二千五百萬元、其他。歳出の主位を占むるものは軍務費の三億九千二百四十九萬九千元、第二位は債務費の三億二千四百六十九萬三千元、第三位は建設事業專款基金の七千萬元、次は財務費の六千九百二十三萬二千元、第五位は教育文化費の四千二百九十三萬四千元等々となつてゐる。

**人民戰線** 左翼的立場にある共產黨系の無産陣營と中間派的色彩の無産陣營戰線が握手して共同戰線を張り一つのブロックを作る事を云ふ。國民戰線に對する反語になつてゐる。一九三四年七月フランスの社會黨大會で第三インターとの協力が決議されたのが人民戰線結成の初めで、超えて一九三六年七月の第七回國際共產黨大會に於て、第二インターナショナルの提携方針が採擇さ

れて以後、急速に人民戰線は擴大され、フランス・ベルギー・スペインに左翼政權が確立した。其後對立的立場にある國民戰線との衝突はスペイン動亂に於てみる如く、深刻な國家的對立を醸成してゐる。尙、人民戰線に列する國を擧ぐれば、ソヴェート聯邦・フランス・ベルギー・スペイン・支那・外蒙古等々である。

**商工組合中央金庫** 中商工業の金融緩和並びに疎通を講じ、延いては國民生活の安定策として設けられたもので、産業組合中央金庫に倣つて組織せられ昭和十二年開業された。出資總額は一千萬圓、政府民間の折半とせられ、民間側の出資組合は商業組合の八百六十組合、工業六百六十四組合、輸出八十五組合より成つてゐる。貸出は當然以上三組合が對象とせられる。この外業務

として預金・手形割引・有價證券の保護預り及び委託賣買等を營む。

**シー・シー・シー(C. C. C.) Conservation Camps** の略。之は又 The Emergency Conservative Work Program と云ふ。植林事業隊。米大統領の失業救援機關の一で卅萬の失業青年を雇用し植林・洪水防止・國立公園の改善に使用。指揮は陸軍々人によつてなされる。

**自衛權** 一國が條約上他國に對し在留民の保護若くは他の權益維持の爲にとる權利で、刑法で云ふ正當防衛權に妥當する。吾國では軍艦外務令廿三條に「指揮官は帝國臣民の生命の自由または財産に非常の危害を蒙らんとしその國の政府これが保護の任務を盡さずかつ吾兵力を用ふる他に保護の途なき時に限り兵力を用ふる事を得」とある。



方法としては武力を以て現地保護をするのが通例ではあるが、更に積極的な方法としては當該國の最も重要な地點を保障・占領して相手國の反省と正當にして且つ誠意のある解決をなさしめる方法がある。

**シー・アイ・オー** (C. I. O.) Committee for Industrial Organizations の頭文字を以て通常は呼ばれてゐる。アメリカ坑夫労働組合長ジョン・レヴィスによつて組織された労働組合で、極めて右翼的色彩の濃厚な組合ではあるが、金屬産業の横斷的組織として極めて異つた特質を發揮してゐる。(シット・ダウンス・ストライキの項参照)

**シー・エス・ブー** (C. S. B.) Central Statistical Bureau の略字で、アメリカの中央統計局を云ふ。シー・エス・ブーの目指す處はニラ運動の有効適切なる成果を収める爲に各種の

諸機關と提携して統計を作り、産業復興法の完全な發展を計る爲の機關であつて非常に重要視されてゐる局である。

**シンジケート** (Syndicate) 資本聯合、即ち資金を融通する所の團體、或は公社債引受團の事を云つてゐるが、日本ではカルテルと混合されて使はれてゐる。もつとも本來の意味は各企業のカルテルの最も進歩せるものである。シンジケートの重要性は大口の公社債の發行に對して銀行、信託、保險、證券と云つた社會的信用のある團體が協力して引き受け、募集するものにも、引受するものにも、兩者の利便を有効に考慮してなされ危険率が除去されたと云ふ正に一石二鳥の効果をねらつてゐる機關だと云へる。東京には興業銀行を中心とせる五銀行のシンジケートなど著名である。

**從價税・從量税** 複合税の項を見よ。

**治安維持會** 支那に於ける平和建設を目的として生れたもので、一地方を一單位として設けられ、社會、金融、交通の各委員に分れて會の活動が爲される。この維持會は北平と天津にある。北平の方は昭和十年十二月成立して一年半で倒れた冀察政權に代つて昭和十二年八月十九日支那事變により更生した。委員長は江朝宗、天津の方も北平の維持會より少し前に作られたもので、委員長には同地方の徳望家であり政治家たる高凌爵が推されてゐる。

**新生活運動** 民國二十三年二月、吾が昭和九年、江西省南昌に於て蔣介石が唱へ初めたもので、孫文の三民主義をアウフヘーベン(止揚)した政治の新指導原理と云はれてゐる。その意義は民族復興運動の基礎運動と

して注目されてゐる。即ち禮義廉恥の四の言葉を以てモットーとす。禮とは規則正しく

生活する事、義とは正しい行爲をする事、廉とは正しき認識をなす事、恥は恥を知る事と理解されてゐる。この抽象的な言葉が實踐に移されたのは規則と清潔の上にある。具體的に云へば役人の勤務時間の如きは午前八時出勤、午後六時退廳、土曜日は如きも半ドンなく平日の如く、夏休みもなく年始も三日間の休みあるのみ。他方首都南京には藝者、娼妓、ダンサーの存在もなくカフェー、喫茶店の如きものもない。然も宴會の如きも奏任級以上は最上一卓十二圓以内とされ、奏任以下は一卓七圓と定められて居り、冠婚葬祭の贈物にしても、勅任級に於て四圓以下、奏任級は二圓以下とされ、結婚式の如きも集團結婚を實行し、名

警職の人が親方となつて一組十二圓程度の経費を以て一切の式服を整へ、一本の免状を渡す事によつて式を終ると云つた簡易さと節約を實行してゐる。

**支那事變費** 昭和十二年七月に始まつた北支事變は支那事變に迄擴大し、五億圓の軍事費は更に二十億二千二百萬圓に追加増大され第七十二臨時議會にて決定された戦費二十億餘圓の内譯を記せば、陸軍省十四億二千二百萬圓、海軍省三億四千九百萬圓、豫備金二億五千萬圓となる。更に支那事變による一般會計各省費四千萬圓、その他特別會計關係費一千萬圓、陸軍造兵廠一億七千萬圓、海軍火藥廠六百萬圓等々があり、特別議會決定の五億四千萬圓、更に本年度陸海軍兩省豫算十四億圓を加へれば、軍事費は四十億圓を越える事となる。

**授産手形** (アルバイト・ベシヤフングス・ヴェヒゼルの項参照)

**ショー・ケース** (Show-case) 商品を見せるための設備の一種。この設備の巧拙は直接商品賣上に影響するので近來つとに重要視されるに至つてゐる。然もショー・ケースには照明設備が不可缺とされ、ケースの上の枠に入口の方に反射の青い色を見せる細長の管型電球を取付ける方法が一般に採用されてゐる。

**眞色燈** 太陽光線に最も近い光線とされ、一般に夜間商品の色の見分をなす便宜として商店に於て採用されてゐる。この眞色燈の代りとして晝光電球を用ひられてゐるが、効力は眞色燈には遠く及ばずとされてゐる。

**照明用語一束** (イ)ワット、電氣の量の單位。燭光、電球の大きさを表はす單位。

ヴォルト、電壓の單位。  
アンペア、電流の單位。

**照度**、電球で照明されてゐる場所の明るさ。

ルクス、照度の單位、十燭光の電球から一米離れた場所の明るさは大體十ルクス。ソケット、電球をさし込んで點火するもの。

キー、電球を點滅する時に用ふ。

スイッチ、電球を點滅する器具で、ソケットから獨立してゐるもの。

承口、電氣を取り出す口、普通アウトレットと云はる。

プラグ、承口に挿んで電氣を取る挿し込み。

コード、電燈器具やスタンドに付いてゐる線、配線工専用の電線をワイヤーといふ。

コード・ペンダント・天井から鎖で吊下げる電燈器具、又天井から鎖で吊下げる燈器をチェーン・ペダントと云ふ。

ホールダー、シェード(笠)やグローブ(電燈の球)を取付ける金具。

(ロ)天窓式照明、天井を全部硝子(スキガケ乳色)で張り天井の中に電球を取付けて照明する方法をいふ。

フット・ライト、脚光、下の方から照らす方法で上からの光の三分の一以下の明るさを適當とすといはる。

スポット・ライト、一部分だけを強く照明する投射光をいふ。

カラー・スクリーン、色彩ある光を取るために用ひられるゼラチン膜をいふ。即ち膜の色によつて異つた色彩の光が生ずるのである。

**重要工産品** 商工大臣の指定せる重要工産品は現在次の六十種である。綿織物・絹織物・毛織物・麻織物・人造絹織物・布帛製品・莫大小及同製品・時計・傘・電球・金屬製品・陶磁器・瑛瑯鐵器・硝子製品・セルロイド製品・瓦・煉瓦・清涼飲料水・綿フェルト・澱粉・燐寸・水晶製品・製麵・護膜製品・漆器・眞田・玩具・鈕釦・刷子・紙及同製品・罐詰食物・帽子・鉛筆・人造眞珠・蘭廷及野庭・味噌・醬油・石鹼・線香・製綿・自轉車・インキ・燐酸肥料・木竹製品・水飴及グリーユーコーズ・印刷物・乾麵麩・製氷・除蟲菊製品・石灰・木蠟・内燃機關・懷爐灰・撚絲・皮革及同製品・藥品・度量衡器及計量器・瑪瑙製品・煉炭・冷豆腐。

**十大會社** 日本に於ける公稱資本金一億五千萬圓以上の十大會社は次の如し。(一)南滿鐵道。八億圓。(二)東京電燈。四億二千九百五

十六萬圓。(三)日本製鐵。三億五千九百八十二萬圓。(四)王子製紙。三億圓。(五)東邦電力。二億圓。(六)日本産業。二億圓。(七)大同電力。一億八千六百萬圓。(八)日本鑛業。一億六千萬圓。(九)東京瓦斯。一億五千萬圓。(十)安田銀行。一億五千萬圓。

**シユペア・マルク** (Sper Mark) ブロックド・マルクの項参照。

**シー・ティー・オー** (C.T.O.) ソ聯の「労働及國防委員會」の略。ソ聯經濟政策の指導統制の機關なり。

**シット・ダウン・ストライキ** (Sit-down strike) 工場占領罷業と譯さる。或一つの工場に行き座り込んで煽動し、働きかけ、工場を占領して、代表者を選び、資本家と闘争をなすシー・アイ・オー御自慢のストライキ戦術であるが、米國産業界にとっては一大頭痛

の種となつてゐる。(シー・アイ・オーの項参照)

**十九路軍** 廣東派中鐵軍と云はれ、精銳無比軍と誇つてゐる。編成部隊は第六十師、第六十一師、第七十八師約三萬二千、更に同軍參謀長の指揮下にある抗日義勇決死隊廿二隊、便衣隊二千の兵を擁し、軍長は陳銘樞である。

**自給肥料** 紫雲英、モクシク、蠶豆、豌豆、青刈大豆、ザイトウウケン、ヘヤリベックの緑肥、外堆肥、人屎尿など農家で自給しうる物を云ふ。之に對し硫安其他金錢で買入れる化學的肥料は金肥と云はれる。

**スタハーノフ運動** 一九三五年九月一日の國際共產青年デーを記念祝福する爲に二十七日の炭坑夫アレクセイ・スタハーノフが同僚二人を伴ひ、八月卅日の夜間交替に出

かけ、五時間と四五分の間一〇二噸一、人當り三四噸の採炭をなした(平均標準は六噸でその五倍餘に當る)この事件はともすれば行詰りと沈滞がちなソ聯産業界に異常の衝撃を與へ、かくて到る處の産業部門、例へば石炭・紡績・鐵道・製銅・製材・製靴等にも第二第三のスタハーノフ出現し、ソ聯産業界に活況を呈せしむるに至つた。爾來スタハーノフ運動は「労働生産力は労働に對する無数の工夫と發明を要求する」もので、斷じて強制労働ではない處にこの運動の特徴がある。かくて第二次五箇年計畫は一段と拍車をかけられ、華々しくスタートを切つたのである。本年の八月卅日はスタハーノフ運動の二週年記念日であつた。

**スペイン革命** 一九三六年七月十三日王黨革新派の首腦ソテロ暗殺を契機としてモロッ

コに元メリラ駐屯軍司令官エリテラ中佐の率ゐる右翼革命軍起ちて革命の烽火を擧げ、メリラ、テチュアン、スータのモロッコ樞要地を占據して政府軍の虚を衝くや、之に應じてスペイン本土東南の要港カルタピナの海軍部隊、西部コルーニア洲フェロルの陸戦隊が蹶起した。十九日にはカナリヤ群島駐屯軍司令官ドン・フランコ將軍起ちてジブラルタル東部ラ・リネアを占領し、第二軍はジブラルタルの西部カデイズに上陸し、東西より首都マドリッドへ進軍して、此處に革命の嵐は頂點に達した。爾來年餘の歳月を經し一九三七年秋にも勝敗は未だに判明せぬ狀である。スペイン革命の特異性は國內の右翼派(國民戦線)と左翼派(人民戦線)の争闘に止まらず、伊、獨兩國が公然と現革命軍を支持する他方ソヴェート

聯邦が佛、白と共に政府軍を援助して、スペイン内亂の名に隠れ、今や思想的に相對峙する世界二大陣營の争闘舞臺と化してゐる事である。

スポット・ライト(投射光) 照明用語一束の項参照。

スチール株 United States Steel Cooperation  
米國鋼鐵會社株の略稱である。世界最大にして拂込資本金十二億二千九百萬弗、従業員數四十萬を算する。株式は額面百弗のものゝが普通株と優先株に分かれ、世界一の花形株となつてゐる。その普通株價の高低は直接米國財界を支配するばかりではなく米國財界のパロメーターとして世界の經濟界にも常に影響を及ぼしてゐる。

ステープル・ファイバー(Staple fibre) 人造纖維、また人造綿・人造麻・人造羊毛などとい

ふ。呼稱の如く羊毛、棉に似た光澤のある纖維で、人造絹絲と原料的實質は同じである。然し人絹の如き強光りなく且つ手觸りよく保温力あり織られた布はモスリンに似てゐる。羊毛及び人絹代用並に混用として原價安の點から國際收支改善のためス・フ時代を現出せんとしてゐる。

#### 樞密院改正問題

「樞密院ハ行政及立法ノ事

ニ關シ天皇ノ至高ノ顧問タリト雖ドモ施政ニ干與スルコトナシ」と規定され天皇が國務を總攬し給ふ時の最高顧問府である。組織は議長一人、副議長一人、顧問官廿四人、書記官長一人、書記官三人、議長秘書官一人である。顧問官の資格は國家に功勞ありたるものと定められ、年齢も四十歳以上に達したる者とされてゐる。會議は顧問官十名以上の出席によつて開會せらるるのであ

る。亦國務大臣はその職權上顧問官たるの地位を有し表決の權を與へられてゐる。其職掌としては、皇室典範に於て其權限に屬せしめたる事項は憲法の條項又は憲法に附屬する法律、勅令に關する草案及び疑義、憲法第十四條戒嚴の宣告、同第八條緊急勅令及び第七十條(財政上の緊急處分)の勅令及び其他罰則の規定ある勅令、列國交渉の條約及び約束、樞密院の官制及事務規定の改正、以上の外、國務にして臨時に諮詢せられた事項等につき諮詢を俟つて會議を開き意見を奏上すると云ふ事になつてゐる。しかし諮詢事項の整理問題は貴衆議院改革問題と共に庶政一新を必要とする今日に於て登場の要がある。蓋し現在の諮詢事項の範圍は官制明文の既述事項とは別に内規慣例等のものだけでも複雑多岐を極め不合理な

點も多く諮問事項の再検討が持ち出されてゐるからである。

**綏遠事件** 一九三六年十一月十五日察哈爾省商都方面にあつた徳王の率ゐる内蒙古軍と綏遠省主席傅作儀の綏遠軍が陶林に於て交戦し、初め蒙古軍優勢なりしも後に綏遠の支那軍が勝つた事件である。事變の原因は綏遠政府が蒙古の發達を妨害し更に蒙古民の生活を破壊するもの故、全蒙古各盟長、旗長等が參集して徳王を蒙古軍總司令とし卓王を副司令として義師を進めたのであるが背後に日滿軍の援助ありとなし、之に由つて支那軍は日滿軍恐れるに足らずと傲語し、翌一九三七年七月の蘆溝橋事件を惹起する一因をなしたものである。

**全體主義** 國家國民全體の發展を第一に企圖する主義であつて、個人主義が個人の幸福

を第一とするのに對立する。ナチス獨逸、ファッシ、伊太利の社會哲學である。個人主義と全體主義は相互關係にあるも、國狀と時代により、その一方を主眼としなければならぬ。日・獨・伊は國狀から見て全體主義で立つ要あり、大戰後の世界は時代的に見て全體主義になりつつある。

**戰時經濟體制の眼目** 昭和十二年九月三日召集の第七十二臨時議會に於て、二十億の支那事變費と、緊急法案が上程可決され準戰から純戰經濟體制の發展が示されるに至つた。内容は主として (一)貿易統制 (二)資金統制 (三)事業統制 (四)消費統制の四項目に互るが、これ等先づ入超激増に對し對外爲替を對英一シル二ペンスに釘付ける爲の輸入統制強化の不可避から輸入は軍需品、輸出産業の原料に止める事となし、生活品の

消費すら統制して輸入を制限する。次に不急若くは不要産業の新設擴張を抑止して、そこへの資金流入を阻止し、かくて軍事公債二十四億圓、十二年度既定の赤字公債九億圓餘、合計三十四億圓の公債消化に便し、同時に普通銀行、貯蓄銀行、生命保險會社、信託會社等の金融機關を統制下に置くに至つた事を企圖して達せられ、最後に節約、合理化、代用品使用等の消費統制に及ぶ筋道にある。

**戰時法案(非常時立法)** 昭和十二年夏支那事變に鑑み提出された法案を云ふ。(一)支那事變に關する臨時軍事費支辨の爲公債發行に關する法律案。(二)臨時軍事費特別會計法案。(三)臨時資金調整法案。(四)外國爲替管理法中改正法律案。(五)米穀の應急措置に關する法律案。(六)臨時肥料配給統制法案。(七)輸入品

等に關する臨時措置に關する法律案。(八)臨時船舶管理法案。(九)臨時馬の移動馬の移動制限に關する法案。(一〇)軍需工業動員法の適用に關する法案。(一一)從軍軍人の租稅減免等々以上の十一法案は七十二議會を通過した。

**生産制限** 限産とも云ふ。企業資本家が自己生産品の過剰による價格低落に對して、機械の運轉並びに操短(操業短縮)をなして生産高を制限し以て商品價格を高めんとするを云ふ。

**世界各國の經濟ブロックブロック(Block)**は元來、塊り、團體、集團の意である。經濟的依存關係の深い獨立國家間若くは同一の主權下にある領土間が互に有機的結合を強化し世界經濟の一單位として臨まんとする超大帝國である。大戰後の生産力増大から來

た現象であつて、日滿ブロック、一九三二年夏のオッタワ協定による大英帝國ブロック等これである。米國は南北アメリカブロックを企圖し、佛國にも本國、殖民地及び中歐小協商國すら包含せんとするフランスブロックあり、ソ聯は聯邦相互の間に堅く結んでゐるロシアブロックがある。吾國も日滿ブロックから更に日・滿・支の東亞ブロック建設に進みつゝある。

**稅警團** 脫稅防止、密輸取締を任務として設けられたもので宋子文が財政部長當時に創設した。現在黃杰總團長就任以來、山東省の境に近い江蘇省に本部を置き、専ら要塞、飛行場その他の警備に配せられ軍事的に轉化した。

**錢莊** 支那に於ける組織機能の幼稚な金融機關。銀行の一種と見るべく銀號とも稱せら

れる。その種類も規模の大小によつて異なる。銀行の如き業務を行ふ大なるものや貨幣の賣買即ち兩替を本業とし貸付を従とする錢舖など之である。

**正價輸送點 (Gold point, Specie point)** 一國の國際收支がバランスを得てゐると輸出爲替と輸入爲替の賣買が相殺されるから爲替相場には變動はない。之に對し外國への支拂金が多いと金貨を送る費用を省く爲に弗或は磅等の爲替を買入れて送金せんとするから弗、磅爲替が昂騰する。然しそれが餘り上り過ぎると金貨を送つた方が割安となるから、その騰貴點が金貨輸送費以上ではない。之を金又は正貨輸送點といふ。

**浙江財閥** 浙江省出身の財界人によつて堅められてゐる財閥の一團を云ふ。上海を中心として全支に金融、財政の支配的地位を占

めてゐる財團ブロックであつて政治的にも支那を事實上動かしてゐる。この財閥が今日の勢力を得た一因は、國民政府の蔣介石、王正廷、宋子文等が浙江省出身である事から、その財界人と結び付き易かりしこと、並びに中心活動地が上海なる事による。彼等は支那の三大銀行たる中央・中國・交通等の銀行は固より浙江興業・四明・中華商業等の中支の金融機關、産業資本を獨占して、他の二大財閥たる北支・廣東(華僑)を、はるかに凌駕する。最近支那財界の變動甚しくこの財閥にも多數の没落者を見るに至つたが、蔣介石の出生縣である奉化縣の財界人の如き蔣の政治的助力により依然として中心的勢力を保持してゐる。

**世界の武器貿易主要國** 世界の武器貿易増減移動の體様は、そのまま政治的危機のバロ

メーターとなる。世界に於ける武器製造會社の存在する著名なる國は、英・米・佛・伊・チッコスロバキア・ベルギー等であつてその輸出額は一九三五年度に於て三億四百萬マルク、殊に激増を示せるは航空機である。銃砲彈藥・軍艦等は却て減少傾向にある。また主なる武器輸入國は南米ではボリビア・ウルグワイ・ヴェネズラ・チリー等であり、亞細亞では支那である。エチオピアも伊エ戰迄は大分輸入した。

**ソシアル・ダンピング (Social Dumping)** 勞働者に對して不當な低賃銀と長時間勞働を強制して商品を生産し、常態以下の廉價を以て市場に賣出されたる商品を社會的の投賣品と云はれる。關稅の保護等を受けて海外に安く投賣するのに對して云はれる。日本商品は外國商品より廉價なる爲に世界に躍

進したが、その原因が労働者の低賃銀にある所から外國で日本品排斥の口實にソシア  
ル・ダンピング論をかつぎ出したのである。  
但し昭和十年四月に國際聯盟からモーレッ  
トが來て、さうでない事を報告し、日本品  
の安いのには合理化の結果と訂正した。

**ソヴェート社會主義共和國聯邦(ソ聯) Union  
of Soviet Socialist Republics** であるが、U.  
S. S. R. 又は USSR がその略字である。公  
式呼稱は以上であるが通常ソ聯と云はる。

**ソ支密約不可侵協定** 一九三七年八月二十九  
日國民政府外交部はソ支不可侵協定 (Sino-  
Soviet pact) の成立を發表した。國民政府  
の發表に従ひ重要な事項を記せば次の如  
し。(一) 締約國は國際紛争解決のために戦争  
に訴へないこと。(二) 締約國の一方が第三國  
から侵犯を受けた時は他の締約國は第三國

を直接にも間接にも援助せず。(三) 協定條約  
の有効期間は五箇年間で一國が本條約を廢  
棄する場合は期間満了前六箇月前に通告す  
べし。若し満期前に雙方共右通告をなさざ  
る場合は自動的に二箇年延長せられる事に  
なる。右二箇年延長して期間満了になりて  
も雙方共廢棄の意思表明せざる場合は更に  
又二箇年繼續さるべく、其の後もこれに準  
ずと。本協定調印には、ソ聯政府中央執行  
委員會は特命全權大使にボゴモロフを、國  
民政府は外交部長王寵惠をそれく任命し  
た。

**ソヴェート新憲法** 改正新憲法は一九三六年  
六月十二日に發表、同時に一般市民の審議  
に移されるに至つた。憲法の目指す所はソ  
ヴェート民主主義の徹底と勤勞大衆の國家  
統治参加に重點が置かれたもので憲法起草

委員會議長スターリンの所謂「人間は最高  
の資本なり」の原則が根幹となつてゐる。新  
憲法は十三章百四十六條よりなり(舊憲法  
は十一章七十二條)。劈頭に社會主義の「働  
かざるものは食ふべからず」との原則に基  
き苟も勞働は勞働能力を有する全市民の義  
務と宣揚し、ソヴェート社會主義共和國聯邦  
に於ては「各人より其の能力に應じて——  
各人に其の勞働に應じて——」なる社會主  
義の原則が實現さる。(第十二條)かくて各  
人は各人の才能に應じて働き、その勞働の  
量に應じて報酬を受くべき事を定め、次に  
ソ聯最高の國家機關たるソヴェート大會を  
ソ聯最高會議(ウエルコウニー・ソヴェート)  
と改稱した。また聯邦會議は勞農を區別す  
る事なく平等となした。新憲法の主眼は人  
民の權利義務、換言すれば個人の自由と權

利は最大限に保障されるに至つた事で、休  
息の權利、教育を受くるの權利、裁判の判  
決を俟たずして逮捕監禁を拒み得る權利、  
信教、言論、出版、集會、示威運動の自由  
を賦與す。(第十章市民の權利、義務。第百  
十八條より百廿五條)と明記され、ここに  
ソ聯一億六千萬人民に劃期的な光が投げ出  
されたと云へる。(最近の統計ではソ聯人口  
は一億三千万人に過ぎず、統計誤謬の爲に  
生産力にも誤算を來たせりと傳ふ。一説と  
して茲に附記す)

**租界** 世界各國が支那から永久に租借した開  
港場の特別區域を云ふ。租界内では各國は  
自由の行政權、警察權で治め、支那の權力行  
使は絶対に許容されない。租界には專屬租  
界と共同租界とがある。上海には佛國專屬  
の佛租界と其他各國の共同租界とがある。

天津には日本・佛國・英國・伊國等の五箇國專屬租界がある。但し專屬租界でもその居住者には他國人並に支那人がある。ただ居住者がその租界の國の行政下に立つわけである。

**租税(Tax, Steuer)** 國家及び其他の公共團體がその經費を支辨する爲に國民から徵收する財特に通貨を云ふ。租税には國税と地方税あり。地方税は府縣税と共に市町村税がある。租税は大別して直接税と間接税とに分たれる。納税者が直接納める所得税、營業税、相續税等は直接税で酒や煙草や砂糖にかげられ、之を消費する場合に自然に拂つてゐる税が間接税である。

**綜合課税** 其の所得の收入如何をとはずその人の所得の一切を總括して課税する方法で、一般所得税とも云はれてゐる。吾國の

第一種及び第三種所得税は之れである。之に對し收入の種類により一々所得税を差引くのは源泉課税である。公社債の利子の所得税、預金の利子に對する所得税之である。

タ行

**對支三原則** 昭和十一年一月の議會で廣田外相によりて聲明され、爾來わが對支外交の基本則となつたものである。

(一)排日行爲を清算し歐米依存主義を放棄すること。(二)滿洲國を承認すること。(三)赤化共同防止の方途を講ずることの三點から之を對支三原則と云はれる。我國が(一)を主張する理由は學生大衆の排日侮日運動と同

時に支那ゲー・ペー・ウーの呼稱ある藍衣社員の暗躍等が擧げられ、歐米依存主義の事實は幣制改革問題があり、(英國經濟特使リース・ロスの援助)又軍事顧問の如きは歐米より多數雇入れて居る事によつても識られてゐる。(二)の主張は支那が滿洲國を承認すれば各國間國際關係も極めて圓滑に進捗するに拘らず、南京政府は相も變らず不承認の態度を持ち、事ごとに妨害的行動をとり來たり、遂に十二年七月第二の北支・上海兩事變勃發の因となつた。(三)の主張は日本の北支進出牽制策として、支那が曾て絶縁したソヴェート聯邦との提携を新たににして盛に赤化工作の擴大強化を爲すが如き行動を採つてゐるからである。従てこの三原則が支那に理解されざる限り日支國交の調整は期行し難い狀にある。

**兌換券** 銀行券即ち中央銀行の發行紙幣を所持人の請求により發行者が正貨(本位貨幣たる金貨又は銀貨)と引換へる事を兌換と云ふ事から斯る紙幣を兌換券と云ふ。之に對し金銀貨を換へてくれない政府發行紙幣及び現在の日本銀行及びその他の中央紙幣等は不換紙幣である。

**對支貿易四大國狀況** 支那は世界の開放された唯一つの大市場である。歐洲戰後殊に近年この大市場で輸出を争ふ國は日・英・米の三大國であつたが、この二、三年來は再びドイツの進出も目ざましく一九三五年の米國輸出額は一億七千五百萬銀弗、第二位は日本の一億三千九百萬銀弗であつて、第三位の獨逸が一億三百萬銀弗、第四位は英國の九千八百萬銀弗である。輸出商品の主なもの米國石油・小麥・煙草・綿花・フィルム。



機械等であり、英獨は金屬及鑛石・機械器具・書籍・紙・化學品及び藥品等々あり、日本からは綿織物(綿織絲)・精糖・紙類・石炭・小麦粉・水産物・鐵・眞鍮・麥酒・食料品(罐燻詰)等である。

**ダンピング (Dumping)** 採算を無視し生産費以下に商品を投賣りする事である。不當廉賣、投賣等と譯される。國內間のダンピングは業者間組合の協定違反者として問題となるも、かかる協定なき自由競争の營業では問題でない。之に對し外國市場に輸出する商品のダンピングは之を輸入する國の産業を侵害するから、その防止策として關稅を高められたり其他通商上の問題を起す。ダンピングの目的は生産過剰品の處分や、新市場開拓の爲であるが、外國で安賣する損失の負擔はそれだけ國內で高く賣り國民

が支拂はされてゐる場合が多い。**ダルトン・プラン (Dalton Plan)** 米國の新教育法にして、ヘレン・パークハースト女史が一九〇八年(明治四十一年)に始めて公にしたものである。該教育の基調思想はデモクラシーに過ぎず。特に教師の威嚴を無視し、又團體的訓練を破壊するものではないが、從來よりも一層民主主義の要素を強め、時間割の撤廢、質問教式の高調、教科書よりも參考書を重視する等、學習を自律的にする所から稍、改革的と看做されるのである。「新しい進歩的教育は新しい角度から新しい情勢に應じ、約言すれば創造的態度と迅速な方法で教育すべきである。舊い教育は智識を提供するに止るが新しい教育は智識を如何にするか、如何に活用するか就中經驗から得た智識を如何に活用させ得るかを

指導するにある」と女史は説く。我が教育界には殊に必要であらう。

**賃銀平衡資金案** 物價暴騰より來たる一般大衆の生活不安は延いては社會不安の要因を作る。然も重要産業の生産部門を受け持つ労働者階級も社會生存のやみがたき要求として賃銀値上を以て彼等の雇傭主に對立するに至る。それは獨り労働者階級の苦痛のみならず雇傭主にとつても一大苦痛たるは變りない。又物價高に應じて賃銀を上げると更に物價が高くなり毫も問題の解決とはならぬ。故に餘剰利益ある事業會社に對し、生計費の昂騰率だけ賃銀引上げを行つたものとして、その金額を日銀に供託せしめ、日銀は之で赤字公債を買入れ供託會社の爲に保管して置く。かくて景氣反動の際、即ち事業縮小、労働者解雇、或は賃銀引下げ

の事態に立ち至つた場合は、之を引き出して賃銀支拂に充當し、以て解雇と賃銀引下げを防止する。かくて社會的には購買力の平衡を保ち、他方日銀の公債は紙幣と變つてインフレとなり景氣反動の調節となるから斯る法律を規定せよとの案である。——昭和十二年六月東京日日新聞、社會政策時報等に物價對策として高木友三郎博士が唱へたものである。

**中央銀行** 一國金融の中心母體となる銀行で、銀行の銀行としてその存在の意義を現はしてゐる。英國に於てはイングランド銀行 (Bank of England)、米國に於ては聯邦準備銀行 (Federal Reserve Bank)、獨逸に於てはドイツ帝國銀行 (Reichsbank)、佛國のフランス銀行 (Banque de France) 等があり、吾國には日本銀行がある。日本銀行は兌換

權發行の特權をもつて資金の需給、財政の疏通を行つてゐる。

**朝鮮産業の優越的地位**

近年全鮮にわたる産業の發展は目覺ましいものがある。昭和十年度の各種産業生産高を記せば、農産十二億八千萬圓、林産一億千四百萬、水産一億三千萬、鑛産八千八百萬、工産六億七百萬、總計廿二億千九百萬圓、貿易額十二億一千万圓となつてゐる。併合當時の生産總額二億六千七百萬圓、貿易額五千九百萬圓を思へば、その發展ぶりが如何なく窺はれる。蓋し近年の朝鮮は内地、朝鮮、滿洲の經濟ブロックの掛橋として地理的に恵まれ、之につれて、その包藏する農鑛電力資源の活用も進展してきたからで同時に之は土地、勞賃及び動力の安値、税金負擔の低廉などの生産費安にも負ふ所が多い。

**地方税課率の不均衡一覽**

近年、都市と農村の地方税負擔は著しく不均衡を來たし、農村窮乏の一大因由となつてゐる。今左に内務省調査昭和十年度の税課率高低調査表の中から要點のみを選んで揭示しよう。

第一(イ)道府縣に於ける地租附加税は全國平均一圓三二錢五厘、最高率は沖繩の一圓六九錢五厘で最低率は東京の五六錢。(ロ)特別地稅其の附加税は全國平均一圓三一錢、最高沖繩が一圓六八錢九厘、最低率三一錢五厘の大阪。(ハ)營業收益附加税の全國平均七一錢九厘、最高は宮城の八〇錢七厘、最低は東京の四六錢五厘。(ニ)所得稅附加税に於ては、全國平均三七錢一厘で、最高宮城の四一錢七厘、最低率は東京の二四錢。(ホ)家屋稅及其の附加税は全國平均四錢二厘、最高は鹿兒島の一八錢三厘で最低は六厘の

東京。第二、(イ)市町村に於ける地租附加税は市に於ての最高率は熊本市の一圓二一錢、最低率は東京の四錢五厘。亦一方、町村に於ける最高は岡山の二圓五四錢二厘、最低三重の一八錢一厘。(ロ)特別地稅及其の附加税は全國平均市に於て七二錢四厘、町村に於ての全國平均七八錢。市に於ける最高は八幡市の一圓一八錢三厘、町村最高は岡山の二圓六〇錢九厘。他方市に於ける最低は鹿兒島市で四七錢、町村の最低は三重の一八錢一厘。(ハ)營業收益稅附加税の全國平均は市で一二錢八厘、町村平均七三錢二厘、最高率は前橋市の一圓五〇錢六厘で最低は市川市の六六錢、他方町村最高は徳島の一圓九八錢、最低岡山の二〇錢。(ニ)所得稅附加税の全國平均は一二錢八厘、町村に於て七錢七厘、最高は東京の二一錢、町村

では大阪府の一一錢三厘。最低は海南市の七錢、町村最低は北海道の三錢。(ホ)家屋稅及其の附加税全國平均は市A(三九市)の一圓九錢一厘、市B(八八市)の三錢四厘、町村の平均は二錢二厘。然もAの最高は室蘭市で三八錢三厘、B最高は帶廣市の三五錢六厘、町村最高は北海道で一五錢八厘、最低はA市では東京の二錢七厘、B市では飯塚市の一錢、町村では新潟の二厘。(ハ)營業稅附加税は全國平均市に於て一圓四錢一厘、町村では八八錢一厘、最高は八王子市で一圓五五錢、町村は大分の一圓七五錢、最低は松山市の七五錢、町村では石川の二〇錢。(ロ)雜種稅附加税の全國平均は市に於て一圓二錢、町村、八九錢一厘。最高は那覇市で一圓五〇錢、町村では北海道五圓二一錢五厘、最低は鹿兒島市の六〇錢、町村は高知

の二〇錢。(イ)特別税戸數割の全國平均(一戸平均)五圓四八錢六厘、最高は神奈川の二二圓一〇錢、最低は福島の二〇錢。

廣田内閣に於る馬場財政の意圖した一は斯る中央・地方負擔の不均衡は正にあつたが、餘り急激なりし爲異論も多かつた。十二年一月辭職により本案も流産したが、別項地方財政調整交付金により林内閣の結城財政は之を一時的に處理した。但し本問題は早晚根本的解決を再び叫ばれるであらう。

**直接税 (Direct Tax)** 國家及びその他公共團體が、税金を負擔する納税者から直接に徵收する租税である。地租税・資本利子税・相続税・所得税・營業收益税・取引税・登録税・印紙税・兌換銀行券發行税・鑛業税・噸税・狩獵免稅等の所謂國稅から地稅の家屋稅、營

業稅は之れに屬す。

**チェーン・ストア (Chain store)** 連鎖店。同一種類の商品を扱ふ小賣店で、本部の統制下に同一經營方針を以て廣く販賣網を張るものを云ふ。本部は常に小賣店に對し商品の仕入、賣捌、貯藏、店の裝飾に至る迄管理統制して販賣の實益を圖り、本部は消費者に直接販賣はせず、小賣店に(主任は本部派遣)にゆだねてをく。我國では森永キャンデー・ストア、明治製菓賣店、三好野、須田町食堂、本郷バー等著名である。該制度の創始國はアメリカであつて、その發達は世界に冠絶してゐる。

**地方財政調整交付金** 地方財政が一般に窮迫化し、加ふるに租稅負擔の過重をみ、地方財政は危機に瀕してゐる。この危機を脱せしむる緩和と救済を目的として、府縣市町

村の財政窮乏の度合に應じ、國庫から一定の金額を限つて交付分配しようといふ制度である。昭和十一年度から「臨時町村財政補給金」と云ふ名目で二千萬圓を支出する事に決定した。

**通州** 支那讀みはトンチウ。昭和十年末防共の目的で冀東防共自治政府が創設された。

この地には吾國の投資事業たる東亞煙草・鐘紡・三菱・東洋紡・東洋製紙等々の巨大なる工場が存在してゐる。十二年七月、支那事變發生後間もなく邦人數百人虐殺の運命に遭つた所である。

**通貨** 廣く一般に流通する紙幣及び金銀銅貨等の凡てを指す。尙ほ専門的には此他に小切手は購買力の作用をなすし、それは銀行當座預金に基くから斯る當座預金を預金通貨と云はれ、更に各銀行の日本銀行への預

金を潜在通貨と云ふ。蓋し今は潜んでゐても聽て之が引出されると紙幣として流通界に現はれるからである。更に信用を基礎として振出される手形等を信用通貨と云ふ場合もある。

**電力聯盟** 電力會社の協調と統制機關の必要から設立されたもので、日本電力界のビッグ・ファイヴたる東電・大同・東邦・日電・宇治川の聯盟で、顧問には三井・三菱・興銀・住友等の金融資本の代表者が加はり聯盟相互の紛争の場合は裁定權を與へられてゐる。勿論同聯盟は強力なる電力カルテルたるは論をまたぬ。

**低利資金** 大藏省預金部及び簡易生命保險から融資される資金、或は興業銀行・勸業銀行・農工銀行等の特種銀行等が社會事業・産業組合事業・工業組合事業・公共團體普通事

業・耕地整理・森林組合・漁業組合・畜産組合等の事業資金に社會政策的救済から特別に低金利で貸出す資金を云ふ。

**デフレーション (Deflation)** 通貨収縮と譯さる。インフレの反対である。政府が極端に膨脹した通貨の分量を收縮して通貨の購買力を高め物價の低落をひき起す場合、或は金輸の解禁で外國に資金流出の場合、國際貸借悪化の場合等に起る。この結果は金融逼迫、株式相場暴落を惹起し貨幣資本の所持者金利生活者を有利な地位に置く。「物安金高」時代である。収入金額固定のサラリーメンや労働者は割合有利であるが財界の不振により、俸給・賃銀の引下げや失職も起るから、その利害は即断できない。

**デモクラシー** 民主主義の項参照。  
**デパートメント・ストア (Department store)**

**Department** は部門の意味で各商品別に店內を區切り、部門販賣を行ふ爲に百貨店を指す。その損益計算も多くは各部門を單位として競争的に販賣せしめてゐる。百貨店の長所は小賣商店よりもサーヴィスが完全で、品物を手にとるにも安易で流行品を容易に求められる事等にある。但し、一品種については専門店に比し品数が少ない場合もある。百貨店の起因は一八五二年パリのルーブル・ボンマルシェである。後、歐洲各國から米國に渡つて長足の發展ぶりを示した。米國のワナメーカー・ギムベル・ブラザース・メーシー・マーシャル・フィールド等世界的に著名である。我國には明治三十七年末、三井呉服店が資本金五十萬圓で始めたのが最初で、三越の名は内外に高く、今日では獨立百貨店の數四七、本支店合併

九六の營業所と使用人員五萬、賣上年額四億圓と云はれ、東京にある百貨店三十四營業所の賣上げが、小賣商十三萬五千戸の三分の一以上と云はれてゐる。之が爲に百貨店對中小商人との對立問題が起り、昭和十三年の議會では百貨店法が提出され兩者の利害を調停せんとしてゐる。

**統制經濟** 國家が全産業及び生産と消費の利害對立を調整する目的をもつ經濟生活である。之が爲に國民經濟全般の活動を適宜に統制する必要がある。蓋し今日の資本主義經濟の弱點となつてゐる自由主義經濟は獨占資本時代の客觀狀勢と相容れぬ矛盾が生じたからである。故に統制經濟は資本主義經濟の修正、是正と云はれる。ヨーロッパに於てはナチス獨逸が各國資本主義國家中最も完備せる組織的統制經濟を行ひ、他

方米國ではルーズヴェルト大統領によるニラ運動がそれであり、A・A・Aの制度等その代表的なものである。我國の統制經濟は昭和四年濱口内閣と共に叫ばれしも之は獨占的大資本の強化を目的とし、從て現在の全體的立場による統制經濟とは別である。從つて同じ統制法も當時と今とは全く目的が異なる。

**トラスト (Trust)** 資本合同と譯される。カルテルの結合力を一段と強化し各參加會社が經營上は獨立性を失つて一會社と化したのである。即ち加盟會社の法律的存在は獨立會社として認められてゐるものもあるが、實質上は生産も技術も販賣も全く彼等本來の獨立性を失ひ、全企業が融合統一せられて一企業と成つて居るもので、市場を獨占するのみならず利益をも全部自己の手に收

め、如何なく經營上の合理化を劃する仕組となるのである。吾國に於ては日本製鐵等は著名であり、アメリカのスタンダード石油の如きは世界的に名高い。

**特別議會と臨時議會** 衆議院解散後の議會、正確に記せば憲法四十五條の規定によりて五箇月以内に開催せられる初議會を特別議會と云ひ、臨時議會は憲法四十三條の規定によつて、臨時緊急の必要がある場合は普通議會に何時でも召集せられる事になつてゐる。最近では十二年八月の第七十一議會は特別議會であり、同九月の第七十二議會は臨時議會である。

**特惠國條約** 本國と殖民地間の貿易を特に有利にして、その間の關稅を低率に置き、外國に對する場合は常に差別的の配慮がなされてゐる所の通商條約・關稅條約を指す。

一般的最惠の上を行く特惠條約であつて、英國と殖民地の間の如き既に特惠關稅を布いてゐる。聽て特惠國條約の如きものが成立するであらう。

**土地收用法** 公益事業を行ふ際に、土地の所有者よりその所有權又は使用權を剝奪乃至は制限を加へて、起業者の爲に權利を創設する國家處分法で、全文八十八箇條からなつてゐる。土地收用法に規定する事業とは、國防・軍事に關する事業・皇室・陵墓の營建・神社・官公署の建設・慈善・教育・學藝等に關する事業・交通・衛生等の目的により國家、公共團體の施設する事業等々が掲げられてゐる。勿論被收用者の損失は起業者によつて補償せられるは論を俟つ迄もない。

**特別手形** アルバイトベシヤフングス・ヴェヒゼルの項参照。

### トロッキー主義

ソ聯産業は一九二六年に既にヨーロッパ大戰前に復歸したのであるが、農業が個々の經濟單位となつてゐるのは明らかに、革命政策の放棄即ち資本主義の是認となる。他方レニンによるネップ政策、レニン没後のスターリンによるネオ・ネップ最近のネオ・ネオ・ネップ等々により、個人の投資(五億以上に達すると云はる)を許しインテリの優遇をなす等は革命精神より、はるかに背馳せるものであつて、各資本主義國家とさして變りない國になつてしまつた。さればむしろ資源地として優れてゐるソ聯を世界資本主義國の市場として解放すべしと云ふにある。要するに一國の完全なる社會主義建設は不可能であつて、世界革命遂行以外には社會主義建設の途はないと叫んでゐる。彼は自説固持のため國外に逐はれ

てしまつたが、彼の説を支持するものがソ聯内部にあつて今も尙屢々問題を起す。

**トーチカ(Tochka)** 露語で點を意味し、堡塞のことを云ふ。一九三一年ソ滿國境線に沿うて分散的に構築せられた近代的萬里の長城である。その形は方形、六角形、圓形、八角形、鉤形等雜多であり、鐵筋コンクリート製で壁も天井も厚さは一米以上、内部は直徑七米から三十米位迄ある。層は二階建から三階、最低階は地下にあり、野砲・高射砲・機關銃等を備へてゐる。然もトーチカと他のトーチカは地下道によつて聯絡され更にトーチカの周圍は鐵條網を以て圍み前方には深い塹壕が掘りめぐらされてゐる等近代科學を如何なく利用してゐる防塞である。(マヂノー・ライン参照)

**トハチエフスキー事件** 一九三七年六月十日

ソヴェート政府によりトハチフスキー元帥以下赤軍最高首脳部七將官が「一外國の指導的軍部と通牒して反國家的行動——祕密情報の提供、赤軍敗退の準備、ソヴェート聯邦の解體と地主資本家の政權回復——」をなしたと云ふ名目で、叛逆罪に問はれ、キエフ條例（テロ手段による革命行爲者は最高軍法會議に附し、これの判決については絶對控訴を許さず一審を以て最終審とし死刑を宣告すべし）によつて銃殺された事件を云ふ。この事件の特質は從來のトロッキ主義者の陰謀事件と異つてソ政府の要人であり赤軍の最高首脳部である點等如何に重大事件であるかが窺はれる。然もトハチーフスキー元帥はソヴェートのナポレオンと云はれ絶大なる信頼を得た人であり、他の將官いづれも重要な地位にあつた事や、

極東通であつた事等有名である。

## ナ行

**ナチス** (Nazis) Nationale Sozialistische Deutsche Arbeiter Partei の略字、國民社會主義運動労働黨と譯さる。一九一九年ミュンヘンに於て結成。總統はヒットラーである。一九三三年議會の第一黨となり、ヒットラー内閣をみるに至つた。越えて三四年には黨首ヒットラーはヒンデンブルグ大統領の後を襲つて大統領の位地につき、ナチス獨裁を完備するに至つた。この國粹黨たるナチスのスローガンはヴェルサイユ條約の否定、猶太人の排斥を主としてゐる。現今では國威の發揚隆々たるものがあり、一九三七年

末日獨防共協定を結び、共產主義思想、國家に對し嚴たる態勢をとつてゐる。(日獨防共協定、ナチスの經濟統制の項参照)

### 内閣參議制

支那事變につき、戰時並びに戰後に關する重要問題に關し内閣施政に參與せしめ、併せて國內相剋の緩和を圖るを以て目的として時局の收拾と内閣強化を意味する機關に外ならぬ。この制度は單に諮問機關であるが、參議十名の顔振れはいづれも當代一流の人材で、陸軍大將・海軍大將・財界の巨頭・政黨の總裁等々である。この制度以前近衛内閣の參謀本部の觀があつた中央經濟會議(内地、臺灣の外地、南洋、滿洲國等を打つて一塊とする綜合的經濟政策と、その實施基本案を作成し内閣總理大臣に建議し、諮問に應ずる機關であり、構成員十八名は企業資本家のエキスパートを

以て占められてゐた)は廢止となり、企劃廳は企劃院と改正された。

### ナチスの經濟統制

資本主義國家體勢下に於て最も完備した統制經濟を行つてゐるのはナチス獨逸である。そのプリンスiplは國家的統制主義であつて資本家的統制主義とは絶對に相容れぬものであると稱してゐる。然らば國家的統制主義に基づける統制經濟とは何か? それは大別して、(一)一般的產業統制組織と(二)個別的統制經濟政策に分けられる。(一)は產業組織を創設、解散し、又合併をなし、各產業の指導者(フューラー Führer)を任免する權限を與へられてゐる經濟相の統制下にある。この最高機關は(イ)ドイツ工業團體(金融・鐵・石炭・機械・鐵製品・化學藥品・鑛石木材・纖維皮革の七產業部門である。)と(ロ)國家經濟會議所(獨逸有

機的構成組織經濟會議所) から成り工業團體の七部門には、それごと一人の指導者(企業資本家)が、その部門を代表して選ばれ、各自選出部門の利益を代表して意見を發表し、尚ほ全體の協議によつて獨逸工業資本家の意思即ち方針を決定し、然るのち經濟相に建言或は答申するのである。(四)の國家經濟會議所は各生産部門の利益と各經濟地域の利益との調整を目的として設立せられた最高機關で、各生産部門の利益調整は獨逸有機的構成組織によつてその機能は發揮せられ、各經濟地域の利益調整の機能は經濟會議所によつてはたされる。要約すれば前者は縦の統制組織、後者は横の統制組織である。然も有機的構成組織は經濟相の直接指導下にある十二産業部門の全國商工業者からなり各種産業の要部として中央團體

があり、その下に各種經濟團體が置かれてゐる。一方、經濟會議所は全國商工會議所・手工業會議所を組織メンバーとし、各地會議所會頭が指導者に任命され、その下に理事會があつて地方的利益を守る。(二)の個別的統制經濟政策には、労働政策・農業政策・信用政策・貿易政策等があつて、夫々独自の政策が行はれてゐる。

**内閣** 總理大臣、各國務大臣を以て組織せられてゐる行政上の最高會議機關にして、決議事項は過半数ではなく全閣員の一致を必要とする。内閣總理大臣を始めとして内務・大藏・陸軍・海軍・外務・鐵道・司法・遞信・文部・農林・商工・拓務の十二省の各大臣によつて組織せらる。尚ほ内閣直屬の部局として内閣官房・内閣情報部・恩給局・統計局・印刷局、外に外局として企劃院・賞勳局・法

制局がある。更に閣議承認を必要とするものは、法律案・豫算決裁案・外國間の條約、官制規則及び法律施行による勅令、各省間主管の紛議の調停、人民請願、豫算外支出、勅任官、地方長官の任命、進退、各省事務の高等行政に關する件等々がある。

### ニラ (N. R. A) 米國産業復興法 National

Industry Recovery Act の略字で、その主意は大統領に産業の獨裁権を賦與し、農業の再建(A. A. A)と並行して、全國の産業制度を統制し以て米國景氣を回復せんと企てたルーズヴェルト大統領の景氣回復法律案で一九三三年五月臨時議會を通過したものである。この法律は別名「産業統制及公共事業法」と呼ばれてゐる。即ち同法は三部より成立つてゐて、第一部は産業の統制回復に關する規定、第二部は公共土木建築事

業に關する規定、第三部は前年度即ち三二一年に發令をみた緊急救濟土木建築法の修正、その他を含む以上三の法規内容を持つてゐるもので、賃銀の引上改善又は労働時間間の短縮によつて労働者全般の購買力を助長させ、之と並行して資本家利潤をも確保するため商品價格を引上げる、他方三十三億弗の豫算を計上して土木建築事業を起して失業者の救濟をなさうとする建前であつて資本主義米國の自由主義經濟から統制經濟に移行する情勢を示したものである。着々實行されたが一九三六年一月六日大審院に於て違憲の判決を受けA. A. Aと共にその根幹は覆されてしまった。但し實質的には之が改組變名又徳義的保持により、大した打撃なく行はれてゐる。

ニュー・ディール (New Deal) 「新規時直し」

若くは「新政策」と譯されてゐる。一九三三年ルーズヴェルト大統領の就任により、米國經濟機構及び政策を再建せんとして採つた劃期的政策である。核心はニラとエー・エー・エーである。が、之に由て一九三三年以來の米國景氣と世界景氣が出た（ニラの項参照）。

**日獨防共協定** 一九三六年十一月二十五日ベルリンに於て武者小路公共大使と獨逸特命全權ヨアヒム・フォン・リッペントロップ（ロンドン駐英大使にしてヒットラーの懐刀と云はれてゐる人）との間に調印された協定である。目的は「共產インターナショナル（コミンテルン）の目的がその執り得る有ゆる手段による現存國家の破壊及暴壓に在る事を認め」てコミンテルンの諸國の國內に働きかける事を否定し、世界平和の爲めに

「共產主義破壊に對する防衛の爲め協力」する事にある。その動因は、一九三五年夏の第七回コミンテルン大會決議に現はれた共產黨の方針である。同方針によれば、日本・獨逸・波蘭を狙ひ殊に日本と鬭争の爲に支那共產軍の援助を決議すらして、専ら世界平和を脅すからである。本協定内容の第一條締約國は共產「インターナショナル」の活動に付き相互に通報し、必要なる防衛措置に付協議し且緊密なる協力により右の措置を達成する事を約し、第二條「締約國は共產インターナショナルの破壊工作により國內の安寧を脅さるる第三國に對し本協定の主旨に依り防衛措置をとり又協定に参加せん事を共同に勧誘すべし」とある。有効期間は五年間。一九三七年イタリー加盟す。

#### 日ソ漁業暫定協定

日本のソ漁業基本權は日

露戦争のポーツマス條約で動かないが、その手續方法は數年毎に變はる。一九三六年その變更期に日獨防共協定の發表があつて、ソ聯は頭を曲げ、已むなく、同年十二月二十八日モスコに於て重光大使とソ聯外務人民委員會次長リトヴィノフとの間に「漁業節約の效力延長に關する議定書」で一月一日以後一箇年間だけ現行條約と同手續で漁區貸付が圓滿に遂行するに至つた。之で我國の繼續經營してゐる二百八十餘の漁區が一應一年間は安定されたのであるが、一九三八年以後に對しては目下交渉中である。

**日本の世界的人絹生産高** 一九三六年の世界人絹及びステープル・ファイバーの生産高合計は十三億三百万封度であるが、第一位は日本の三億二千一百万封度、第二位は米國

の二億九千万封度、第三位は伊國の一億九千六百万封度、第四位は獨逸の一億九千万封度、第五位は英國の一億四千四百万封度である。

#### 燃料國策

固體では石炭・コークス・薪炭・液體では石油・アルコール・ペンゾール及び天然ガスのガス體の三方面から燃料問題は解決される。液體燃料では石油業法による輸入量六箇月分の貯油義務賦課、油田試掘補助、固體では石炭液化計畫があり、木炭ガス發生裝置補助もある。更に砂糖其他からの無水アルコール製造問題がある。

**ネオ・ネップ(Neo Nep) Nep is New economic policy** の略で、その更にネオ(新)なるもの即ち新々經濟政策と云はる。一九三一年スターリンが技術専門のインテリ(智識人士)を優遇して五箇年計畫(Five year plan)



の促進を企圖したのである。一九三二年には進んでスターリン、モルトフ連署でネオ・ネオ・ネップ(Neo-Neo-Nep)を布告した。農村に於ける政府の強制買上げ後の餘剩穀物及び肉類を市場で賣捌く許可を與へた政策である。

**農村負債整理組合法** 農村の負債整理を目標とし全國九千町村中六千町村が之を必要とする。組合組織は部落單位で一組合設立一町村に四組合の豫定とされてゐるから總數二萬四千組合となる。この外信用組合と漁業組合で負債整理事業を行ふもの一千組合と見積られ總合計二萬五千組合と算せられてゐる。このため、政府は特別融通によつて三千萬圓の國庫補償法で二億圓の整理資金を出し、整理の準備をなし、かくて五十億圓の借金苦から農村を救はうとするので

を設けて隨時米穀買入れの方途を開き政府所有米の増加と米穀統制力の強化を圖らうとするに至つたのである。また農村生産力減退による自給肥料の減退と外國肥料輸入の困難に對して、戦時の肥料配給の確保を劃するため政府は肥料配給統制法によりて之を克服し、之が爲に三法案が戦時體制下の農業對策として登場してきたわけである。

## ハ行

**缺狀價格差 (Schere)** 農産物と工業製品の値が、或時期に同じであつたものが後に缺の如く次第に大きく開いた工業品割高、農産物暴落の價格差を云ふ。蓋し工業はトラス

ある。昭和八年八月一日實施で、施行期間が五箇年となつてゐるが、抄々しく事業が進まぬ爲め期間延長の案がある。

**農村に關する戦時立法** (一)臨時馬の移動制限に關する法律案 (二)米穀の應急措置に關する法律案 (三)臨時肥料配給統制案の三法案である。いづれも支那事變により農業の戦時動員を劃せるもので、人馬の應召徵發其他による差當つての生産力整備と應召農山漁家の生活安定に對する應急措置の對案である。人馬徵發と軍需工業による農村勞働力の不足は農業生産力の減退を招き施肥不足、田畑管理不足の爲に收穫低下の恐れがある。他方、戦時食糧の需要は増大するから軍用米の賣買權限を擴張し、その整備を圖ると共に現行統制法による買換、最低公定價格、季節調節の三方法以外に一定條件

ト・カルテル・コンツェルン等々によつて統制せられ、獨占的價格を把持してゆくが、農業は絶えず自然の制約を受け更に經營者の規模小若くは分散的である爲に生産統制、價格統制を行ひ得ず常に賣る米麥が安く買ふ肥料や被服の工業品が高く、遂に農村の疲弊、農業恐慌の原因となる。かかる恐慌克服策として吾國では米穀統制法などがあるが、未だ效果的でない。ルーズヴェルトのA・A・A政策は之に成功し、今や米國では工業品よりも農産品が高く、工業は原料高に悩み、缺狀價格が農工顛倒して再び經濟恐慌襲來の兆がある。一九三七年秋の狀勢が之である。

**反産運動** 政府の支援によつてその勢力を擴大した産業組合に對する中小商業者の反對運動を云ふ。由來産業組合は生産者と消費

者の中間にあつて最少の経費で直接需要者に商品の配給を爲してゐるのであるが、それは國民生活には大なる効果があつたが、他面中間存在たる中小業者の營業を侵略する結果となるので、ついに反産運動が起きるに至り、中小商業の更生運動として昭和八年十月に「商權擁護聯盟」を組織し、全國的運動となつて現はれた。

**バーゲニング・タリフ (Bargaining Tariff)** 互

惠協定關稅制度を云ひ、最惠國約款を廢止して關稅の取扱ひの如きは互惠主義を遵奉してゆかうではないかと云ふ建前からなされてゐる關稅制度を云ふ。(最惠國條款の項参照)

**パルチザン (Partisan)** ロシア革命の際農民が武装して自衛團を組織した事を云ふたので地方過激派等と云はれてゐたが、其後年月

を経て何時か赤色遊撃隊(今日の支那便衣隊の如き)の組織、つまり正規軍に非ざる軍隊編成をなしてゐる老若男女よりなる混成部隊を作るに至つた。かかる變則部隊をパルチザンと呼んでゐる。

**バーター・システム (Barter System)** 本來は物々交換の意味であるが、現在は賣つた金額だけ買ふ「與へて取る」Give and takeの互惠貿易を云ふ。各國ブロック經濟、自給政策の結果である。日本が印度棉花百五十萬俵を買ふから印度は日本の綿布四億平方ヤードを買へと交換的に云ふが如きが是である。

**パン**と讀む。支那に於て過去何千年と持續された特殊的組合の一で、相互扶助の精神を基調とする祕密結社である。自治精神の横溢せる團體で、支那社會が持續され來

たつたのは全くこの團體の爲だと云はれる位である。青幫・紅幫など地方的又は目的により種々廣く世に知られる。上海郊外の杜月笙の如きは青幫の代表的大親分であつて、全國に數百萬の加入者がある。支那政局を左右する力あり、蔣介石が支那政權を握るに至る背後にはこのパンの人的財政的實力と提携した所にある。

**ヒューラー・プリンシップ (Führer prinzip)**

指導者原理と譯す。この言葉は今日のナチスドイツの有する精神的指導方針であると云へる。即ち獨逸民族は世界文化の指導者であり、ヒットラーは獨逸國家最大の指導者である。又シャハト經濟相は獨逸經濟の指導者である等々。凡ゆる場面に實力者が彼自身の能力に應じて、異つた立場から世界を國家を産業を指導する。全體の立場の獨

裁主義思想である。故に全國民、労働者も農民も一般社會人も忠實に指導者の指導に従ふ事が最も正しく又能率的な國民義務である。

**比例稅** 課稅の標準として、その收入、その所得に對し一〇%とか一五%とか、その收入金額の大小を問はず一律に比例率をかける。收入百圓に幾何の所得稅と云ふが如きは比例稅である。吾國は累進稅であつて千圓の所得者と一萬圓の所得とは同比率の稅ではない。多い程比率が高まる。之に對し資本利子稅の如きは一率その收入金に百分の二の比例稅である。

**ピケット (Picket)** picketingとも云ふ。罷業破りをなす者を監視する見張人。また敵情を視察し見張る者をも云ふ。約してピケ。

**ピーダウルユー・ヒー (P. W. A.) Public**

Works Administration の略。Federal Emergency Administration of Public Works とも云ひ、公共事業局と譯す。ニラの一分局にして、資金三十三億弗で公共事業等を援助し失業者救済を目的とする。内容は艦船建艇・道路改修・橋梁・學校改修等の事業を主とする。

**ファシズム (Fascism)** 伊語の Fasciare から出た語で、結ぶ。結束、團結の意。古代ローマの勇將が正義の象徴と國威發揚のシンボルとして用ひた一種の節杖であり、又一説には當時の裁判官が家來に自己の役柄を表象するため Fasces「丸く細い數本の鞭杖と斧一箇を束ねたもの」——正義と結束を意味する——を持たせて法廷に入つたと云ふ所に由來がある。一九一九年三月ベニト・ムソリーニが愛國主義的國粹主義の政黨と

して、ファ(ス)シスチの名を選び、黒色の黨旗と、黒シャツの制服、胸には「メ・ネ・フレゴ」(水火を辭せず)の文字を刻んだメダルを付けて、伊太利の共產黨を倒し、凡ゆる反對勢力を驅逐して國內の統一と秩序を形成した。この時以來ファシズムが國際的に大きな意義と役割を以て現はれ、遂には世界の思想界を明白に區分する一大思想勢力となるに至つた。即ちファシズムはコムミニズム(共產主義)の反語となつた。近年伊國はエチオピアを征服し、更に一九三七年末、日本と防共協定を結んで、いよいよファシズムを顯揚するに至つた。

**復本位制度** 金及び銀の兩種貨幣を以て本位制度となすもので、金銀複本位制度とも云はれてゐる。十九世紀に金の産額少かりし時代のもので現在はないが最近の米國は銀

貨低落を防止する爲に銀を買上げ身代りに銀紙幣を發行し、銀を正價準備にしてゐる。一時的の金銀併行本位と云はれる。蓋し現在の米國は金銀とも紙幣と自由に兌換を許さず又自由鑄造も許さないからである。米國は銀一オンス平均六〇仙位で買上げ、政府では一弗餘に評價して紙幣發行の準備と認める。

**封鎖マルク** 次項参照。

**ブロックド・マルク (Blocked Mark)** ドイツ語はシュペア・マルク (Sperr Mark) で封鎖マルクと譯される。一九三二年以來ヒットラー政府が外債の利子支拂を停止し之に相當する金額を國內に共同保管すると云ふ建前で正貨の海外流出を封鎖してしまつた。ドイツ國內では自由に利用できるが、之を國外に持出す事は出来ぬのである。

**物價指數 (Index Number of prices)** 諸種の

貨物の價格を綜合した平均數を基準として算出した數字である。物價の高低を示す爲めに一定時期の平均物價を基準一〇〇の數字を以て代表し、其後の平均物價(毎月を普通とする)その昂騰率一〇%ならば一一〇と現はすが如し。例へば昨年四月三〇圓の砂糖が本年四月に三六圓になつたとすれば、一割二分の騰貴である。故に昨年四月の砂糖を一〇〇とせば本年四月には一一二となる。この一一二が即ち砂糖の價格指數で之等の各商品を集めて平均した高低率が物價指數である。吾國の物價指數調査は日本銀行・東京商工會議所・商工省等其の他各經濟雜誌で行つてゐる。日本銀行物價指數は卸賣物價と小賣物價の兩者で卸賣は明治三十三年十月が基準(一〇〇)で、小賣物價

は大正三年七月が基準である。物價指數に選ばれる商品は衣食住の消費物や機械やその原料たる生産用品の代表的なものを、少くとも六一七〇種、多きは一〇〇種以上の市場賣買價格を集めて平均する。

**複合税(Compound Duty)** 従量税と従價税を併せて賦價する税を云ふ。従量税とは輸入品の關税をかけるのにその商品の重量・容積を標準として平方一ヤード何錢の關税と云ふが如し。従價税とはその商品の輸入値段百圓に對し何圓の關税と云ふが如く容積小さきも價格大なるものに課税する場合を主とする。即ち完成品には従價税、重量貨物や原料品には従量税が課せられ、實際は兩者が加味併用される。

**フット・ライト(脚光)** 照明用語一束の項參照。

の二種類がある。我國では資生堂チェーン(加盟七千軒)紅白會(藥品)大東京文具チェーン、東京洋品商聯盟、クラブ・チェーン等がある。又その名を異にするが森永ベルトライン・ストア(森永製菓會社考案名稱で調帶Bellの如く、製造本社と一般小賣販賣店は結び合つて共存共榮の實を擧げようと云ふので、小賣店の店舗設計・裝飾・廣告・新奇製品の販賣等々の援助をなす方針で加盟商店四千と云はる)はこのヴォランタリー・ストアのひと云ふべきである。

**物産税** 貨物に對し數量及び價格を標準として課す税であつて、酒造税・砂糖消費税の如きものを云ふ。

**平價(Parity)** 國際間の通貨單位を含有金量に從つて比較表示したものを云ふ。即ち英國の一磅が我が九圓七十錢、米國の一弗が我

**浮動工場** 漁獲の鯨・鮭・蟹等を直ちに船の中製品にする。船が工場であつて固定しないから斯く名づける。この製造を浮動工業と呼んでゐる。蟹工船、捕鯨船内の製油等はその代表的なものでカムチャッカや南極で作業してゐる。

**ブラフ外交(Buff Diplomacy)** 率直なる外交味のない外交、フッキラ棒の外交などと云はれる。英・佛等の外交と比較すると、日本の外交等はブラフ外交と云はれるのであつて、アヤツヤがない。外交としてはまづい。**ヴォランタリー・チェーン(Voluntary chain)** 自由連鎖店又は任意連鎖店と譯さる。小賣店が同盟して共同仕入・共同販賣・共同廣告を爲して販賣實益を圖るのである。このチェーンは小賣商店のみ團結すると、小賣商店が卸賣商、或は製造業者と團結すると

が二圓であるとか云はれるもので、これは日本の一圓が金二分(〇・七〇)即ち一グラム弱(米國の一弗は金四分、英國の一磅は金二匁弱(約七グラム弱)を含む爲に、その兩替比率が斯うなるのである。従つて日本の百圓に對し米貨は四九弗八分の七に當る。但し一九三三年以來米國の一弗金はその含有量を四〇%減少し平價切下げをしたから、日本の平價相場はそれだけ違つてきて、日本の百圓は八十四弗餘となつた。

**平價切下げ(Devolution)** 我が國の一圓は純金量目七百五十ミリグラム(二分)であつて、純金一匁五圓となつてゐるが、平價切下げとは、この圓に包含する金の純量を減らす事である。平價切下げ五〇%と云へば一圓の金含有量を一分とする。従つて一匁の金は今迄の倍の十圓となる。平價切下げの多

くは既に其の國の貨幣價值たる爲替相場下落又は國內物價高につれ、その割合だけ切下げるが或は不況克服策として物價を高める爲にまた爲替を低落して輸出増進を圖るために積極的にやる事もある。一九三三年の吾國でも産金法で元は一匁五圓の金を今は十四圓近くで買ひ、爲替も下つてゐるし日銀の所有金も十二圓餘に評價換へされたから實質上二分の一以上の平價切下げを行つてゐると同様の意義を現はしてゐる。

**併行本部事件** 正確に記せば「反ソヴェート・トロッキスト地下併行本部事件」。一九三七年一月にソ聯獨裁執行官たるスターリンの反對派として起つレオン・トロッキーとその一派の反ソヴェート運動の加盟者に對する國內肅正工作であつて、反對者を逮捕銃殺の刑に處した事件である。その源は一九三

四年十二月一日スターリンの片腕と目されたるキーロフ暗殺事件から端を發してゐる。かくて一九三五年一月のジノヴィエフ・カーメネフの處刑事件、越えて一九三六年八月のジノヴィエフ・カーメネフ・スミルノフ等の「トロッキスト・ジノヴィエフ派合同本部事件」に續いて行はれた事件であるが、そのつながりは更に六月のトハチエフスキー事件を生み、今尙、「戦慄的不安」の肅正工作が續けられてゐる。(トハチエフスキー事件の項参照)

**米國中立法** 昭和五年八月三十一日に制定。伊エ戦争勃發と共に發動されたもので、其後幾多の修正を経て一九三七年五月一日恆久的中立法が出来上つた。全文十五條から成り立つてゐる。その法文の特徴とされる處は全條項の全てが大統領の自由裁量權に

委ねられてゐる事で、實際運用の場合には大統領の意思如何によつて自由に内容の變更と制限がなされるのである。さて、この中立法を見るに大統領は交戦國及び交戦團體或は内亂勃發の國に對しては何時でも軍需品の輸送禁止を命ずる事が出来、また交戦國への獻金募集、公債募集、融資等の禁止。食糧或は一般物資は全て現金拂其國の船(Cash & Carry)になければ交戦國には輸出輸送はせぬ。或はアメリカ人の交戦船舶による旅行の禁止等々の規定がある。

**ベビー・ストック、ベビー・ボンド(Baby Stock; Baby Bond)** ストック Stock は財産(資本、株式)の意、ボンド Bond は公社債の類、ベビーは子供の即ち小額有價證券の事で、アメリカに於て盛んに流行してゐる。即ちアメリカの大小諸種の會社が人間の投機心理

を利用して、金力の少ない者からも出来るだけ多くの物を得ようとする資金募集の一の行き方である。小額證券類には上述の様な意味と他に移轉税・特許税等をまぬがれると云ふ意味もあるのである。

**ホット・マネー(Hot money)** 國際的の短期資金であつて、或は本國通貨不安の逃避や金利高、投資熱の爲に流動する不安定な資金である。最近の米國は斯る資金流入で弱つてゐたが一九三七年秋の株式不安で歐洲本國に引上げられるも猶増加傾向にある。

**ホールディング・カンパニー(Holding Company)** 持株會社或は親會社と云はれるが、本體は財閥的である。普通の財閥は或る個人、或る一家が中心であるのに對し、「ホールディング・カンパニー」は株式會社が中心となつて、諸會社の株式を持ち、その子會

社を支配するを特徴とするのである。

**暴利取締品** 買占、賣惜しみ、暴利販賣行為の不穩當なる手段によつて商品價格を吊上げ暴利を貪る不心得者に對する取締令である。歐洲大戰時の大正六年農商務省令第廿號で出現し、昭和十二年八月三日改裝された。その対象品は(一)金屬及びその原料、(二)黒鉛礬砂・石棉及び雲母、(三)機械器具及びその部分品、(四)自動車及びその他の車輛及びその部分品、(五)電線及び電柱、(六)電極、(七)研磨材料、(八)耐火煉瓦、(九)硝子、(一〇)石油及びその容器、(一一)石炭・コークス及び木炭、(一二)棉花・羊毛・麻及びステープル・ファイバー、(一三)絲(生絲を除く)及び織物、(一四)被服、(一五)紙類、(一六)染料・顔料及び塗料、(一七)工業藥品、(一八)醫藥その他の衛生材料、(一九)油脂、(二〇)肥料及び飼料、(二一)生ゴム及びゴム製品、(二二)パル

プ、(二三)皮革及びその製品、(二四)麥及び小麥粉、(二五)砂糖、(二六)建築材料、であるが尙ほ追加されつつある。

**北支事件** 昭和十二年七月七日、我軍の豐臺駐屯部隊の一部が蘆溝橋北方に於て夜間演習中支那第廿九軍により不法射撃を受け、種々折衝をかさねたが不調に終はり、同月廿八日午前零時香月司令官より宋哲元に對し「獨自的行動を採る」の已むなきに至つた旨を通告して拂曉戰端を開始するに至り支那事變の發端をなした事件である。

**北支事件特別税** 北支事件費五億三千七百十五萬二千圓の中大部分を公債によつて償なひ、一部を事件費として賦課する事になつた。其額一億百五十四萬圓である。かくて第七十一特別議會は滿場一致可決した。しかして之の特別税は税種を、直接税と奢侈

税に限つて、所謂大衆課税を避け、法人に重課する方針を採つた事、又臨時利税得税や比較的高率の株式配當公社債を課税の對象とした點等に賦價方針の特異性を示してゐる。左に税種目を掲げよう。(一)所得特別

税 (二)臨時利得特別税 (三)利益配當特別税 (四)公債及び社債利子特別税 (五)物品特別税。以上の五種であるが(一)と(二)は増税と見るべきもので、(三)(四)(五)は新税と見なされるもので、且施行期限は所得特別税中の第三種、個人臨時利得特別税及び物品特別税は十二年度末迄であつて他は本税法施行後一年間と定められてゐる。尙増税見込額一億百五十四萬圓の内譯の大略を示せば左の通り、(イ)所得税増徴四千萬圓(第一種所得税第二種所得税二千三百萬圓、第三種一千七百萬圓)(ロ)臨時利得税増徴額約一千万圓(ハ)配當

金及公社債利子に對する特別税 公社債二百萬圓、株式三千八百萬圓。(ニ)特種消費税一千萬圓弱と云ふ事になつてゐる。

**保險 (Insurance)** 偶然發生する危険によつて生ずる損害を、同一危険を自覺する人達によつてお互ひ經濟的に危険分擔をし合ふ仕組である。保險の種類は(一)人事に關する保險即ち生命・疾病・傷害・廢疾・失業・出産・徵兵(其質を異にするが)等の保險あり、(二)財産上に關する保險には海上・火災・運送・盜難・家畜・硝子・航空・自動車・電害・霜害・責任・信用等々の保險あり、尙社會政策的意味を持つ、勞働保險・健康保險等の所謂社會保險がある。

**保安隊** 昭和八年の北支紛争の結果編成されたもので、支那軍隊も日本軍隊も入らない非武装地帯、然も政府自體すら軍隊を持た

ぬ、冀東政權の下に出来上つたもので、土匪、匪賊の禍から人民を守る爲めに警察とは別に武装して武器を採る警官隊を設けた。之の警官隊を保安隊と云ふのである。要するに公安局所屬警察軍とでも稱すべきものである。

**北平** 前名北京。河北省の首都にして、兵亂の多い支那にとつては幸福にも其禍を免れてゐたために古代より傳はる支那文化の遺蹟が今尙現存して支那古代文化史研鑽に裨益する所極めて多き地とされてゐる。支那事變により再び北京に還元改稱せらる。

**貿易(Trade commerce)** 産物を異にする兩地間の賣買取引を云ふ。國內貿易は單に商業取引と呼ばれ、一般に貿易とは一國の個人或は團體が他國の相手方と貨物の賣買を行ふ外國貿易、國際貿易或は國際商業(Inter-

national trade)を云ふ。各國の貿易政策は自由貿易主義と保護貿易主義があるが今日は各國共自國産業保護の建前から後者の政策を採り、他國品の輸入には高關稅其他の防止策を講じ、自國品の輸出には各種の便宜を與へてゐる。

**貿易外勘定** 商品貿易以外の國際收支勘定を云ふ。貿易外收支にも經常と臨時とがある。經常收支には海運收入、海外事業及勞務利益、保險收入、證券利子及配當等があり、臨時收支には海外投資及び引揚げ、償金其の他がある。

マ行

**滿洲帝國 (Manchoukuo)** 面積百三十萬三千

千八百四十七萬圓を獲得してゐる。

**滿洲國經濟建設要綱** 康德二年(昭和八年)三月一日、即ち建國の翌年に發表せるもので滿洲帝國の經濟建設を中外に發表せるもので、その概要は (一)經濟建設の根本方針即ち資本主義經濟の弊害を是正し國家的統制を加へ國民經濟全體の發展を劃し以て建國の大理想たる模範國家を實現するは經濟建設究極の目標なりとし、次の四大方針を定めてゐる (一)國民全體の利益を基調とし利源開發、實業の振興、(二)重要經濟部門の統制 (三)世界の文明を利用して利源開拓、實業の獎勵をなす、(四)日本との提携等々以上に要約される。かくて又經濟統制の方策、交通の充實、農業の開發、鑛工業の振興、金融の整理、商業の助長、私經濟の改善等々の各條項に詳細なる説明、方針を與へ新興

帝國の面目を躍如たらしめてゐる。

### 滿洲國行政組織

皇帝の下に、參議府・國務院・尙書府・宮内府の四上層機關あり、更にこの四大機關の下に、總務廳(官房・企劃處・人事處・主計處・法制處・弘報處)、外局として、(外務局・興安局・國都建設局需品局合併)、恩賞局・審計局・治安部(官房・參謀司・警務司・軍政司)、民政部(官房・社會司・保健司・教育司)、産業部(官房・農務司・鑛工司・建設司・拓務司)同外局として(林野局・畜産局)、經濟部(官房・稅務司・商務司・金融司)、同外局として(專賣總局)、交通部(官房・鐵路司・航路司・道路司)、同外局として郵政總局)、司法部(官房・民事司・刑事司・行政司)の以上九部門、四外局よりなる行政組織が設けられるに至り、一九三七年七月一日より實施せられてゐる。

### 滿洲國豫算

昭和十一年度歳出、歳入豫算をみるに、歳入總豫算は二億一千九百四十萬五千圓、其内譯をみるに、租稅收入が七三・七%を占めてゐる。この租稅收入の内主位を占めてゐるのが關稅で三八・六%、次は内國稅の二四・二%、第三は鹽稅の十・八%である。以上租稅收入の次は專賣利益金で、七・二%、國債金が四・六%、印花收入三・九%、官業其他收入三・二%、剩餘金四・二%、其他等々よりなり、歳出豫算は二億一千九百四十萬五千圓、内國防及治安費に三五・九%、行政費に四四・八%、この行政費の内譯は一般行政費に二四・九%、土木費に七・五%、警察費に五・五%、司法費に四・六%、教育費に二・三%となつてゐる。此外國債費に九・五%、徵稅費に六・一%を支出してゐる。

### 滿洲國產業統制法

經濟統制主義に則り、國

防又は公共共益的重要産業に付ては特殊會社或は準特殊會社を設立し、最強度の統制を加へ、其他の一般重要産業には企業の許可制を採擇して來たつたのであつたが、康德四年即一九三七年五月一日、國務院會議、參議府會議を経て該法案が實施さるるに至つた。尙重要産業とは、兵器製造業・航空機製造業・自動車製造業・液體燃料(鑛油及無水アルコール)製造業・鐵鋼・アルミニウム・マグネシウム・鉛・亞鉛・金銀銅の精鍊業・炭礦業・毛織物製造業・麻製綿業・製粉業・麥酒製造業・製糖・パルプ・煙草・曹達・肥料(硫酸アムモニウム・硝酸アムモニウム・燐炭石炭・石灰窒素)・油房業・セメント・燐寸等々以上の製造業を云ふ。

マジノー・ライン(Maginot line) フランスと

ドイツの國境線に設けられてゐる堅固なる伊壘であつて、當時フランスの陸相であつた André Maginot の計劃に依り作られたためにその名を取る。近代の萬里長城と謂はる。之れは佛國が獨逸の侵略攻勢の意圖に對し防禦的攻勢の積極的意思表示の爲に作られたものである。その構築はトーチカにもまさり、層は七階に分かれ、兵器衣服彈藥類を貯藏し、ナチスドイツの威嚇を泰然と睨み返してゐる。

### 民族主義

帝國主義の犠牲による少數被壓迫民族の解放運動の一つの現はれで、同一民族の一致結束して歩む事を本旨とし、他民族の支配より脱して同一民族が一國家を構成せんとする主義を云ふ。十九世紀初、ナポレオン戦後に起り。一八七〇年後の帝國主義時代に混亂せしが、今次のヨーロッパ大



戦後アメリカの當時の大統領たりしウィルソンによつて民族自決問題が提唱されて以來急速に同運動は發展した。然し民族主義と云つても其目的によつて諸種の異つた内容を持つてゐる。要約すれば民族自決問題・黒人問題・少數民族問題等々がある。

**民主主義(Democracy)** 民本主義とも云はる。新興有産者階級が封建貴族に對し主張し闘争した政治上の主義で、普通選挙の實施、言論集會、結社、信仰の自由、裁判制度の實施等の要求となつて現はれ、遂に封建的專制政治に對し共和政體乃至は議會政治の形成をみ、經濟的には封建的領有に對して私有財産制の確立、社會的には身分制度の廢止等をみた。かくてフランス革命により近世資本主義社會組織の基礎が出來上つたのである。

**物の豫算** 林内閣の結城藏相から次で近衛内閣の賀屋藏相に至り、物價高、物資拂底、輸入資金減少につれて、國內の紙幣的通貨は大して價値はなく、問題はその紙幣的収入で何が買はれるか。外國輸入品であるか或は國內品であつても生産力の少ない物であるか否かが戦時經濟の重要點となり、茲に「金よりも物」が大事となつて唱へ出されたのである。即ち金の豫算に一般の物資の需給を適合させ、物の豫算を金の豫算に組み換へてゆく方針を云ふ。財政經濟三原則の具體化の一であつて豫算編成に際し物資調査品目三十種を選んでゐる。主として國內資源に乏しい品目であるが、豫算の編成に際し各省が、その豫算に伴つて物資の需供額の見積書を作成し、豫算概算に附して大藏省に提出するわけである。この物資

需給調査が「物の豫算」であるが支那事變の爲に亂されて實行困難の狀勢である。

**物の豫算の重要物資品** 一千萬圓以上の輸入額を示した品目で、甲號、乙號に分けられてゐる三十品種である。甲號に屬するものは、鋼材・銑鐵・屑鐵・銅・黃銅・鉛・亞鉛・錫・アルミニウム・デュラルミン・ニッケル・石炭・原油及び重油・揮發油・機械油・木材・生ゴム・皮革類・棉花・羊毛・紙・麻類・パルプ・染料・肥料・採油用原料・豆類の以上二十七品種の原料品。乙號は機械類・自動車及び部分品・船舶の三種の製品である。

**持株會社** ホールディング・コンパニーの項參照。

ヤ  
ラ  
ワ  
行  
行  
行

**ヤング案(Young Plan)** 一九二五年に立施された獨逸賠償金支拂のドーズ案(Dawes Plan)を一九二八年に改定した案で、日・英・米・佛・獨・白七箇國の委員會に於て決定せられた。ドーズ(Dawes, Ch. Gases)もヤング(Young, Owen)も米國人で、時の委員會委員長の名である。この案によれば獨逸は一九二九年九月以降一九三六年末迄に年額平均十九億八千萬マルクを支拂ひ、更に三十七年後の二十二年間債權國の對支拂額を支拂ふ事とし、この爲に資本一億弗の國際決済銀行を設置して、三十七年間、最初の一億

マークの無利子預金をなす事と云ふのである。かくて一九三〇年五月國際決済銀行が開設せられた。ヤング案はドーズ案よりも獨逸の負擔が凡て軽減せられた。然しヤング案でも獨逸の支拂能力には過大である爲に一九三二年のロザンヌ會議で三十五億マルクに削減、それも三箇年後經濟狀況によりて賠償公債發行と云ふのであるが獨逸は拂ふ義務もないと思つてゐる。

ユー・エス・エス・アール(U. S. S. R.)「ソ聯」の事である。(ソ聯の項参照)

四大織物纖維の世界生産高 一九三六年の總計は百八十二億九千五百萬封度、内棉花物は百四十七億萬封度で第一位、第二位は羊毛の二十二億一千萬封度、第三位は人絹及ステープル・ファイバーで、其額十三億三百万封度、第四位は生絲の八千二百萬封度で

ある。

預金部 正確に云へば大藏省預金部である。政府の支配下にある大金融機關で大藏省預金部特別會計法により特別會計となつてゐる。資金は郵便貯金であつて、貸付は預金部資金運用委員會の承認を経なければならぬ。専ら政府發行公債の一部引受け乃至は匡救事業に對する低利資金の融通等に活用せられてゐる。

四中全會 日支事變に關し支那國民政府は四中全會を招集し全國一致抗日と決定したと傳へられてゐる。四中全會は第五期、第四次中央執監全體會議の略稱である。(くはしくは三中全會の項参照)尙委員全體數、二百六十名である。

ラヂオ・ブーテン(Radio Beacon) 無線標識。ラヂオ燈臺・無線燈臺等と云はれてゐる。

航空路を完全に航空者に識らせる爲に陸上から即ち或一定の地點(船上からでも可)から特定の方向に電波を發し航空機、船舶等に感受せしめて、その地點に對しての方向を知らしめる装置である。吾國ではこの設備を企劃はして居るが未だ完成されてゐない。近く設置されるだらう。歐米先進國の諸都市、濃霧の多い地方等には凡て設置されてゐる。

藍衣社 正確には復興社、着衣の色によつて一般に藍衣社と呼ばれる。蔣介石が昭和七年黄埔軍官學校卒業者を中心として組織したフアッシン團の祕密結社で綱領は不平等條約破棄、工業建設等十大項目を掲げ其實踐化を常にたくらんでゐる。社長は蔣介石である。

臨時資金調整法 戰時立法法の一であつて目標

は物の調節にある。軍の需要及び國防に關係ある産業を第一として物資と資金と努力とを供給するにある。會社の新設、増資並びに金融機關の社債引受、事業設備の新設擴張、資金の貸付け等の調整、更に必要とする事業資金の流通をなすため日本興業銀行に對し債權發行限度の擴張その他の措置を採らしめる權限を與へてゐる。この爲に官民兩者(官吏兩院議員、金融業者代表、産業界代表)より成る資金調整委員會を設置し、事業の認可或は許可を要する緊急、不急事業の決定と、並にその金額の限定基準をたてる。この基準に基いて日本銀行が認可、許可の事務を取扱ひ、重要なものは臨時資金審査委員會にかける事となつてゐる。

臨時船舶管理法 戰時立法案の一である。

船舶は直接戦争目的遂行に資すると共に重要物資の圓滑な輸入及び對外航權の維持を眼目とする船腹の調整及び運賃備船料の亂高下による海運市場の混亂防止を圖るため、船舶の運営並びに造船事業を國家の管理統制下に置くを目的とした法案である。即ち日本船舶の對外讓渡、貸渡擔保提供に對し事實上の禁止並びに外國註文の造船制限と新造船價の不當なる値上を抑制、更に航路の指定運賃の制限、特定旅客、貨物の輸送、造船所又は造船材料器具に關する補償、外國船の輸入許可、その他船舶の保護又は船舶の設備に關し必要と認める事項を逓信大臣の許可又は命令事項とすると定めてゐる。かかる意味よりして吾が海運界も國家の目的に統一融合せられ、民有國營的戰時體制の實を示すに至つてゐる。

#### 臨時軍事費特別會計法

支那事變の擴大に備へ北支事件費とは又新らたに七十二臨時議會に提案され、可決確定となつたもので「軍事行動の爲に必要な經費にして、之が收支は多額に上るのみならず、その性質上一般の歳計と區別して特別の整理をなし時局の終結に至る迄を一會計年度として整理する爲めに設置したものである。一般會計の各省所管にも外交上所要の經費、軍事扶助費の増加、軍人援護事業助成費の増加、國民精神總動員に要する經費、防空法施行に伴なつて要する經費、農山漁村應急施設に關する經費、硫安輸入損失輸出損失補償に關する經費等事變關係のものもあるが會計が異つてゐる。尙軍事費の額面は二十億二千二百六十七萬圓で、陸軍は十四億二千二百七十一千圓、海軍は三億四千九百九十五萬

八千圓、豫備費は二億五千萬圓となつてゐる。この臨時軍事費の財源は全部公債金を以て償ふ事になつた。

**釐金** 支那の通過税(内地關稅)の一種で、貨物が一省から他省に移る際に統稅・統捐・專稅・貨物稅・産銷稅・鐵路貨捐・郵包稅・落地稅等々の名目で徵收する稅である。一九三一年から廢止になつたが依然として形を變へて残存してゐる。

**リフレーション (Refation)** 再びインフレーションに復歸する意で、米國は一九三三年ルーズヴェルト大統領となり一九二六年頃の物價高水準に戻すことを景氣回復の目標となし一九三七年には略々之を達した。即ちデフレーションの訂正、物價を引返す事であつて之が爲に政府はニュウ・ディールにより財政膨脹を圖つた。

#### 累進稅

吾國の第三種所得稅の稅率は之である。所得金額の増大に伴つて稅率も増す。千圓の所得にはその一〇%五千圓以上の分には一五%一萬圓以上の分には一八%を課稅するが如し。

#### 列國空軍兵力

昭和十二年度の日本陸海軍航空關係豫算は陸軍二億二千萬圓、海軍一億六千萬圓と云はる。今列國空軍兵力昭和十一年四月現在のものを記すると、英國は百六中隊、飛行機總數二千臺、航空豫算一億八千六百六十七萬圓。米國は百四十六中隊、三千八百機とみられ、一億三千四百萬圓の豫算。佛國は百六十七中隊、七千四百八十機、航空豫算、一億一千四百八十二萬九千圓。伊國は百七十中隊約一千八百機、六千七百三十七萬圓の豫算。ソ聯、三百五十中隊約五千機と推定される、豫算不詳。獨逸

百二十中隊、二千五百機、豫算は不詳。支那は十七中隊、約四百七十機、豫算不詳。日本五十三中隊。其他不詳。(註、航空本部有馬少佐の論文「工業日本」十二年一月號による。尙空軍六大國實勢力一覽参照)

**列國航空機製造會社數** 米國八七、英國三六、佛蘭西四八、獨逸二五、伊太利一七、蘇聯邦四、日本八。以上七箇國の内最も特異性のあるはソ聯のものにして國營事業として大規模の製造所を有してゐる事である。又日本に於ては三菱重工業と中島飛行機の二社を最大とし、三菱重工業は大正十年の創立にして、昭和九年三菱造船・内燃機と合併して三菱重工業株式會社となつたもので、資本金六千萬圓である。亦一方中島飛行機會社は、大正六年十二月創立で、資本金千二百萬圓、軍用機の外に日本航空輸送會社の

使用機の大多數を生産してゐる。この外、川崎造船所飛行機部・愛知時計株式會社・立川飛行機製作所・東京瓦斯電氣工業株式會社(神風機の三百馬力發動機を作つて著名、資本金千二百萬圓)・川西航空機株式會社・昭和飛行機工業株式會社等がある。

**六大銀行** 吾國五百有餘の普通銀行中、斷然群を抜けるビッグシックス銀行は三井(資本金一億圓)三菱(資本金一億圓)第一(資本金五千七百五十圓)住友(資本金七千萬圓)安田(資本金一億五千萬圓)三和(資本金一億七千二百萬圓)の六行で、全國手形銀行、代理交換銀行等の預金額の過半数以上を占めてゐる。

**蘆溝橋** 支那事變勃發の地。ル・チャン・チャオと呼ばれ、洛陽の天津橋と共に古來から有名なる橋の一である。長さ九百尺、幅二十

四尺、左右石欄三百四十本の柱頭には名匠の手になる獅子像が安置されてゐる事は人のよく知るところである。

**割引手形(Bill Discounted)** 銀行が手形の所持人から一定期間迄の利子を差引いて残高を渡し、その代償として手形を受け取る。即ちこの買受けた手形を割引手形と云ふ。要するに割引手形は資金貸付のため銀行に於て割引するもので爲替手形約束手形たるを問はない。只支拂地が銀行所在地なると否とにより當所割引手形、他所割引手形の區別が出てくる。

**腕力相場** 好悪材料を無視し金力で買ひ煽り又は賣崩す相場を云ふ。然し最近はかかる自己の資力に全運命をゆだねてやる無謀な相場師は影を消してゐる。投機師も科學的になつたからである。

#### ワグナー勞働法

アメリカの勞資調停機關たる全國勞働局の議長ロバート・ワグナー(E. Robert Wagner)が勞働者の團體交渉權を強化するために立案した法律で、一九三五年七月五日大統領の署名を得たものである。その目的となす處はカンパニー・ユニオンを禁止する爲に發布されたと云ふ。その眼目は (一)團體交渉の勸奨により契約の實際勞資間の平等權を確立する事 (二)團體交渉の手續に明確な規定を設けて紛争の發生を防止する事 (三)勞働者の權利を明確にし法律的に何が不正な勞働かを定むる事、(四)資本家の御用組合に對する干渉を防止する事 (五)團體交渉で組合の多數決制度を確立する事等である。

## 補遺

## 愛國公債 支那事變公債として昭和十二年十

一月十六日より同月三十日迄の期間を以て全國一齊に賣出された。賣出方法は日銀引受け公債五千萬圓を郵便局の窓口から賣出したのであつて、國債民衆化の上にエポックを劃した處に意義がある。名稱は三分半國庫債券(る號)と稱せられる。額面は二十五圓券、五十圓券、百圓券、五百圓券の四種で額面の二分引を以て賣出された。利率は三分五厘で單利、最終の利廻は三分六厘八毛。利子の支拂は三月一日と九月一日の年二回。期限は昭和三十年三月一日迄となつてゐる。

この小額國債の賣出しは大正十五年以來のこと、英國に普及してゐるペビーポンド(小額國債)と類似點を持つてゐる。

## 支那海關 支那の開港場にある税關を云ふ。

支那の税關には常關(内國關稅をとる所)と海關(洋關(海關稅をとる所))とがある。一八四二年英支間の南京條約によつて支那に開港場が設置され、外國人に對する關稅は各國領事官が徵收し、更に、それを支那に轉付したのに起源がある。その後幾春秋を経、支那は海關收入を擔保として外債をおこし、一八九八年以降海關行政權は英人總稅務司の手に移つた。かくて收入の大部分は外債償却とその利拂に當てられ剩餘金のみが支那に渡されると云ふ事になつたのである。

## 大本營令 支那事變に處する統帥部の戰時體

制化を目的として發令されたもので「戰時大本營令」(明治三十六年十二月二十八日勅令第二九三號を以つて公布)を「戰事又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ置ク」事と改め「大本營令」として昭和十二年十一月十七日軍令第一號を以て制定施行される事となつた。抑、大本營とは「天皇ノ大體下ニ最高ノ統制部ヲ置ク」事を云ひ、軍令によつて組織されるのであるが、その組織内容は純然たる統帥機關で、行政機關とは、はつきり區別される。「參謀總長及軍令部總長ハ各其ノ幕僚長トシテ帷幄ノ機務ニ奉仕シ作戰ヲ參劃シ終局ノ目的ニ稽ヘ陸海兩軍ノ策應協同ヲ任務」としてゐる。その特異性は悉く軍人に限られてゐる點で、(イ)幕僚長として參謀總長・軍令部總長あり(ロ)幕僚長の下に參謀本部並に軍令部の幕僚が従ひ

(ハ)更に幕僚長の指揮を受ける各機關の高等部がある。(ニ)然も陸海兩大臣は幕僚長と併立的立場でその率ゐる職員と共に大本營に入る事となつてゐる。だから首相、國務大臣、樞密院議長と雖、大本營の組織分子ではない。

## 臨時金融參與制度——金融顧問 「支那事變に

處する國內金融及び國際金融に關し、樞要事項について參畫せしむるため、臨時大藏省に顧問若干名を置く」事が昭和十二年十二月廿一日の閣議に於いて決定した。即ち戰時尅大財政の圓滿なる運行と物價對策・外國爲替關係の運行に對しデリケートな財政關係の調整を目的とし、金融に關する顧問制度を置き、この方面の權威者を網羅し意見を聽取する事となつた。參與は池田成彬、郷誠之助、各務鎌吉、兒玉謙次、

深井英五、結城豊太郎の六氏が擧げられてゐる。

**フランコ政權** スペインのボルシエヴィキ化をめぐつて惹起したスペイン大動亂は爾來一年四ヶ月を経過した。抑々フランコ將軍がモロッコを根據として「反人民戦線」の旗幟を翻したのは一九三六年七月十八日の事である。其後マドリードの關門たるトレドを陥し入れ同年十月一日國民政府を樹立、フランコ將軍が總統位についた。かくて日毎に人民戦線政府を壓迫驅逐し、北スペイン全部、殊に鐵鑛産地たるバスク地方を占領して以來は人民政府とその國際的地位を顛倒し、今日では既に地域卅五萬平方キロ、人口約一千八百萬を支配すと云はれ、人民戦線政府の支配下にある面積十五萬平方キロ、並びに人口約七百萬に比して、はるか

にめざましい優位を示してゐる。一九三六年十一月十日グワテマラは最初にフランコ政權(革命政權)を承認し、更に十一月十八日には獨伊の正式承認をみ、日本に於いても一九三七年(昭和十二年)十二月一日新政權を承認するに至つた。

**パリツラ國民運動** 一九二六年、イタリーのムツソリーニ治下に設立された體育と精神的宗教的鍛鍊並びに職業指導訓練を行ふ團體であつて、關係法規が法律を以て規定されてゐる。即ち小、中、女學校に於ける體育を學校に代つて實施してゐるので、然も精神教育に重點を置く所が特徴とされてゐる。その組織は(イ)パリツラ(少年隊)八歳より十四歳迄(ロ)アヴァングールドイテイ(前衛隊)十四歳より十八歳迄(ハ)ピッコレ・イタリアーネ(少女隊)八歳より十四歳迄(ニ)ヂョヴァネ

イタリアーネ(女子青年隊)十四歳より十八歳迄、となつてゐる。亦その訓練方法も近代的教育方法により、キャンプ・航海・旅行等等であり、衛生等に關しては少年少女による赤十字團の組織や、診療所の設置、山間、海濱保養所等の設置となつて現はれ、各國識者の注目するところとなつてゐる。

**五色旗** 一九一二年(民國元年)に中華民國の國旗として制定されたものであるが一九二八年蔣介石の國民革命軍が國民政府を南京に建設すると共に五色旗を廢し、青天白日滿地紅旗を國旗と定めた。一九三七年十二月十四日、南京陥落の日に北支北京に誕生せる中華民國臨時政府により、再び國旗として採用される事となつた。五色旗の五色は赤(漢族)、黄(滿洲族)、青(蒙古族)、白(回教徒族)、黑(西藏族)等の五部族名を

表象し、五族共和、五民族平等を意味してゐる。

**中華民國臨時政府** 一九三七年十二月十四日、南京陥落と日を同じうして北京居仁堂に於て正式新政府結成の式典を擧げるに至つた。その政綱とする所は、共產主義の排撃、一黨專制の秕政排除、民主國家の恢復、更に東亞安定の礎石として日滿兩國との提携、友邦各國との敦睦、即ち人民の幸福と中外相安の理想を具現せんと期したもので、文治派の長老が首班に推されてゐる。然も湖北の三省(山西・山東・河北)に成立せる維持會の支持を受け、更に冀東防共自治政府の解體合同をみ、更に新政府の財政上の基礎となる海關接收(天津・秦皇島)も圓滿に解決し、他方經濟建設として(一)農村復興政策(イ)内國稅につき制度改革を行ひ租稅徵收

請負制度の如き中間搾取機構などに適切な是正を加へ、農民負擔の軽減を圖ること(ロ)農民本位の生産、信用、利用、購買などの組織を有する郷黨組合運動を奨励すること(ハ)主要地に農事試験場・棉花試作場などを設置し農耕技術の科學的指導及び荒蕪地開拓、棉畑開發に努めること(ニ)華北水利委員會その他各地の水利機關を改組擴充して治水事業を行ふこと(三)産業開發政策(イ)開發資本輸入については門戸開放の方針に従ひ外國資本を歓迎し特に友邦日滿兩國の統制ある進出を要望すること(ロ)國防上その他の重要産業のを統制實施し、特に交通・運輸・港灣・通信・發電・配電・製鐵・炭鑛・製鹽などの基本的事業はそれぞれ有力なる開發機關に委託し一元的經營を圖ること(ハ)外國權益の既存大小企業に對しては成るべく單一綜合

的運營を圖り、例へば炭鑛の地理、炭種などに應じ合理的開發計畫を樹立すること(三)金融機關の整備。新政府を支持する銀行をして聯合準備の如き制度を樹立せしめ例へば參加各行は各自の發券を停止し準備庫券を流通せしめるなどの方法により通貨統一をはかること等の方針を定め新興中華民國政府としてのスタートをきつた。蓋し東洋史上、世界史上の重大事件で内外人關心のまとなつてゐる。

**パネー號事件** 一九三七年十二月十二日南京上流三六哩の揚子江に於て日本の海軍飛行機が過誤によつて、アメリカ軍艦パネー號とスタンダード石油會社所有船三隻に對し攻撃を加へ、沈没又は火災を起さしめ、死傷者を生ぜしめるに至つた事件であつて、この事件と同時に蕪湖に於て英艦誤射事件

等あり、一時は日英・日米國交關係に暗雲を泛よはしめたが、彼我の注意深き外交交渉によつて善意の了解を得圓滿解決をみた。

**共同計算制** Pool system の譯語であり、投機聯合とも云はる。電力、海運保險等々の同種類企業が、供給・調節・價格決定をなす目的の爲に營業上の損益を合併して共同計算をなし、これを其協定した割合によつて分配する方法を云ふ。英米に於て發達をみた企業形態であつたが、今日は立法的壓迫によつてのびず。

北海道の木材プール。運賃プール。海上保險プール。航空保險プール等がある。

**日獨伊防共協定議定書** 一九三七年十一月六

日午前十一時、イタリー、ローマ外務省・キチ宮外務大臣室に於て、日獨伊三國代表者

間にとりかはされた。右議定書内容は、三國政府は「共產インターナショナルが東西兩洋に於ける文明世界を危険に陥れ、其の平和及秩序を攪亂し且破壊しつゝあるに鑑み」自今三國間が協力して「右危険を減殺し且除去し得る事を確信し」一九三六年十一月廿五日ベルリンに於て日獨間に締結せる「共產インターナショナルに對する協定第二條の規定に従ひ」協定したものである。議定書は四條よりなり、右附屬議定書には「締約國の官憲は共產インターナショナルの活動に關する情報の交換並に共產インターナショナルに對する啓發及防衛の措置に付緊密に協力し」又「國內、國外に於て直接又は間接に共產インターナショナルの勤務に服し又は其の破壊工作を助長する者に對し」て現行法によつて嚴格に措置し、更に

請負制度の如き中間搾取機構などに適切な是正を加へ、農民負擔の軽減を圖ること(ロ)農民本位の生産、信用、利用、購買などの組織を有する郷黨組合運動を奨励すること(ハ)主要地に農事試験場・棉花試作場などを設置し農耕技術の科學的指導及び荒蕪地開拓、棉畑開發に努めること(ニ)華北水利委員會その他各地の水利機關を改組擴充して治水事業を行ふこと(三)産業開發政策(イ)開發資本輸入については門戸開放の方針に従ひ外國資本を歓迎し特に友邦日滿兩國の統制ある進出を要望すること(ロ)國防上その他の重要産業のを統制實施し、特に交通・運輸・港灣・通信・發電・配電・製鐵・炭鑛・製鹽などの基本的事業はそれぞれ有力なる開發機關に委託し一元的經營を圖ること(ハ)外國權益の既存大小企業に對しては成るべく單一綜合

的運營を圖り、例へば炭鑛の地理、炭種などに應じ合理的開發計畫を樹立すること(三)金融機關の整備。新政府を支持する銀行をして聯合準備の如き制度を樹立せしめ例へば参加各行は各自の發券を停止し準備庫券を流通せしめるなどの方法により通貨統一をはかること等の方針を定め新興中華民國政府としてのスタートをきつた。蓋し東洋史上、世界史上の重大事件で内外人關心のまとなつてゐる。

**パネー號事件** 一九三七年十二月十二日南京上流三六哩の揚子江に於て日本の海軍飛行機が過誤によつて、アメリカ軍艦パネー號とスタンダード石油會社所有船三隻に對し攻撃を加へ、沈没又は火災を起さしめ、死傷者を生ぜしめるに至つた事件であつて、この事件と同時に蕪湖に於て英艦誤射事件

等もあり、一時は日英・日米國交關係に暗雲を泛よはしめたが、彼我の注意深き外交交渉によつて善意の了解を得圓滿解決をみた。

**共同計算制** Pool system の譯語であり、投機聯合とも云はる。電力、海運保險等々の同種類企業が、供給・調節・價格決定をなす目的の爲に營業上の損益を合併して共同計算をなし、これを其協定した割合によつて分配する方法を云ふ。英米に於て發達をみた企業形態であつたが、今日は立法的壓迫によつてのびず。

北海道の木材プール。運賃プール。海上保險プール。航空保險プール等がある。

**日獨伊防共協定議定書** 一九三七年十一月六日午前十一時、イタリー、ローマ外務省・キチ官外務大臣室に於て、日獨伊三國代表者

間にとりかはされた。右議定書内容は、三國政府は「共產インターナショナルが東西兩洋に於ける文明世界を危險に陥れ、其の平和及秩序を攪亂し且破壊しつゝあるに鑑み」自今三國間が協力して「右危險を減殺し且除去し得る事を確信し」一九三六年十一月廿五日ベルリンに於て日獨間に締結せる「共產インターナショナルに對する協定第二條の規定に従ひ」協定したものである。議定書は四條よりなり、右附屬議定書には「締約國の官憲は共產インターナショナルの活動に關する情報の交換並に共產インターナショナルに對する啓發及防衛の措置に付緊密に協力し」又「國內、國外に於て直接又は間接に共產インターナショナルの勤務に服し又は其の破壊工作を助長する者に對し」て現行法によつて嚴格に措置し、更に



「當該官憲の協力を容易ならしめる爲常設委員會を設置」する事等を規定してゐる。斯の如く共產主義の防壁は堅く三國間に結ばれるに至つたのである。(日獨防共協定の項、七四頁参照)

**滿洲國關稅改正** 滿洲國關稅行政は舊政權時代に於ては四千四百餘の總稅務司訓令を援用してなされてゐたが、一九三七年十二月十八日參議府會議に於て關稅行政に關する法規が綜合的に整備、成文化され、一九三八年一月一日より施行せらるゝ事となつた。以下概要を記す。

(一) 輸入稅改正

第一、改正の方針

第二期經濟建設工作に即應すべき關稅政策を具體化し、現行の所謂踏襲稅率を廢棄し滿洲國獨自の新稅率を制定した。

教育品に對しては無稅ないし比較的低率とした。

E 絹、人造絹および同製品の稅率は高きに失したるものがあり密輸入が相當多額に上つた實情にかんがみ、その稅率を適度に引下げた。

F 政府專賣に關係ある物品、内國消費稅課稅物品に對しては特別に考慮せり。

(ii) 産業の保護乃至助成の見地よりする考慮 産業開發五ヶ年計畫並に重要産業統制法關係諸産業に關しては夫々當該計畫若しくは方針に順應せしめ、現地調辨主義を建前として關稅率を按配すると同時に免稅其他の關稅制度を併せ考慮した。即ち左の如し。

A 鑛工業部門 當該品および同製造機械につき稅率を調整する外、關稅法本文の規

第二、改正の概要

一、稅率表の構成 (i) 品目の選定と分類 國內産業および貿易の實情に即するやう品名を選定し十六類に分類してゐた稅率表を十二に統合した。(ii) 形式的の整備 度量衡單位をメートル制に統一した。

二、稅率

(i) 財政關稅の見地より基本的考慮

A 財政計畫の要求に基き關稅收入の確保を期するため有稅品の平均擔稅率を康徳二、三兩年度平均の擔稅率と一致せしめた。

B 從價稅品の擔稅歩合と從量稅品の擔稅歩合との權衡を圖つた。

C 貴石、懷中時計、裝身具等脫稅に陥りやすい物品については收入主義にもとづき關東州における課稅との權衡を考慮した。

D 生活必需品、保健衛生用品および文化

定により航空機製造業、輕金屬精鍊業、採金業、金精鍊業、石炭油化工業、頁岩油化工業、製鐵業、水力發電業および炭鑛業の如き重要産業の基礎設備用品に關しては關稅を免除し、又兵器航空機、鐵道車輛等の工業については保稅工場制度を利用せしむ。

B 農業部門 食料、藥用以外の種子および核子の輸入稅は原則として無稅とする外食料、藥用のものも栽培用又は接木用植物の、根、莖、枝その他の部分の輸入稅を無稅、農業機械および農具並にこれ等の部分品の輸入稅を無稅、農業用の機械器具の輸入稅を免稅とし又國內工業原料品たる農産物(小麥、洋麻、棉花、葉煙草、甜菜等)については、能ふ限りの保護を加ふることとした。

C 畜産部門 畜力および畜産資源の増大

に資せんがため生きた牛、馬、驢、騾、山羊、綿羊および蜜蜂の輸入は無税とし、その他の家畜改良用動物の輸入税は、これを免除するの外、獣疫豫防薬の輸入税は無税とした。

(ハ)賑災付加税の廢止 賑災付加税の制度を廢し、税率据置物品については、これを本税の中に繰入れた。

(二) 輸出税改正

第一、改正の方針

輸出税は原則として收入主義に基き課税する方針で、差當り輸入税率の改正が歳入に及ぼす影響を顧慮し、收入に著しき變動を來さざる程度においてこれを存置することとし、また政策上輸出に制限を加ふるを適當と認むる若干の物品については例外的にこれを存置することとした。

第二、改正の概要

一、有税品目の選定

有税品目は收入主義の原則に基き稅收の大なる物品より順次これを選定したが、生活力を有する動物、野鳥肉の如く國外輸出の望ましからざる物品、又は制限的に輸出せしむるを適當とする物品、或は甘草皮、豚毛、苧麻子の如く國內において加工の上輸出せしむるを適當とする原料品については假令その稅收が大ならざるもこれを有税とした。なほ新興産業生産品には課税せざることとし又大豆粕、高粱、玉蜀黍および鉄鐵は現在の情勢の下において特にその輸出増進を圖る必要あるに鑑みこれが稅收減を顧念せず課税品外にをいた。右の結果輸出稅表現行二百七十五品目より有税品目は廿品目に整理せられた。

二、從量稅及米突制の採用 (イ)原則として從量稅に改めたり。(ロ)數量單位はメートル制により大量貨物品は應建とした。  
三、税率 (イ)原則として現行率以下にしたが若干品目は收入主義に基き現行通りとした。(ロ)原料品とその製品と併存する場合は後者を比較的低率とした。(ハ)賑災付加税分はこれを本税に繰入れた。

新税率細目 (從量税率の單位は圓)

輸出 (註)括弧内は舊税率と比較

- 人參從價五%(三割強下)、甘草百疋二・〇〇(三割強下)、粟疋七・〇〇(略据置)、蕎麥疋三・四〇(略据置)、豆菽(落花生を除く)
- 【甲】大豆疋二・四〇(略据置)【乙】小豆および綠豆同四・八〇(同)【丙】其他同四・〇〇、牛皮(鞣したると否とを問はず)從價五%(三割強下)、皮(毛皮を除く)百疋六・五〇

- (五分下)、豚毛【甲】剛毛百疋四・六〇、(四割弱下)【乙】其他同一・五〇、胡麻子疋一・〇〇(五分下)、荏胡麻子疋八・〇〇(一割強下)、大麻子疋四・五〇(一割強下)、苧麻子疋八・〇〇(一割強下)、大豆油疋五・〇〇(七分下)、荏胡麻子油一二・〇〇(略据置)、石炭および煉炭疋〇・一五(六分下)、荏胡麻子糟疋〇・七〇(略据置)、稅番廿一號別に掲げざる物品。

輸入 (括弧内は舊税率との比較)

第一類 藥品、化粧品、爆發物、色素塗料及填充料。

別號に掲げざる動植物性藥材及色料、從價一二・五%(七分上)、硫黃百疋〇・七〇(据置)、亞鉛末百疋五・〇〇(二割弱上)、苛性ソーダ(粗製のもの)百疋一・七〇(七割下)、化粧石鹼、從價二二・五%(三割弱下)、コ

ルタール染料【甲】黒色硫化染料(一)液状又は泥状のもの百疋五・七〇(一割強下)(二)其他百疋七・二〇(一割強下)、【乙】人造藍(一)液状又は泥状のもの、從價二二・五%(四割下)(二)其他、從價二二・五%(四割下)、【丙】其他、從價二五%(四分下)、印刷用インキ【甲】黒色のもの(一)容器共の重量百五十疋を超えざるもの從價一七・五%(三割上)(二)其他百疋三・九〇(四分下)、【乙】其他の從價一七・五%(三割上)、ペイントエナメル百疋(容器共)一一・六〇(一割上)(以下省略)

第二類 飲食物及煙草

粗百疋〇・七〇、米同上二・〇〇、大麥同上〇・八〇、麥芽百疋六・四五、小麥粉百疋一・六五(据置)、蜜柑百疋一・六五(据置)、

鮮蔬菜、從價一〇%(四分強下)、天然バター百疋(容器共)三八・七〇(七割弱下)、砂糖【甲】和蘭標本色相第十一號未滿のもの百疋七・五〇(二割弱上)、【乙】和蘭標本色相第十二號未滿のもの同上二・〇〇(二割乃至四割強上)、【丙】その他同上二・五〇(五割弱上)、清酒【甲】ビン詰のもの百疋(容器共)二四・四〇(据置)、【乙】其他同三五・三〇(据置)、葉煙草【甲】百疋の價格百十五圓を超えざるもの百疋二五・四五(一割強上)、【乙】百疋の價格二百圓を超えざるもの同上八二・一五(六割強上)、【丙】其他同上二一九・七〇(三割強上乃至十五割強上)、葉卷煙草及紙卷煙草、從價一〇〇%(五分弱上)、別號に掲げざる煙草、同上二〇〇%【甲】カン詰のもの同上二〇〇%、【乙】其他同上八〇%(以下省略)

第三類 動植物、動植物產品及同製品

毛皮【甲】緬羊、山羊皮及び染色せざる兔皮(アストラカン及模造アストラカンを除外)從價二〇%(一割強上)、【乙】其他、從價三〇%(三割強上)、葦席百疋一・四〇(二割強)、別項に掲げざる軟木材【甲】單に斫り、挽き又は割りたるもの立方米四・九〇(十割下)、【乙】其他、從價二〇%(三割弱上)、鐵道枕木立方米〇・九〇(四分下)、ケミカルウッドパルプ百疋二・〇〇(据置)(以下省略)

第四類 油、脂、蠟及其の製品(省略)

第五類 有機性紡織纖維及同製品

線綿百疋七・一五(据置)、黄麻及青麻(一)カッティング百疋一・一〇(据置)(二)其他同上二・〇〇(同)、緬羊毛(山羊毛、駱駝毛及ラマ毛を含む)【甲】脂付のもの百疋一九・三〇(三分下)、【乙】洗滌漂白又は染色したる

のみのもの同三七・四〇(八割強上)、【丙】カード又はコムしたるもの同四三・五〇(一割上)、【丁】其他反毛同一四・七〇(二割強下)(二)其他、從價一〇%(三割強下)、人造絹絲百疋三〇・〇〇(九割弱下)、總造の生絹絲百疋二二・七〇(一割強下)、ステープルファイバー百疋二八・九〇(三割強上)、マニラロープ從價一五%(四割強上)(以下省略)

第六類 布帛及同製品

パイル布帛(各種)【甲】人造絹絲製のもの、從價二七・五%(四割強下)、【乙】絹入のもの、從價二七・五%(四割強下)、【丙】毛製のもの、從價二七・五%(一割強下)、【丁】毛と他纖維(絹を除く)と混製のもの百疋一三九・八〇(二割強下)(以下省略) 毛織物及び毛と他の纖維との交織物【甲】

經絲又は緯絲に綿を用いたるもの(一)十糧平方の重量二瓦を超えざるもの百疋一八九・六〇(四分強下)、(二)十糧平方の重量五瓦を超えざるもの同七四・五〇(一割強下)、(三)其他同四二・四〇(同)(以下省略)

タオル(連製を含む)及び手拭(綿製)【甲】小賣用容器入のもの百疋(容器共)三七・七%(一割強上)、【乙】其他(一)新しきもの(イ)二重織及び重合せたるもの百疋七二・九〇(一割強上)、(ロ)其他同四〇・六五(二割弱上)、(ニ)其他同一〇・五〇(据置)、プランスケット及び旅籠、ガニーバッグ、其他。

第七類 衣類、同付屬品及身邊携帶品 肌着絹製又は絹入、從價三〇%(四割下)、靴下【甲】絹製又は絹入從價三・〇%(四割強下)(以下省略) 衣類、同付屬品及部分品(別號に掲げざるもの)【甲】毛皮又は羽毛を

用いたるもの(一)綿羊毛皮、山羊毛皮又は染色せざる兎毛皮(アストラカン及模造アストラカンを除く)以外の毛皮を用いたるもの羽毛を用いたるもの從價三五%(二割弱下)(以下省略)

第八類 紙、同製品、書籍及書畫 印刷用紙及筆記用紙(別號に掲げざるもの)【甲】新聞用紙(巻取のもの)無稅(無稅)、【乙】塗滑紙百疋八・四〇(四割強下)以下略、別號に掲げざる包装用紙、【甲】印刷、型押又は抄漉で模様又は意匠効果を現はしたるもの百疋八・四〇(四割上)、【乙】其他、一、貼合せたもの、他材料を挿入又は裏貼及防水したるもの同六・五〇(略据置) 其他略。煙草用紙(テープ状及冊子状になしたるもの)【甲】冊子状百疋二五〇・〇〇(三割上)、以下略。高麗紙及模造高麗紙百疋一四・六〇(五割

上)以下略。包装用紙製袋百疋六・四〇(二割強上)、古新聞紙及古雜誌百疋〇・七〇(二割強上)以下略。手紙、美濃紙、巻紙、及障子紙從價二〇%(五割上)以下略。

第九類 礦物、窯業產品及其の製品 (省略)。

第十類 鑛、金屬及金屬製品

鑛(焼きたるものを含む)マットボトム及鑛滓、無稅(一割弱下)、鐵鑛の塊、片及シートバー、【甲】銑鐵從價一〇%(据置)、鐵鋼の棒線材及据鋼(別號に掲げざるもの)【甲】型鋼一、鋼矢板從價一二・五%(据置)、二、其他從價一五%以下略。銅、【甲】塊及片百疋七・一〇(一割弱)以下略。鉛、【甲】塊及片百疋二・九〇(二割弱下)、錫、【甲】塊及片無稅(一割強下)以下省略。

第十一類 科學器、樂器、鐵砲、電氣機

器、車輛、船舶及機械裝置

科學機械裝置及同部分品(別號に掲げざるもの)從價一二・五%(略据置)、汽罐及煖房罐【甲】鑄鐵鋼製百疋四・八〇(略据置)【乙】其他從價一〇%(同)、內燃機關【甲】自動車用從價一〇%(据置)【乙】自動自轉車用同一五%(二割弱下)【丙】其他(一)ガソリン機關從價一〇%(据置)(二)輕油機關同一〇%(同)(三)其他同一〇%(同)、發電機電動機回轉變流機、周波數變換機及調相機各種【甲】一箇の重量三疋以内從價一五%(一割弱上)【乙】一箇の重量十疋以内同一五%(一割弱上)【丙】一箇の重量五十疋以内同一〇%(据置)【丁】一箇の重量三百疋以内同一〇%(同)【戊】其他同七・五%(同)、原動機と結合したる發電機從價七・五%(据置)、變壓器及變流器【甲】一箇の重量十五疋以内

(一)割弱上)【乙】一箇の重量五百疋以内(据置)【丙】其他(同)、白熱電燈球及白熱管中口金の口徑十七耗以内【甲】公稱ワット數六〇以内百疋一・八〇(一割弱上)【乙】公稱ワット數二百以内同五・四〇(一割弱上)【丙】其他從價一七・五%(一割上)、鐵道機關車及鐵道車輛【甲】機關車及同用炭水車從價七・五%(据置)【乙】自力運行車輛同七・五%(同)【丙】鋼製貨車同七・五%(同)【丁】其他同七・五%(同)、自動車輛及び牽引自動車【甲】自動車從價五〇%(一割弱上)【乙】牽引自動車同二割弱上)【丙】其他同二割弱下)、別號に掲げざる車輛【甲】自動車(一)二輪自轉車百疋一五・二〇(据置)(一)其他從價一五%(同)【乙】其他同二割弱上)、ポンプ(送風機及氣體壓縮機を含む)【甲】人力に依り運轉せらるるもの(一)鐵鋼製從價一

二・五%(略据置)(二)其他同二・五%(同)【乙】其他(一)一箇の重量五百疋以内從價一〇%(据置)(二)其他同七・五%(同)、金屬壓延機械裝置(同)五・二%(同)、金屬工機械、木山機械其他硬質物加工機械(別號に掲げざるもの)【甲】人力に依り運轉せらるるもの從價一〇%(略据置)【乙】氣動のもの同二割弱上)【丙】其他同二割弱上)、金屬精鍊塊、骸炭爐及別號に掲げざる其の部分品並に付屬機械裝置從價五%(据置)、試錐機、切炭機、碎鑛機、選炭機、選鑛機、掘鑿機、浚渫機及別號に掲げざる其の部分品無稅(一割弱下)、農業機械及別號に掲げざる農業機械部分品無稅(据置)機械及裝置(別號に掲げざるもの)從價二・五%(略据置)、機械及裝置の部分品(別號に掲げざるもの)【甲】軸從價一〇%(据置)【乙】シャフトカップ

リング同一〇%(同)【丙】ワイール及カム同一〇%(同)【丁】ロール及ローラー同一〇%(同)【戊】油壺及グリース壺同一〇%(同)【己】其他同二・五%(略据置)

第十二類 雜品  
(以下省略)。

**厚生省** 國民體位の向上及び國民福祉の増進に關する事項を司掌せしむる目的で設置された新省で初代大臣に侯爵木戸幸一親任せらる。組織と事業は大略左の如し。

- 大臣官房の外に次の五局一院とする。
- △労働局(一)労働條件の改善に關する事項
- (二)労働衛生の向上に關する事項
- (三)労働需要の調整に關する事項
- △社會局(一)社會施設の刷新擴充に關する事項
- (二)救護救療の普及に關する事項

(三)母性乳幼児の養護及び兒童の保護に關する事項

△體力局(一)體育運動團體の統制及び指導者の養成に關する事項

(二)國民體力向上施設の擴充に關する事項

(三)國民體力の検査に關する事項

△衛生局(一)環境衛生及びその環境への適應に關する事項

(二)住宅の改良及び供給に關する事項

(三)榮養の改善及び食品の取締に關する事項

△醫務局(一)醫藥制度の改善に關する事項

(二)國民的疾病的防滅に關する事項

(三)傳染病の撲滅に關する事項

△保險院。

政治經濟新語解説

昭和十三年二月一日印刷  
昭和十三年二月五日發行

著作者 菅 順之助

發行者 東京市神田區神保町一丁目廿三番地  
株式會社 同 文 館

印刷者 東京市蒲田區仲六郷一丁目五番地  
株式會社 三省堂蒲田工場

喜多見 昇

不 許  
複 製

發行所 東京市神田區  
神保町一丁目 株式會社 同 文 館

振替東京一三五番

政經新語

【錢拾參價定】

經濟學博士 阿部賢一編  
**最新商業經濟辭典**  
 新判一四〇頁 價三・八〇 送三  
 内容は理論的部門と實際的部門を出来る限り廣範圍に涉獵した項目一萬二千四百七十餘。

商學士 安藤春夫著  
**國家經濟と公債經濟**  
 菊判三〇頁 價二・七〇 送・四  
 新しき意味の財政學の見地より公債經濟を検討せる名著。

商學士 小樽高商教授 室谷賢治郎著  
**取引稅の研究**  
 菊判三四頁 價二・〇〇 送・四  
 最巨額の收入を調達し得べき唯一の方途は取引稅を除きて他なし。

山口高商教授 古川榮一著  
**經營經濟學概論**  
 菊判二八〇頁 價一・八〇 送・四  
 獨逸・米國・英國・日本に於ける發達—經營經濟及企業の概念—經營の形態—企業の形態等—

商學士 山城章著  
**經營比較論**  
 菊判三六頁 價一・八〇 送・四  
 經營比較とは比較の方法によつて經營經濟の成績を正しく判斷せんとするものである。

商學士 沼田嘉穂著  
**經營費用論**  
 菊判四八頁 價二・〇〇 送・四  
 費用を經營一般との關聯に於いて究明せんとした。

經濟專門教授 沼田嘉穂著  
**經營利潤論**  
 菊判三四頁 價一・八〇 送・四  
 經營經濟的利潤の總括的研究として我國最初の書。

東京市神田區 同文館 振替東京一三五番 (電話二一七) 神田

安田銀行外國課長 內野一太郎著  
**我國金融事情解説**  
 菊判三〇〇頁 價一・〇〇 送・〇九  
 我國金融界の實相を最新の資料と實際家としての見地より捉へ平易懇切に解説。

角野政雄著  
**外國爲替の常識**  
 菊判三〇〇頁 價一・二〇 送・一〇  
 外國爲替の實務、理論を説いた書として好評噴々。發行一ヶ月にして八版發行。

銀行事務會計  
 菊判五〇〇頁 價四・〇〇 送・三  
 獨特の鳥瞰的圖表によるシステムの創案により實務處理の便に資してゐる。

商學士 大槻爲八著  
**最新外國爲替實務誌**  
 菊判六三〇頁 價四・〇〇 送・三  
 實務家必携の書たるのみならず爲替の實際と理論を知らむと欲する者の參考書。

商學士 濱谷源藏著  
**貿易經營概説**  
 菊判三〇〇頁 價二・三〇 送・四  
 單なる國際理論でも、輸出入手續を叙したものでない。貿易業者の好個の參考書。

最近貿易實務誌  
 菊判五八〇頁 價四・八〇 送・三  
 理論並に萬端の實務を詳説し、書式を豊富にし具體的實務を明瞭とした。

貿易會計  
 菊判三〇〇頁 價一・八〇 送・四  
 法域を別にし異なる貨幣制度の下に在る者を相手とする貿易取引の會計整理法。

東京市神田區 同文館 振替東京一三五番 (電話二一七) 神田

高岡高商教授 向井梅次著	近倉 菊判三四頁 價二・〇〇 送・二四	倉庫業一般の傾向及港灣・保税・都市及農業倉庫の各部分について特に力を入れてゐる。
向井梅次監修 倉庫研究会編	倉庫研究 (1) 菊判一七〇頁 價一・〇〇 送・〇九	中小倉庫は農業倉庫・並に各種組合倉庫の脅威下に於て今後如何なる針路を採るべきや。
東京商大教授 商學博士 増地庸治郎著	我が國株式會社に於ける 株式分散と支配 菊判一六四頁 價一・〇〇 送・一〇	我が國重要株式會社の實情を調査し検討してゐる。
早大教授商學博士 長谷川 安兵衛著	我企業豫算制度の 實證的研究 菊判三〇〇頁 價二・七〇 送・二四	著者が凡ゆる努力と困難を顧みず前後三ヶ年間我國各種産業につき調査した結晶。
帝國計理士協會 理事 岩垂 至著	經營豫算實務 四判三三頁 價一・〇〇 送・二四	解り易く實務的に豫算のたて方と使ひ方を説いたもの。
東京商大名譽教授 法學博士 内池廉吉著	改商學概論 菊判四〇頁 價二・七〇 送・二四	商業の意義及び機能・商業の發達・商業の發生・商業思潮の變遷・商業の種類等々。
小樽高商教授 室谷賢治郎著	商學提要 菊判三〇頁 價二・五〇 送・二四	商業學界の新鋭室谷教授が最新の法規慣習を注視し、新資料により書下された書。

—同—〇三—

東京商大教授 佐藤 弘著	商 菊判五〇〇頁 價三・〇〇 送・三三	本書は技術上並に取引上多種の商品につき生産より消費に到る迄懇切に解説する。
帝國計理士協會 理事 岩垂 至編	計 算 必 携 三判三四頁 價一・二〇 送・〇九	説明と算例を設けて算出法を示してある。本書一冊あれば極めて迅速簡單、正確に答を得。
帝國計理士協會 理事 飯村淑人著	會社實務精誌 菊判六七〇頁 價四・八〇 送・三三	凡ての會社問題及會社の内部關係や社員の退社問題登記手續、組織の要項など懇切詳説。
帝國計理士協會 理事 香嶋利四郎著	會社稅務 基礎知識 新稅例 四判二八〇頁 價二・二〇 送・二四	會社稅法の解釋並に運用の基礎知識を説明。
帝國計理士協會 理事 松岡元三郎著	實稅務會計 四判二七〇頁 價一・八〇 送・一〇	主な稅種の本質と其稅務會計の實際とを解り易く紹介す。
産業能率研究所長 上野陽一編	專 務 必 携 菊半截判三三〇頁 價一・〇〇 送・〇九	能率界の權威上野先生が科學的に書かれた事務家虎の巻。
同文館 編輯所編	商業作法必携 菊半截判一五〇頁 價一・五〇 送・〇六	實業人として心得へ置くべき禮儀作法の全般に互つて説く。

—同—〇四—

東京市保町一丁目 同文館 電話 二二一七番  
東京市保町一丁目 同文館 電話 二二一七番  
東京市保町一丁目 同文館 電話 二二一七番







¥.30